



神奈川県

平成 26 年度

かながわの情報公開・個人情報保護

運用状況年次報告書

平成 27 年 11 月

平成 26 年度かながわの情報公開・個人情報保護

運用状況年次報告書 目次

本 編

【運用状況の概要】

平成 26 年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況（概要） -----	1
--	---

【情報公開制度】

I 制度のあらまし

1 制度のしくみ -----	7
2 行政文書公開制度の内容	
(1) 制度の目的と基本的な考え方 -----	7
(2) 公開請求の対象 -----	8
(3) 公開請求ができる人 -----	8
(4) 非公開とすることができる情報 -----	8
(5) この制度を利用される人の責務 -----	8
(6) 行政文書の公開請求手続の流れ -----	9
3 情報提供の内容	
(1) 情報提供の目的 -----	10
(2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条） -----	10
(3) 県政情報の公表（条例第 22 条） -----	10
4 県政情報センター及び地域県政情報コーナーにおける情報提供	
(1) 県政情報センター及び地域県政情報コーナー -----	10
(2) 県政情報センターにおける情報提供 -----	10

II 運用状況

1 概要 -----	12
2 行政文書公開請求の状況	
(1) 請求者、請求件数、請求内容 -----	12
(2) 県以外の第三者の情報の請求件数 -----	15
(3) 請求に対する処理の状況 -----	16
(4) 非公開情報の内訳 -----	17
(5) 諾否決定に対する不服申立て -----	18
3 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について -----	23
4 情報提供の状況	
(1) 行政資料の閲覧・貸出し等 -----	24
(2) 行政資料の有償販売 -----	24
(3) 航空写真の提供 -----	24
(4) パンフレット等による情報提供 -----	24

(5) インターネット情報端末による情報提供 -----	24
情報公開審査会の審議状況 -----	26

【個人情報保護制度】

制度のあらまし	
1 制度のしくみ -----	29
2 個人情報保護制度の内容	
(1) 制度の目的と特徴 -----	29
(2) 制度に関する基本的事項 -----	30
(3) 実施機関に係る制度の概要 -----	30
(4) 事業者に係る制度の概要 -----	33
運用状況	
1 概要 -----	35
2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求の状況	
(1) 開示請求の件数 -----	37
(2) 開示請求の内容 -----	38
(3) 開示請求に対する処理の状況 -----	38
(4) 不開示理由別内訳 -----	39
(5) 訂正請求の状況 -----	39
(6) 利用停止請求の状況 -----	39
(7) 開示等の請求拒否処分に対する不服申立て -----	39
3 簡易開示の状況	
(1) 簡易開示の対象 -----	41
(2) 簡易開示の請求件数 -----	41
4 問い合わせ・苦情相談の状況 -----	44
5 実施機関の事務登録の状況 -----	45
6 事業者の業務登録の状況	
(1) 登録の件数 -----	47
(2) 登録の内訳 -----	47
(3) 登録事務の流れ -----	47
(4) 制度の廃止 -----	47
7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況	
(1) 事故・不祥事の発生状況 -----	51
(2) 事故・不祥事防止への対応 -----	52
個人情報保護審査会の審議状況 -----	53
制度の普及啓発活動	
1 県民、事業者への制度周知	
(1) 県民に対する意識啓発 -----	55

(2) 事業者に対する意識啓発 -----	55
2 職員への意識啓発 -----	56
3 個人情報保護啓発強調月間の実施 -----	56

【情報公開・個人情報保護審議会】

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

1 審議会の開催状況 -----	57
2 審議会の審議状況	
(1) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況 -----	58
(2) 特定個人情報保護評価に関する審議状況 -----	59
(3) 個人情報保護制度の見直しに係る諮問に関する審議状況 -----	59

資料編

資料1 情報公開審査会答申の概要	
情報公開審査会答申の概要 第587号～第603号 -----	63
資料2 個人情報保護審査会答申の概要	
個人情報保護審査会答申の概要 第165号～第170号 -----	92
資料3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書 -----	99
資料4 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況 -----	117

概 要

平成 26 年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況（概要）

I 情報公開制度の運用状況

「行政の透明性」を高め、「開かれた県政」をさらに推進していくため、県民の皆さんとのより一層の情報共有化をめざして、情報公開制度を実施しています。

1 情報公開の請求状況

請求者数は前年度比 8.3%増、請求件数は前年度比 22.1%減となりました。

年 度	請 求 者 数 (人)	請 求 件 数 (件)
58～21	23,001	165,478
22	2,391	7,695
23	1,618	6,911
24	1,783	5,744
25	2,008	8,563
26	2,175	6,674
計	32,976	201,065

(1) 前年度との比較

	平成 26 年度	平成 25 年度	前 年 比
請求者数	2,175 人	2,008 人	167 人(8.3%)
請求件数	6,674 件	8,563 件	△1,889 件(△22.1%)

○ 請求件数減少の主な要因は、医療法人の財務関係書類（△693 件）、放置車両確認等事務日報（△666 件）などです。

(2) 請求件数の多い行政文書（上位 5 項目）

平 成 26 年 度	平 成 25 年 度
①特定の道路標示塗装業務に関する文書 (922 件)	①医療法人の財務関係書類 (1,542 件)
②学校法人の財務関係書類 (904 件)	②学校法人の財務関係書類 (1,092 件)
③医療法人の財務関係書類 (849 件)	③放置車両確認等事務日報 (666 件)
④教育課程説明会の資料等 (393 件)	④特定の道路標示塗装業務に関する文書 (542 件)
⑤政治資金収支報告書等 (299 件)	⑤県知事発注工事の設計書等 (383 件)

○ 請求件数が多い上位 5 項目で全体の約 5 割を占めています。

2 情報公開請求の処理状況

(平成 26 年度)

公 開	一部公開	非公開	計
2,150 件	4,136 件	388 件	6,674 件

○ 請求件数のうち、全部を公開した割合は 32.2%（平成 25 年度 33.2%）、一部を公開した割合は 62.0%（平成 25 年度 62.9%）、非公開とした割合は 5.8%（平成 25 年度 3.9%）となっています。

○ 非公開理由の内訳は、個人に関する情報 3,023 件（平成 25 年度 4,813 件）、法人等に関する情報 2,247 件（平成 25 年度 2,388 件）、事務等に関する情報 317 件（平成 25 年度 506 件）となっています（1 件の文書で複数の非公開理由に該当する場合があります）。

○ なお、非公開 388 件のうち、15 件は全部非公開、358 件は文書不存在、14 件は存否応答拒否、1 件は却下によるものです。

3 各実施機関別請求件数

実施機関名		平成 26 年度	平成 25 年度	前年比
知 事		3,862	5,404	△1,542
内 訳	ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	3	-	3
	政 策 局	73	58	15
	総 務 局	96	149	△53
	安全防災局	17	64	△47
	県 民 局	976	1,225	△249
	環境農政局	98	115	△17
	保健福祉局	1,596	2,057	△461
	産業労働局	73	75	△2
	県土整備局	799	1,473	△674
	会 計 局	43	6	37
	地域県政総合センター等	88	182	△94
	公営企業管理者		102	34
病 院 機 構		86	2	84
議 会		29	10	19
教 育 委 員 会		644	586	58
人 事 委 員 会		5	0	5
監 査 委 員		5	17	△12
選挙管理委員会		326	283	43
収 用 委 員 会		1	0	1
公 安 委 員 会		47	11	36
警 察 本 部 長		1,567	2,216	△649
合 計		6,674	8,563	△1,889

○ なお、件数の多い保健福祉局では医療法人の財務関係書類が 53%、警察本部長では特定の道路標示塗装業務に関する文書が 58%、県民局では学校法人の財務関係書類が 93%、県土整備局では特定地に係る用地図、平面図等が 19%を占めています。

○ 平成 26 年 4 月 1 日付組織改編により、ヘルスケア・ニューフロンティア推進局が設置されました。

4 不服申立件数と処理状況

(平成 26 年度)

不服申立件数			処 理 状 況						
	前年度からの継続審議	26年度受理(諮問件数)	情報公開審査会からの答申			取下げ	中断	審議中	
			請求人主張全部認容	請求人主張一部認容	請求人主張否認				
51 件	40 件	11 件	17 件	1 件	4 件	12 件	18 件	3 件	13 件

○ 平成 26 年度に受理した諮問は 11 件（平成 25 年度 34 件）でした。

5 「県民の求めに応じた情報提供制度」について

平成 26 年度において、情報公開請求によらず、迅速かつ簡易な手続きである県民の求めに応じて情報提供した行政文書として、各種届出帳、法人の財務関係書類、工事の設計書等が挙げられます。

6 県主導の第三セクター等の情報公開について

県主導の第三セクター等 31 団体においても、各団体の規程に基づき情報公開制度を運用しており、平成 26 年度は 3 団体に対して 14 件の公開申出がありました。

また、指定管理者にも同様に情報公開制度を運用することを条例で求めています。平成 26 年度は、2 団体に対して 2 件の公開申出がありました。

II 個人情報保護制度の運用状況

県内における個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害の防止等を目的として、個人情報保護制度を実施しています。

1 利用状況

年度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)									
		自己情報の請求件数					小計	是正 ※2	問合せ 照会	苦情 相談等	合 計
		開示 請求	簡易 開示	訂正 請求	利用停 止請求 ※1						
2～21	289,248	2,744	278,530	39	80	281,393	10	7,722	353	289,478	
22	13,448	520	12,643	1	11	13,175		169	104	13,448	
23	13,671	525	12,881	2	2	13,410		160	101	13,671	
24	26,809	2,680	23,922	3	2	26,607		109	93	26,809	
25	32,836	2,556	30,033	3	0	32,592		148	96	32,836	
26	32,983	1,457	31,357	0	1	32,815		110	58	32,983	
計	408,995	10,482	389,366	48	96	399,992	10	8,418	805	409,225	

※1 平成 17 年 4 月 1 日から、是正の申出制度に代わり導入されました。

※2 平成 16 年度末で廃止されました。

2 開示請求等の処理状況

(平成 26 年度)

開 示 請 求					計	訂正 請求	利用停止 請求
開 示	一部開示	不開示	取下げ	却 下			
825 件	569 件	58 件	5 件	0 件	1,457 件	0 件	1 件

- 実施機関別では、開示請求 1,457 件のうち、教育委員会が 720 件、警察本部長が 595 件、知事が 56 件(保健福祉局 17 件、県民局 16 件、県土整備局 10 件など)、病院機構が 80 件などとなっています。
- 不開示決定の 58 件のうち 55 件が文書不存在によるものです。
- 自己情報の利用停止請求 1 件は不停止の決定でした。

※簡易開示（口頭で請求して、その場で開示を受ける）による請求が多かった個人情報

平成 26 年度		平成 25 年度	
①高等学校入学者選抜	(25,878 件)	①高等学校入学者選抜	(24,906 件)
②公立学校教員採用候補者選考試験	(2,863 件)	②公立学校教員採用候補者選考試験	(2,609 件)
③職員採用 I 種試験	(634 件)	③警察官採用試験	(538 件)

- 開示の対象者（受験者数等）に対して請求者の割合は 35.7%で、最も請求が多かった高等学校入学者選抜については 51.3%となっています。

3 不服申立件数と処理状況

(平成 26 年度)

不服申立件数			処 理 状 況					
	前年度からの 継続審議	26 年度受 理(諮問件 数)	個人情報保護審査会からの答申			取下げ	審議中	
			請求人主張全 部認容	請求人主張一 部認容	請求人主張否 認			
7 件	6 件	1 件	6 件	0 件	0 件	6 件	0 件	1 件

- 平成 25 年度の答申は請求人主張一部認容が 2 件ありましたが、平成 26 年度の答申は全て請求人主張否認でした。

4 県の個人情報取扱事務登録件数・事業者の個人情報取扱業務登録件数

(1) 県の個人情報取扱事務登録

(平成 26 年度末)

事 務 数	文書件名数
3,358 件	12,551 件

- 県の機関において、個人を検索しうる形で個人情報が記録された行政文書を取り扱う事務を登録しています。

(2) 事業者の個人情報取扱業務登録

(平成 26 年 9 月末)

事 業 者 数	業 務 数
6,604 事業者	11,787 件

- 個人情報取扱業務登録制度とは、民間事業者が取り扱う個人情報の目的や収集する項目などを県に登録し、ホームページで県民の皆様にご覧いただくもので、平成 26 年 9 月末で廃止しました。

5 県における個人情報に係る事故・不祥事の状況

県における個人情報に係る事故等が、平成 26 年度は 47 件ありました。実施機関別では、教育委員会が 35 件 (74.5%)、知事が 8 件 (17.0%)、公営企業管理者が 4 件 (8.5%) となっています。また、知事における部局別の内訳は、産業労働局、県土整備局が各 2 件 (各 25.0%)、政策局、総務局、安全防災局、その他が各 1 件 (各 12.5%) となっています。

県では、職員キャリア開発支援センターのパワーアップ研修や県機関が主催する職員研修、イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。また、情報公開課で防犯ブザー付きカバンを希望する所属へ貸出しており、個人情報を含む書類等を持ち運ぶ際の事故防止を図っております。

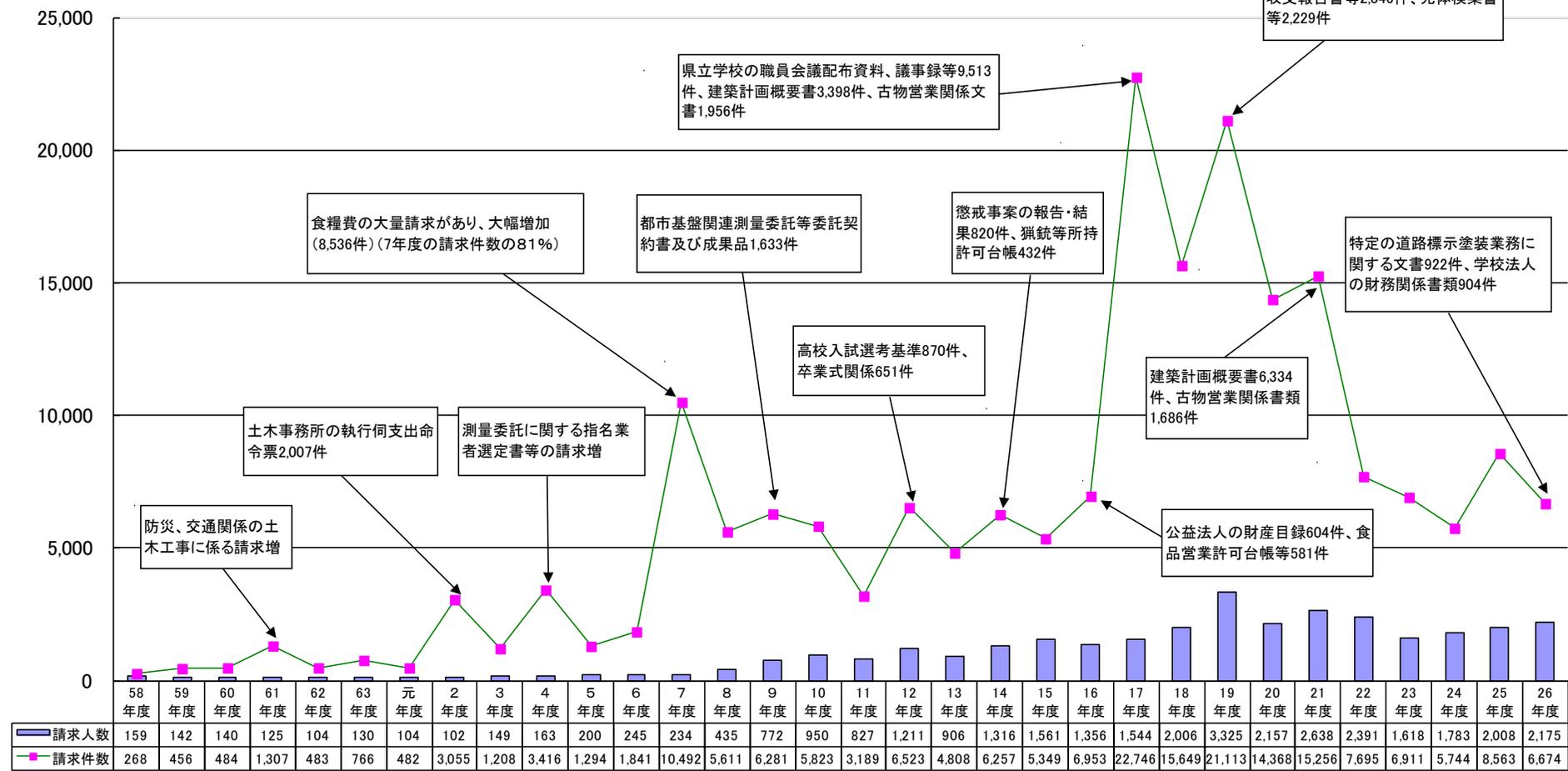
6 制度の普及活動

平成 26 年度に作成の、事業者が個人情報を保護しながら、適切に活用するための重要なポイントをまとめたパンフレット「事業者の皆様へ 守りましょう！ 個人情報と 皆の信頼」及び平成 25 年度に作成した、過剰反応の具体的な事例やその対応策、日常生活の中で個人情報を取り扱うにあたって注意すべき点など、県民・事業者の両方に活用していただくための Q&A を掲載したパンフレット「必要な個人情報まで『過保護』にいませんか」を、市町村等を通じて配布しました。

また、消費者庁との共催で、「番号制度（マイナンバー）の概要」をテーマに個人情報保護法の説明会を開催したところ、274 名の方の参加をいただきました。

行政文書公開請求の推移

人数・件数

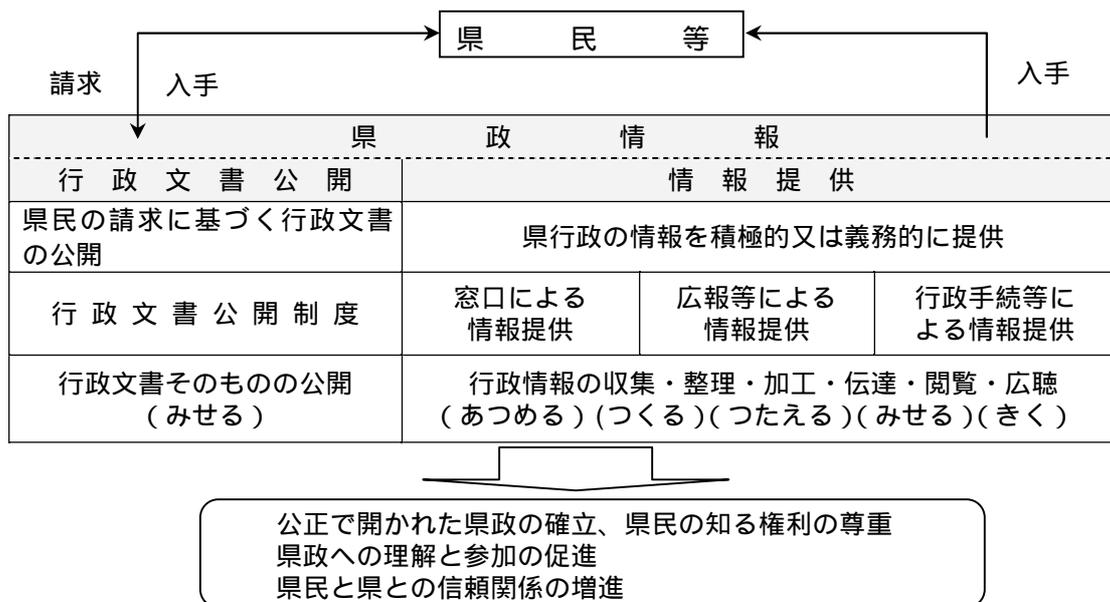


情 報 公 開 制 度

制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています(条例第 1 条)。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします(条例第 2 条)。

(2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）

イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の 13 機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第 3 条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第 4 条）。

(4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など 7 項目の非公開とする情報が定められています（条例第 5 条）。

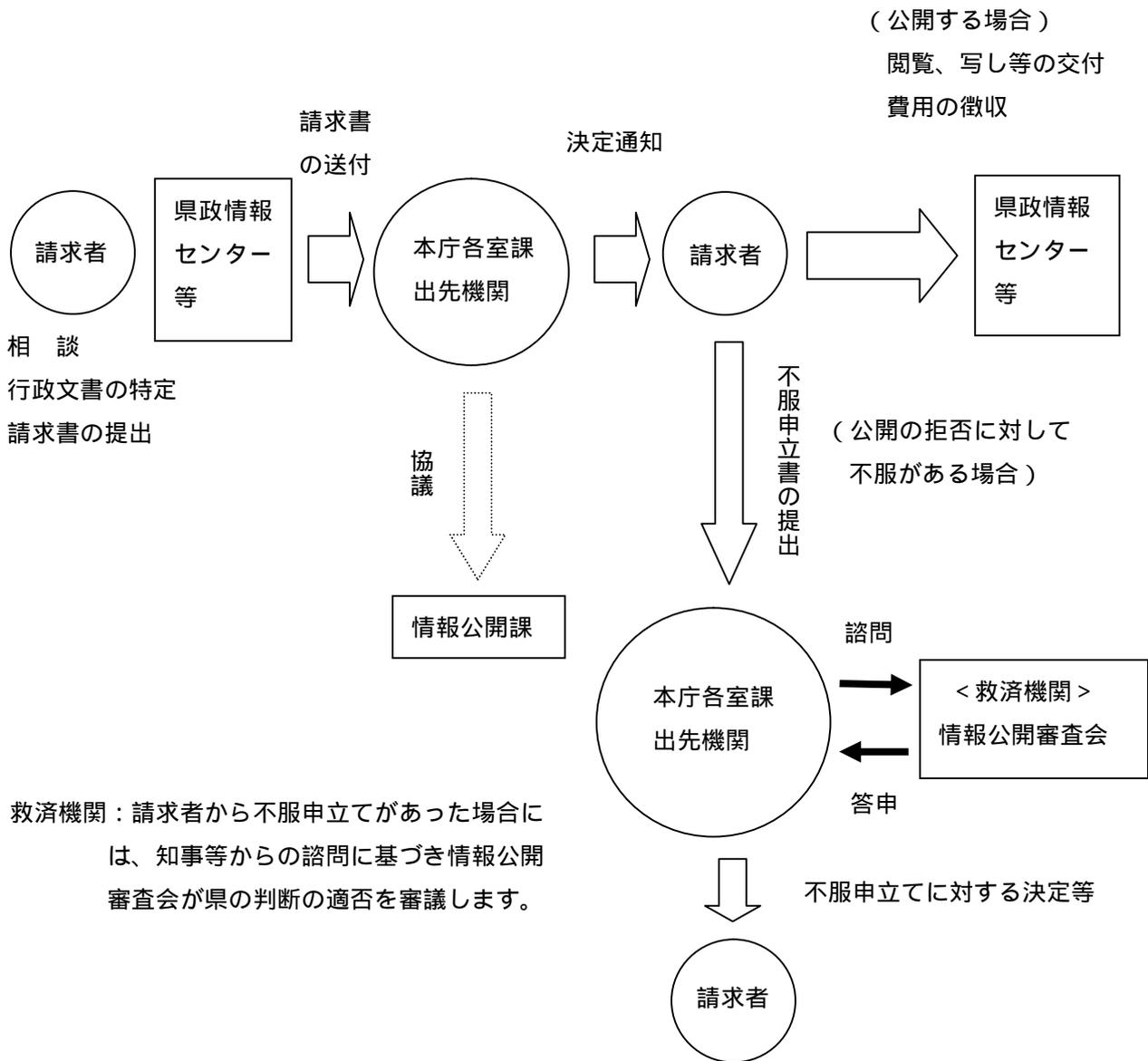
この 7 項目のいずれかに該当する情報が記録されている場合でも、非公開部分を容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合は、一部公開します（条例第 6 条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第 8 条）。

(5) この制度を利用される人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第 28 条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



知事以外の実施機関の場合は、異なる場合がある。

3 情報提供の内容

(1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

(2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書

既に公表されている情報のみが記載されている行政文書

その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

(3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

4 県政情報センター及び地域県政情報コーナーにおける情報提供

(1) 県政情報センター及び地域県政情報コーナー

県政情報センターは、県民への情報提供、行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として設置されています。

また、県民への情報提供の窓口として横浜及び川崎に地域県政情報コーナーが、県民への情報提供及び行政文書の公開並びに個人情報の保護の窓口として地域県政総合センターに地域県政情報コーナーが設置されています。

(2) 県政情報センターにおける情報提供

ア 行政資料等の提供

各所属が収集、作成した行政資料の貸出、閲覧及び情報公表の場として、公開決定情報等の提供を行っています。

また、各所属作成の行政資料を各地域県政情報コーナー等 13 機関に発送するほか、県と市町村（28 市町村）との行政資料の交流を実施しています。

イ パンフレット等の配架等

パンフレット類（行事案内、各種募集要項等）を新庁舎及び第二分庁舎のパンフレットコーナーに配架するほか、月 3 回・31 施設に発送しています。

ウ 展示コーナーによる情報提供

庁舎内のパネル展示板を利用し、県の重点事業や施策の紹介及び試験合格者番号を掲示しています。

エ 県刊行物の有償頒布

県が発行する刊行物の中から、統計書、白書などを6書店に委託し、販売しています。

オ 航空写真の提供

県の所有する県内全域航空写真(昭和29年度版～平成8年度版)の複製申込みの受け付けを行っています。

カ インターネット情報端末の設置

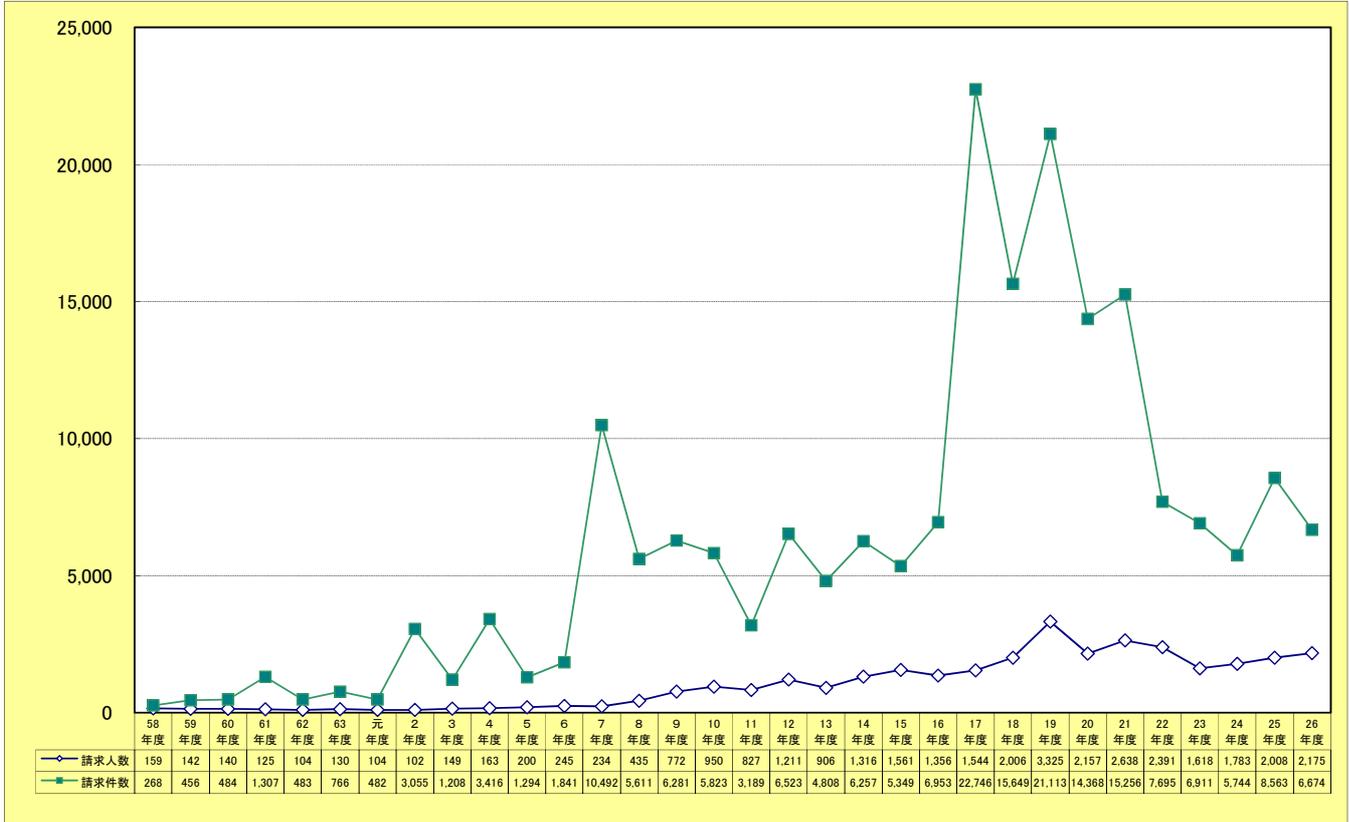
県政情報センターにインターネット情報端末を設置し、国、都道府県、市町村のホームページの閲覧に供しています。

II 運用状況

1 概要

平成 26 年度は、行政文書公開の請求件数（請求対象文書件数）が前年度よりも減少し、6,674 件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 26 年度の請求者数は 2,175 人（前年比 167 人増）と 3 年連続で増加しましたが、請求件数については 6,674 件（前年比 1,889 件減）と、減少しました。請求件数の多い主な行政文書は（表－2）のとおりです。

（表－2）請求件数の多い行政文書（上位 10 項目）

26 年度	25 年度
①特定の道路標示塗装業務に関する文書（922 件）	①医療法人の財務関係書類（1,542 件）
②学校法人の財務関係書類（904 件）	②学校法人の財務関係書類（1,092 件）
③医療法人の財務関係書類（849 件）	③放置車両確認等事務日報（666 件）
④教育課程説明会の資料等（393 件）	④特定の道路標示塗装業務に関する文書（542 件）
⑤政治資金収支報告書等（299 件）	⑤県知事発注工事の設計書等（383 件）
⑥県知事発注工事の設計書等（190 件）	⑥県立高等学校等の定期テスト（293 件）
⑦犯罪統計（151 件）	⑦特定地に係る用地図、平面図等（166 件）
⑦特定地に係る用地図、平面図等（151 件）	⑧犯罪統計（163 件）
⑨交通事故統計（111 件）	⑨政治資金収支報告書等（152 件）
⑩理容所・美容所の所在地等に関する文書（107 件）	⑩急傾斜地に係る図面等（147 件）

特定の道路標示塗装業務に関する文書のほか複数の部局、分野に渡る請求があります。

行政文書公開請求を情報分野別にみると、防災・防犯の1,629件、次いで保健衛生の1,600件、教育の1,577件、都市基盤の879件の順となっています(表-3)。

情報分野別の主な行政文書は(表-4)のとおりです。

(表-3)行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

(単位:件)

情報分野	58~21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
人口	1	-	-	-	-	-	1
土地・自然	290	200	8	1	-	4	503
資源・エネルギー	124	-	-	-	-	8	132
保健衛生	12,335	2,088	3,129	1,194	1,967	1,600	22,313
社会福祉	2,280	554	386	256	112	92	3,680
雇用	386	401	89	10	25	-	911
消費生活	195	-	2	1	13	3	214
教育	25,418	472	519	743	1,755	1,577	30,484
文化	581	8	3	2	8	-	602
防災・防犯	15,822	1,220	1,281	1,369	2,227	1,629	23,548
都市基盤	50,911	1,999	856	1,134	1,493	879	57,272
交通・運輸	2,917	-	-	3	-	-	2,920
環境	5,712	211	78	126	153	106	6,386
産業	2,602	147	188	286	187	128	3,538
行政一般	45,904	395	372	619	623	648	48,561
計	165,478	7,695	6,911	5,744	8,563	6,674	201,065

(表-4)分野別行政文書公開請求の内容

(単位:件)

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
土地・自然	4	特定の開発計画に関する資料(4)
資源・エネルギー	8	電力需給契約書(8)
保健衛生	1,600	医療法人の財務関係書類(849)、理容所・美容所の所在地等に関する文書(107) 飲食店の名称、所在地等に関する文書(77)
社会福祉	92	社会福祉法人等の財務関係書類(33)、社会福祉法人等の監査に関する資料(31)
消費生活	3	特定の行政指導に関する文書(2)
教育	1,577	学校法人の財務関係書類(904)、教育課程説明会の資料等(393)
防災・防犯	1,629	特定の道路標示塗装業務に関する文書(913)、犯罪統計(151)、交通事故統計(111)
都市基盤	879	特定地に係る用地図、平面図等(151)、県知事等発注工事の設計書等(140)、急傾斜地に係る図面等(106)、公営企業管理者発注工事の設計書等(71)
環境	106	業務委託契約書等(15)、検査・指導に関する文書等(13)、遊漁船業者登録申請書等(12)、農地転用等に関する文書(11)、動物病院の開設届等(10)
産業	128	県知事等発注工事の設計書等(49)、大規模小売店舗立地法に基づく届出書等(26)
行政一般	648	政治資金収支報告書等(299)、清掃・環境整備業務委託に係る設計書等(49)、特定法人の財務関係書類等(37)、特定事業に対する補助金等の実績に関する書類(33)、選挙運動費用収支報告書等(27)
合計	6,674	

実施機関(又は部局)別にみると、保健福祉局の1,596件が最も多く、次いで警察本部長の1,567件、県民局の976件、県土整備局の799件の順となっています(表-5)。部局別の主な行政文書の内容と件数は(表-6)のとおりです。

(表-5) 行政文書公開請求件数の年度別・実施機関/部局別内訳

(単位:件)

部局名	11-16年度	H17改編後部局名	17-18年度	H19改編後部局名	19年度	H20改編後部局名	20-21年度	H22改編後部局名	22-25年度	H26改編後部局名	26年度
										ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	3
						知事室	11	知事室	2		
企画部	688	企画部	223	企画部	1,405	政策部	257	政策局	208	政策局	73
総務部	1,108	総務部	188	総務部	1,785	総務部	384	総務局	257	総務局	96
防災局	83	安全防災局	49	安全防災局	40	安全防災局	30	安全防災局	84	安全防災局	17
県民部	1,919	県民部	1,001	県民部	1,627	県民部	958	県民局	2,502	県民局	976
環境農政部	2,185	環境農政部	793	環境農政部	255	環境農政部	330	環境農政局	391	環境農政局	98
福祉部	1,111	保健福祉部	1,597	保健福祉部	694	保健福祉部	3,627	保健福祉局	9,638	保健福祉局	1,596
商工労働部	304	商工労働部	233	商工労働部	172	商工労働部	270	商工労働局	749	産業労働局	73
衛生部	2,813										
県土整備部	4,461	県土整備部	14,003	県土整備部	6,005	県土整備部	15,403	県土整備局	5,146	県土整備局	799
出納局	28	出納局	9	会計局	3	会計局	9	会計局	181	会計局	43
地区行政センター等	1,066	地域県政総合C等	395	地域県政総合C等	303	地域県政総合C等	326	地域県政総合C等	1,001	地域県政総合C等	88
知事部局計	15,766	知事部局計	18,491	知事部局計	12,289	知事部局計	21,605	知事部局計	20,159	知事部局計	3,862
公営企業管理者	144	公営企業管理者	202	公営企業管理者	242	公営企業管理者	392	公営企業管理者	347	公営企業管理者	102
		病院事業管理者	159	病院事業管理者	3	病院事業管理者	62	病院機構	51	病院機構	86
議会	923	議会	135	議会	58	議会	260	議会	57	議会	29
教育委員会	10,203	教育委員会	11,476	教育委員会	1,434	教育委員会	821	教育委員会	1,215	教育委員会	644
人事委員会	38	人事委員会	13	人事委員会	22	人事委員会	35	人事委員会	15	人事委員会	5
監査委員	225	監査委員	20	監査委員	12	監査委員	8	監査委員	26	監査委員	5
労働委員会	14	労働委員会	2	労働委員会	-	労働委員会	-	労働委員会	-	労働委員会	-
選挙管理委員会	844	選挙管理委員会	770	選挙管理委員会	2,445	選挙管理委員会	3,121	選挙管理委員会	929	選挙管理委員会	326
収用委員会	40	収用委員会	10	収用委員会	1	収用委員会	2	収用委員会	18	収用委員会	1
海区漁業調整委員会	10	海区漁業調整委員会	-	海区漁業調整委員会	-	海区漁業調整委員会	-	海区漁業調整委員会	-	海区漁業調整委員会	-
内水面漁場管理委員会	12	内水面漁場管理委員会	-	内水面漁場管理委員会	-	内水面漁場管理委員会	-	内水面漁場管理委員会	-	内水面漁場管理委員会	-
公安委員会	259	公安委員会	23	公安委員会	-	公安委員会	2	公安委員会	125	公安委員会	47
警察本部長	4,601	警察本部長	7,094	警察本部長	4,607	警察本部長	3,316	警察本部長	5,971	警察本部長	1,567
その他計	17,313	その他計	19,904	その他計	8,824	その他計	8,019	その他計	8,754	その他計	2,812
合計	33,079	合計	38,395	合計	21,113	合計	29,624	合計	28,913	合計	6,674

(表 - 6) 実施機関 / 部局別行政文書公開請求の内容

(単位: 件)

部局名	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	3	特定調査の入札に係る企画提案書及び審査結果(3)
政策局	73	特定事業に対する補助金等の実績に関する書類(33)
総務局	96	特定法人の財務関係書類等(35)、清掃・環境整備業務委託に係る設計書等(11)
安全防災局	17	温泉地学研究所の研究助成等に関する文書(4)、東日本大震災に伴う原子力災害対策等関係業務の募集等に関する文書(3)
県民局	976	学校法人の財務関係書類(904)
環境農政局	98	業務委託の契約書等(26)、遊漁船業者登録申請書等(12)、県知事等発注工事の設計書等(11)、動物病院の開設届等(10)
保健福祉局	1,596	医療法人の財務関係書類(849)、理容所・美容所の所在地等に関する文書(107)、飲食店の所在地等に関する文書(77)
産業労働局	73	大規模小売店舗立地法に基づく届出書等(26)
県土整備局	799	特定地に係る用地図、平面図等(151)、県知事発注工事の設計書等(133)、急傾斜地に係る図面等(106)
会計局	43	経常物品入札時の仕様書等に関する文書(13)、道路工事の支払いに関する文書(11)、所得税の源泉徴収に関する文書(9)
地域県政総合センター等	88	県知事発注工事の設計書等(46)
知事部局計	3,862	
公営企業管理者	102	公営企業管理者発注工事の設計書等(71)
病院機構	86	病院賠償責任保険に係る文書(67)
議会	29	政務活動費に関する書類等(26)
教育委員会	644	教育課程説明会の資料等(393)
人事委員会	5	特定年度の神奈川県職員採用試験の過去問題(5)
監査委員	5	特定の道路標示塗装業務の監査請求に関する文書(2)
選挙管理委員会	326	政治資金収支報告書等(299)、選挙運動費用収支報告書等(25)
収用委員会	1	特定事件に係る提出資料一式(1)
公安委員会	47	公安委員会の会議開催に関する文書(44)
警察本部長	1,567	特定の道路標示塗装業務に関する文書(913)、犯罪統計(151)、交通事故統計(111)
合計	6,674	

(2) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成26年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は4,657件で、全体の70%を占めました。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは41件、告知を行ったものは11件です(表-7)。

(表 - 7) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

(単位：件)

区 分	58～21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計
第三者情報の件数	103,279	4,902	5,181	4,545	6,577	4,657	129,141
調 査 件 数	8,284	309	139	65	482	41	9,320
告 知 件 数	9,136	46	10	14	276	11	9,493

(3) 請求に対する処理の状況

6,674 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが 2,150 件、一部を公開したものが 4,136 件、非公開としたものは 388 件でした(表 - 8)。

非公開 388 件のうち、15 件は全部非公開によるもの、358 件は文書不存在によるもの、14 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるもの、1 件は却下によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 32.2% (平成 25 年度 33.2%)、一部を公開した割合は 62.0% (同 62.9%)、非公開とした割合は 5.8% (同 3.9%) となりました。

(表 - 8) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位: 件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存 否	却 下	
58年度	212	44	12	268			6	268
59年度	359	73	24	456			-	456
60年度	390	86	8	484			-	484
61年度	1,212	70	25	1,307			-	1,307
62年度	248	121	114	483			-	483
63年度	370	160	236	766			-	766
元年度	401	58	23	482			-	482
2年度	2,751	214	90	3,055			-	3,055
3年度	918	191	99	1,208			-	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			-	3,416
5年度	906	353	35	1,294			-	1,294
6年度	965	860	16	1,841			-	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			-	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			-	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			-	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			-	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			-	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	163	3	6	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	152	3	4	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	459	3	2	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	318	3	8	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	225	4	13	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	415	5	3	22,746
18年度	11,696	3,557	396	15,649	364	5	-	15,649
19年度	9,529	10,431	1,153	21,113	785	356	2	21,113
20年度	10,414	3,707	247	14,368	231	2	-	14,368
21年度	11,479	3,557	220	15,256	197	8	5	15,256
22年度	3,268	4,247	180	7,695	157	11	6	7,695
23年度	2,210	4,546	155	6,911	139	11	3	6,911
24年度	2,316	3,226	202	5,744	188	6	-	5,744
25年度	2,845	5,388	330	8,563	238	4	78	8,563
26年度	2,150	4,136	388	6,674	358	14	1	6,674
	32.2%	62.0%	5.8%	100.0%				
計	107,010	87,085	6,970	201,065	4,389	438	137	201,065
構成比	53.2%	43.3%	3.5%	100.0%	-	-	-	

(注) 不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である。

(4) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成26年度は延べ5,735項に該当しています。この中で特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報(第1号)が3,023項で最も多

く、非公開情報全体の52.7%を占めています。次いで、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が2,247項、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が317項、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が74項となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の98.7%を占めました。（表 - 9）

（表 - 9）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳

（単位：件）

非公開情報の類型	58～21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
1号 個人に関する情報	59,363	3,663	4,030	2,664	4,813	3,023	77,556
2号 法人等に関する情報	30,066	2,335	3,391	1,964	2,388	2,247	42,391
3号 審議等に関する情報	1,143	-	-	16	12	17	1,188
4号 事務等に関する情報	14,568	652	482	367	506	317	16,892
5号 任意に提供された情報	79	9	2	-	1	-	91
6号 犯罪の予防等に関する情報	4,896	305	277	269	424	74	6,245
7号 法令等の規定による情報	969	2	1	2	65	57	1,096
(旧条例3号)国等からの依頼等に関する情報	131	-	-	-	-	-	131
計	111,215	6,966	8,183	5,282	8,209	5,735	145,590

(5) 諾否決定に対する不服申立て

平成26年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、11件あり、平成25年度（34件）と比べて23件減少しました。内容は、（表 - 11）の諮問第676号から諮問第686号までに記載のとおりです。

また、審査会では「情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め17件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が12件、「不服申立人主張一部認容」が4件、「不服申立人主張全部認容」が1件となっています。

今までの答申603件に係る審議回数は、平均3.9回、諮問から答申までの日数は、平均466日となっています。平成26年度に答申があった案件について、平均審議回数は4.4回、諮問から答申までの平均日数は約487日となっています。

（表 - 10）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て (諮問)件数	情報公開審査会				決定 件数
	答申件数	取下げ	中断	係属中	
686件	603件	67件	3件	13件	603件

決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。

(表 - 11) 平成 26 年度 不服申立て処理状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H16.2.20	H16.3.25			(中 断)		
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知 事	H16.5.25	H16.6.2			(中 断)		
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H16.5.18	H16.6.18			(中 断)		
638	特定の 2 法人の経緯報告書一部非公開の件	知 事	H25.1.23	H25.2.5	H26.4.24	587	不服申立人主張一部認容	H26.6.19	答申どおり (一部変更)
639	口頭意見聴取に係る記録公開拒否(存否応答拒否)の件	知 事	H25.2.19	H25.2.25	H26.7.18	588	不服申立人主張否認	H26.7.23	答申どおり (棄却)
641	特定の県立高等学校における職員の健康診断結果一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H25.3.19	H25.4.5	H26.9.24	589	不服申立人主張一部認容	H26.9.29	答申どおり (一部変更)
642	特定会議の議事録作成のための文書等非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H25.3.29	H25.4.9	H26.12.11	593	不服申立人主張一部認容	H27.1.9	答申どおり (一部変更)
643	特定の県立高等学校に係る文書等一部非公開の件(その2)	教 育 会 教 委 員 会	H25.4.17	H25.5.7	H26.9.24	590	不服申立人主張否認	H26.10.8	答申どおり (棄却)
644	事業を営む特定個人の県税の徴収に関する文書非公開の件	知 事	H25.4.25	H25.5.9	H26.9.24	592	不服申立人主張否認	H26.10.7	答申どおり (棄却)
645	特定の県立高等学校における生徒の健康調査票一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H25.5.22	H25.5.31	H26.9.24	591	不服申立人主張一部認容	H26.11.6	答申どおり (一部変更)
646	県立施設のあるべき姿について検討した文書一部非公開の件	教 育 会 教 委 員 会	H25.8.5	H25.8.8	H26.12.11	594	不服申立人主張全部認容	H27.1.9	答申どおり (全部変更)
647	特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件(その1)	知 事	H25.9.6	H25.9.19	H26.12.11	595	不服申立人主張否認	H26.12.19	答申どおり (棄却)
648	特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件(その2)	知 事	H25.9.9	H25.9.19	H26.12.11	596	不服申立人主張否認	H26.12.19	答申どおり (棄却)
649	県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する協定書一部非公開の件	知 事	H25.9.24	H25.10.1	H26.12.11	597	不服申立人主張否認	H26.12.17	答申どおり (棄却)
650	特定建物の取壊しに係る届出書一部非公開の件	知 事	H25.10.16	H25.10.23	H27.2.18	598	不服申立人主張否認	H27.3.18	答申どおり (棄却)

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
651	特定会儀の事務局メモ等一部非公開の件(その1)	教 育 委 員 会	H25.10.18	H25.10.25	H27.3.18	602	不服申立人主張否認	H27.3.30	答申どおり(棄却)
652	特定会儀の事務局メモ等一部非公開の件(その2)	教 育 委 員 会	H25.10.18	H25.10.25	H27.3.18	603	不服申立人主張否認	H27.3.30	答申どおり(棄却)
653	特定会儀の議事録等一部非公開の件	知 事	H25.10.31	H25.11.12	H27.2.18	599	不服申立人主張否認	H27.3.2	答申どおり(棄却)
654	教育委員会事務局メモ等不存在の件(その1)	教 育 委 員 会	H25.11.5	H25.11.26	H27.2.18	600	不服申立人主張否認	H27.3.3	答申どおり(棄却)
655	教育委員会事務局メモ等不存在の件(その2)	教 育 委 員 会	H25.11.5	H25.11.26	H27.2.18	601	不服申立人主張否認	H27.3.3	答申どおり(棄却)
656	特定の社会福祉法人に関する文書一部非公開の件	知 事	H25.9.12	H25.11.22			(審議中)		
657	特定の社会福祉法人に関する会計検査院監査の報告書等不存在の件	知 事	H25.11.18	H25.12.2			(審議中)		
658	特定の介護施設に対する実地指導に関する文書一部非公開の件(その1)	知 事	H25.11.5	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
659	特定の介護施設に対する実地指導に関する文書一部非公開の件(その2)	知 事	H25.10.31	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
660	特定の介護施設に対する実地指導に関する文書一部非公開の件(その3)	知 事	H25.10.31	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
661	特定の介護施設に対する実地指導に関する文書一部非公開の件(その4)	知 事	H25.10.31	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
662	特定の介護施設に対する実地指導に関する文書一部非公開の件(その5)	知 事	H25.12.6	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
663	特定の介護施設に対する実地指導に関する文書一部非公開の件(その6)	知 事	H25.12.6	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
664	特定の介護施設に対する実地指導に関する文書一部非公開の件(その7)	知 事	H25.12.6	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
665	特定の介護施設において発生した事実に関する文書一部非公開の件	知 事	H25.10.31	H25.12.18	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)				
666	特定の介護施設において発生した事実に関する文書一部非公開の件	知 事	H25.12.16	H25.12.27	(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.5 諮問取下げ)				

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
667	特定の介護施設に対する 実地指導に関する文書一部非公開の件（その8）	知事	H25.12.24	H26.1.9			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.8 諮問取下げ)		
668	特定の介護施設に係る届 出書一部非公開の件	知事	H26.1.23	H26.2.6			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.5 諮問取下げ)		
669	特定の介護施設に係る申 請書一部非公開の件	知事	H26.1.23	H26.2.6			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.5 諮問取下げ)		
670	特定地前の道路の塗装工 事に関する文書一部非公 開の件	公委 員会	H26.2.14	H26.2.26			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.10 諮問取下げ)		
671	特定地前の道路の塗装工 事に関する文書一部非公 開の件（その2）	公委 員会	H26.3.10	H26.3.26			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.10 諮問取下げ)		
672	特定の道路標示塗装工事 に関する文書一部非公開 の件（その1）	公委 員会	H26.3.10	H26.3.26			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.10 諮問取下げ)		
673	特定の道路標示塗装工事 に関する文書一部非公開 の件（その2）	公委 員会	H26.3.10	H26.3.26			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.10 諮問取下げ)		
674	特定の道路標示塗装工事 に関する文書一部非公開 の件（その3）	公委 員会	H26.3.10	H26.3.26			(H26.8.29 不服申立て取下げ) (H26.9.10 諮問取下げ)		
675	特定日に行われた会合の 報告書等一部非公開の件	知事	H26.3.24	H26.3.26			(審議中)		
676	県税の滞納整理事務に関 するマニュアル非公開の 件	知事	H26.6.30	H26.7.1			(審議中)		
677	特定個人の資格に関する 文書公開拒否（存否応答 拒否）の件	教委 育会	H26.6.20	H26.7.7			(審議中)		
678	特定の県立高等学校にお ける生徒の健康調査票等 一部非公開の件	教委 育会	H26.8.27	H26.9.2			(審議中)		
679	特定の建物に係る建築確 認申請書等不存在の件	知事	H26.9.9	H26.9.19			(H26.11.12 不服申立て取下げ) (H26.11.20 諮問取下げ)		
680	特定の調査に係る回答結 果等一部非公開の件	教委 育会	H26.10.20	H26.11.5			(審議中)		
681	特定の道路標示塗装業務 における工事請負契約に かかる積算単価表等一部 非公開の件	公委 員会	H26.10.15	H26.11.5			(審議中)		
682	監察医務における中毒 者・自殺者にかかる各種 データ等不存在の件	公委 員会	H26.10.23	H26.11.5			(審議中)		

諮問番号	不服申立て案件	受理機関	不服申立年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申の内容	決定年月日	決定内容
683	特定の業務に関する監査請求の実施通知一部非公開の件	代表 監査委員	H26.11.28	H26.12.5			(審議中)		
684	監察医務における中毒者・自殺者にかかる各種データ等不存在の件(その2)	知事	H26.12.10	H26.12.15			(審議中)		
685	特定の工事請負契約における別紙添付の竣工写真等不存在の件	公委 員会	H26.11.5	H27.2.18			(審議中)		
686	有料老人ホームに係る指導基準等一部非公開の件	知事	H27.3.4	H27.3.16			(審議中)		

3 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 31 団体においても、各団体が規程を作って情報公開制度を運用しています（表－12）。平成 26 年度は、3 団体に対して 14 件の公開申出がありました（表－13）。

（表－12）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等

(公財) 神奈川科学技術アカデミー (株) 湘南国際村協会 (公財) 神奈川文学振興会 (公財) 神奈川芸術文化財団 (公財) かながわ国際交流財団 (公財) 地球環境戦略研究機関 (公財) かながわ海岸美化財団 (公財) かながわトラストみどり財団 (公社) 神奈川県農業公社 (社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 (公財) かながわ健康財団 (公財) 神奈川産業振興センター 神奈川県道路公社 (公財) 神奈川県下水道公社 神奈川県住宅供給公社 (公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 (一財) 神奈川県厚生福利振興会 三崎マリン(株) (公財) 神奈川県栽培漁業協会 (社福) 神奈川県社会福祉協議会 (株) ケイエスピー (公財) 神奈川県労働福祉協会 (一財) あしがら勤労者いこいの村 (職訓) 神奈川能力開発センター (公財) 神奈川県都市整備技術センター (公財) 神奈川県公園協会 (株) 湘南なぎさパーク (一財) かながわ水・エネルギーサービス (一財) 神奈川県教育福祉振興会 (公財) 神奈川県体育協会
--	--

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

（表－13）県主導の第三セクター等に対する公開申出処理状況

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開 (不存在)	延伸中
(社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	2	0	1	1	0
神奈川県道路公社	11	10	0	1	0
(公財) 神奈川県都市整備技術センター	1	1	0	0	0
合 計	14	11	1	2	0

また、指定管理者は、条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、平成 26 年度は、2 団体に対して 2 件の公開申出がありました。

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の閲覧・貸出し等

県政情報センター行政資料コーナーには5万点余りの行政資料があり、行政資料の閲覧及び貸出しサービスを行っています。

また、各地域県政情報コーナー等へも送付し、県民の利用に供しています。

行政資料の貸出し状況

(単位：件)

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
件 数	2,813	3,333	2,718	2,227	2,228

(2) 行政資料の有償販売

平成元年4月から、県民への情報提供サービスの充実及び強化を図るために有償頒布制度を開始し、統計書、白書、報告書等を販売しています。

刊行物有償販売状況

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
種類(種)	130	100	127	107	125
販売部数(部)	4,376	4,652	5,009	4,049	4,134
県収入金額(千円)	1,734	2,061	2,149	1,814	1,733

(3) 航空写真の提供

県内全域の航空写真(昭和29、39、44、48、55、60年度版、平成2、8年度版)の複製、有償提供を行っています。

航空写真は、環境アセスメント、農地転用確認、林地開発確認等の用途に利用されています。

航空写真利用状況

(単位：件)

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
枚 数	1,298	1,512	1,298	2,813	1,142

(4) パンフレット等による情報提供

県民への情報提供の一環として、県政情報センター(新庁舎1階を含む)、横浜地域県政情報コーナー、川崎地域県政情報コーナー及び地域県政情報コーナー(6か所)並びに県民利用施設(23か所)の計32か所で、各所属等が作成したパンフレット等を配布しています。

(5) インターネット情報端末による情報提供

県のホームページによる情報提供が充実される中で、県民が身近な場所でインターネットを利用し行政情報を閲覧できるように、県政情報センターに情報端末機を設置しています。神奈川県ホームページのほか、国や県内市町村等のホームページが閲覧できます。

インターネット利用状況

(単位：人)

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 数	4,324	7,693	2,688	580	746

平成 24 年度末で各地域県政情報コーナーの情報端末機を廃止したため、平成 25 年度からは利用人数が減少している。

情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、公開することにより個人の権利利益を侵害する情報や、法人の競争上の地位を害する情報のように、条例第5条各号等の規定に照らして公開を拒むことに合理的な理由のある情報を除いて、公開しなければならないとされています。

平成26年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて4,524件ありました。諾否決定に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができますが、条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから決定等を行わなければならない旨の手續を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会は、立法の趣旨から、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手續についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。実施機関から諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、実施機関その他の関係者に提出を求めた上で、判断が行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

不服申立件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。平成26年度は部会を23回開催し、前年度からの係属案件と新たに諮問を受けた不服申立案件を調査審議の上、審査会として17件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨にかんがみ、審査会の答申は最大限尊重することとしており、答申の行われた不服申立案件について、実施機関は答申どおりの決定を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

平成27年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
相川 忠夫	関東学院大学大学院教授	
入江 直子	神奈川大学教授	
柿崎 環	明治大学教授	
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
西谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会長
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	

任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日

情報公開審査会の開催状況

(第一部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第136回	平成26年4月24日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第641号について審議した。 ・ 諮問第645号について審議した。 ・ 諮問第643号について審議した。 ・ 諮問第642号及び第646号について審議した。
第137回	平成26年5月22日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第641号について審議した。 ・ 諮問第645号について審議した。 ・ 諮問第643号について審議した。 ・ 諮問第642号及び第646号について審議した。
第138回	平成26年6月26日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第641号について審議した。 ・ 諮問第645号について審議した。 ・ 諮問第643号について審議した。
第139回	平成26年7月24日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第641号について審議した。 ・ 諮問第645号について審議した。 ・ 諮問第643号について審議した。 ・ 諮問第642号及び第646号について審議した。
第140回	平成26年8月25日(月) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第641号について審議した。 ・ 諮問第645号について審議した。 ・ 諮問第643号について審議した。 ・ 諮問第642号及び第646号について審議した。
第141回	平成26年9月11日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第642号及び第646号について審議した。 ・ 諮問第651号及び第652号について審議した。
第142回	平成26年10月23日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第642号及び第646号について審議した。 ・ 諮問第654号及び第655号について審議した。
第143回	平成26年11月27日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第651号及び第652号について審議した。 ・ 諮問第654号及び第655号について審議した。
第144回	平成26年12月25日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第651号及び第652号について審議した。 ・ 諮問第654号及び第655号について審議した。
第145回	平成27年1月22日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第651号及び第652号について審議した。 ・ 諮問第654号及び第655号について審議した。
第146回	平成27年2月26日(木) 神奈川県庁新庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第651号及び第652号について審議した。 ・ 諮問第675号について審議した。 ・ 諮問第677号について審議した。

(第二部会)

回数	開催月日及び開催場所	審議内容
第127回	平成26年4月22日(火) 神奈川県庁新庁舎	・出資団体の案件(3件)について審議した。 ・諮問第644号について審議した。
第128回	平成26年5月9日(金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第639号について審議した。 ・出資団体の案件(3件)について審議した。
第129回	平成26年6月17日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第647号及び第648号について審議した。 ・諮問第639号について審議した。
第130回	平成26年7月18日(金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第644号について審議した。
第131回	平成26年8月18日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第644号について審議した。 ・諮問第647号及び第648号について審議した。
第132回	平成26年9月9日(火) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第647号及び第648号について審議した。 ・諮問第649号について審議した。
第133回	平成26年10月3日(金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第650号について審議した。 ・諮問第653号について審議した。
第134回	平成26年11月10日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第650号について審議した。 ・諮問第649号について審議した。
第135回	平成26年12月15日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第653号について審議した。 ・諮問第650号について審議した。
第136回	平成27年1月19日(月) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第653号について審議した。 ・諮問第656号について審議した。 ・諮問第657号について審議した。
第137回	平成27年2月20日(金) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第656号について審議した。 ・諮問第657号について審議した。
第138回	平成27年3月11日(水) 神奈川県庁新庁舎	・諮問第656号について審議した。 ・諮問第657号について審議した。

(注)部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置づけられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えている。

個人情報保護制度

制度のあらまし

1 制度のしくみ

県では、平成2年10月1日に、都道府県で初めて個人情報保護条例を施行しました。これは、県、事業者、県民のそれぞれがその責務や役割を果たすことにより、積極的に個人情報保護の社会的なルールづくりに貢献していこうとする制度です。

その後、個人情報の電子化やネットワーク化の著しい進展等を背景に、平成15年5月に個人情報保護関連5法が公布され、民間事業者の個人情報保護について基本的ルールが定められたことや、国の行政機関に適用される個人情報保護制度について、新たな規定が盛り込まれたこと等を受け、平成17年3月、県の制度をさらに充実したものとするための一部改正を行い、また、平成17年7月には、公安委員会と警察本部長を実施機関に加える一部改正を行い、すべての県機関に条例が適用されることとなりました。さらに、平成21年度は地方独立行政法人を実施機関に加える一部改正や既存の審議会を統合し、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会を設置する一部改正を行いました。

平成22年度は、新たに保有個人情報を定義することや再受託者等に安全性の確保措置の義務を課した上で、その業務に従事する者に義務及び罰則を課すなどの一部改正を行い、平成22年8月3日（罰則に関連する規定は平成22年9月1日）に施行しました。

平成25年度は、個人情報取扱業務の登録制度を廃止する一部改正を行い、平成26年10月1日に施行しました。

平成26年度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき社会保障・税番号制度が平成27年10月から導入されることを踏まえ、同法と同様の特定個人情報の保護に関する規定を設けるなどの一部改正を行い、一部を除き平成27年10月5日から施行することとしています。（法令名の改正に伴う改正は公布日から施行。また、情報提供等記録に関する改正は平成29年1月の施行を予定。）

- 1 特定個人情報...個人番号をその内容に含む個人情報のこと
- 2 情報提供等記録...情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報の提供等をした際の電算上の記録のこと

2 個人情報保護制度の内容

(1) 制度の目的と特徴

この条例は、個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護が重要であることから、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、そのことによって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的としています（条例第1条）。なお、保護と利用のバランスが適切に図られるよう常に留意する必要があるという主旨で、平成26年度の条例改正において「個人情報の有用性

に対する配慮」に関しても規定しました。

(2) 制度に関する基本的事項

ア 対象となる個人情報の範囲（条例第2条）

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものです。平成26年度の条例改正において、いわゆる個人事業主及び団体の役員の情報を加えました。

なお、実施機関における個人情報の利用・提供、廃棄等に関する規定や、自己情報の開示・訂正・利用停止に関する規定については、その対象を保有個人情報（実施機関が保有している個人情報であつて、行政文書に記録されているもの）としています。

イ 対象となる県の機関及び責務（条例第2条、第3条）

県の機関とは、この制度を実施する県のすべての実施機関（次の13機関）及び県が設立した地方独立行政法人（県立病院機構）です。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

ウ 事業者及び責務（条例第2条、第4条）

事業者とは、事業を営む法人その他の団体又は事業を営む個人です。

事業者は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、県の施策に協力する責務を有します。なお、平成26年度の条例改正において、いわゆるプライバシーポリシー等の作成・公表を努力義務とする内容に改正しました。

エ 県民の役割（条例第5条）

県民は、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすようにしなければなりません。

(3) 実施機関に係る制度の概要

ア 実施機関の義務

個人情報を保護するため、実施機関には様々な義務が課せられていますが、そのうち主なものは、次のとおりです。

(ア) 思想、信条等に関する個人情報の取扱いの制限（第6条）

基本的な人権を侵害する危険性が高いことなどから、法令の規定に基づいて取り扱うときなど一定の場合を除き、思想、信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴並びに社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を取り扱ってはなりません。

(イ) 個人情報取扱事務の登録（第7条）

県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができ

るように、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければなりません。

また、登録した事項を神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければなりません。（平成22年4月から、神奈川県情報公開運営審議会と神奈川県個人情報保護審議会を統合し、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。）

(ウ) 取扱目的及び手段等による収集の制限（第8条）

誤った個人情報や、不必要な個人情報を収集することのないように、個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないとともに、法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、本人から収集しなければなりません。なお、平成26年度の条例改正において、本人以外から収集できる場合について、それまで審議会からの答申（類型答申）に基づき運用解釈で対応していた部分等について条文化する改正を行いました。

(I) 目的外の利用及び提供の制限（第9条、第9条の2、第9条の3）

法令等の規定に基づくとき、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、取扱目的以外の目的で保有個人情報を利用し、又は提供してはなりません。なお、平成26年度の条例改正において、目的外に利用・提供できる場合について、それまで審議会からの答申（類型答申）に基づき運用解釈で対応していた部分等について条文化する改正を行いました。また、保有特定個人情報の利用及び提供の制限に関する規定を設けました（第9条の2、第9条の3）。

(オ) オンライン結合による提供の制限（第10条）

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはならないこととするとともに、提供を新たに開始しようとするときは、本人の同意に基づくときなど一定の場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなりません。なお、平成26年度の条例改正において、審議会からの意見を聴くことを要さない場合として、法令等の規定に基づき提供するときなどを追加する改正を行いました。

(カ) 安全性、正確性等の確保措置（第11条）

個人情報の漏えい防止など、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、保有個人情報を最新なものとするよう努めなければなりません。

(キ) 取扱い等の委託（第13条）

事務又は事業の全部又は一部を委託するに当たり、受託者が講ずべき個人情報保護のための措置の内容を契約等により明らかにしなければなりません。

(ク) その他

職員等の義務（第12条）、指定管理者による個人情報の取扱い（第14条）、受託業務等に從事

する者の義務（第15条）、廃棄（第16条）、実施機関に対する苦情の処理（第17条）については、条例で実施機関等に義務が課せられています。

イ 県民の権利（開示、訂正及び利用停止の請求権）

県民等に対し、自己情報をコントロールする権利を保障するため、条例では、自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求権について規定しており、その概要は、次のとおりです。

(ア) 自己情報の開示請求権（第18条～第26条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、請求書を提出して開示を請求することができます。開示の請求があったときは、その保有個人情報を開示することにより、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとき、法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになるとき、個人の指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるときなど一定の事由がある場合を除き、その保有個人情報を開示しなければなりません。なお、平成26年度の条例改正において不開示情報に関する規定について、「不開示情報を除き開示しなければならない」旨条文上明示（第20条）するとともに、部分開示（第20条の2）、裁量的開示（第20条の3）、第三者に対する意見書提出の機会の付与（第23条の2）に関する規定を設けました。また、保有特定個人情報については、任意代理人による開示の請求も認めることにしました（第18条第2項）。

開示の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して15日以内に、開示又は不開示の決定をしなければなりません。また、開示の決定をしたときは、速やかに行政文書の閲覧又は写しの交付等の方法により保有個人情報を開示します。

試験結果等の保有個人情報については口頭による簡易開示の方法により行うことができます。

(イ) 自己情報の訂正請求権（第27条～第33条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、請求書を提出してその訂正を請求することができます。なお、平成26年度の条例改正において保有特定個人情報については、任意代理人による訂正の請求も認めることにしました（第27条第2項）。

訂正の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、訂正をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の訂正をしてその内容等を、訂正をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(ウ) 自己情報の利用停止請求権（第34条～第38条）

何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、請求書を提出してその利用の停止（消去又は提供の停止を含む。）を請求することができます。なお、平成26年度の条例改正において保有特定個人情報（情報提供

等記録を除く)については、任意代理人による利用停止の請求も認めることにしました(第34条第2項)。

利用停止の請求があったときは、やむを得ない理由があるときを除き、請求があった日から起算して30日以内に、利用停止をする旨又はしない旨の決定をしなければなりません。

実施機関は、利用停止をする旨の決定をしたときは当該請求に係る保有個人情報の利用停止をしてその内容等を、利用停止をしない旨の決定をしたときはその旨及びその理由を、請求者に書面で通知しなければなりません。

(I) 決定に対する救済(神奈川県個人情報保護審査会(第40条))

開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定について不服申立てがあった場合は、審査の公正を保つため、神奈川県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければなりません。

(4) 事業者に係る制度の概要

個人情報を保護するため、条例では、事業者に対し、個人情報の保護について自主的な努力を助長することを旨として、必要な施策を講じていますが、その概要は、次のとおりです。

ア 制度に関する事業者への指導・助言(第46条)

知事は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講ずることができるように、指導助言等を行わなければなりません。

イ 指針の作成、公表(第47条)

知事は、審議会の意見を聴いた上で、事業者が行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針を作成し、公表することができます。この指針は、個人情報保護法及び同法を受けた各省庁ガイドラインの対象事業者以外の事業者が対象となります。

なお、条例を一部改正したことに伴い、平成23年3月にその題名を「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」に改正し、公表しています。

また、いくつかの省庁のガイドラインが一部改正されたことに伴い、平成24年3月に同指針の「趣旨及び解説」の一部を改正しました。

ウ 調査、勧告及び公表

(ア) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、説明又は資料の提出を要請することができます。また、当該事業者が正当な理由なく要請を拒んだときは、その事実を公表することができます(第48条)。

ただし、個人情報保護法に基づく主務大臣の行為の相手方となっている事業者や、個人情報保護法第50条(適用除外)に規定する事業者については、この規定は適用になりません。

(イ) 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告することができます。また、当該事業者が勧告に従わないときは、その事実を公表することができます(第49条)。

ただし、(ア)ただし書に記載の事業者については、この規定は適用になりません。

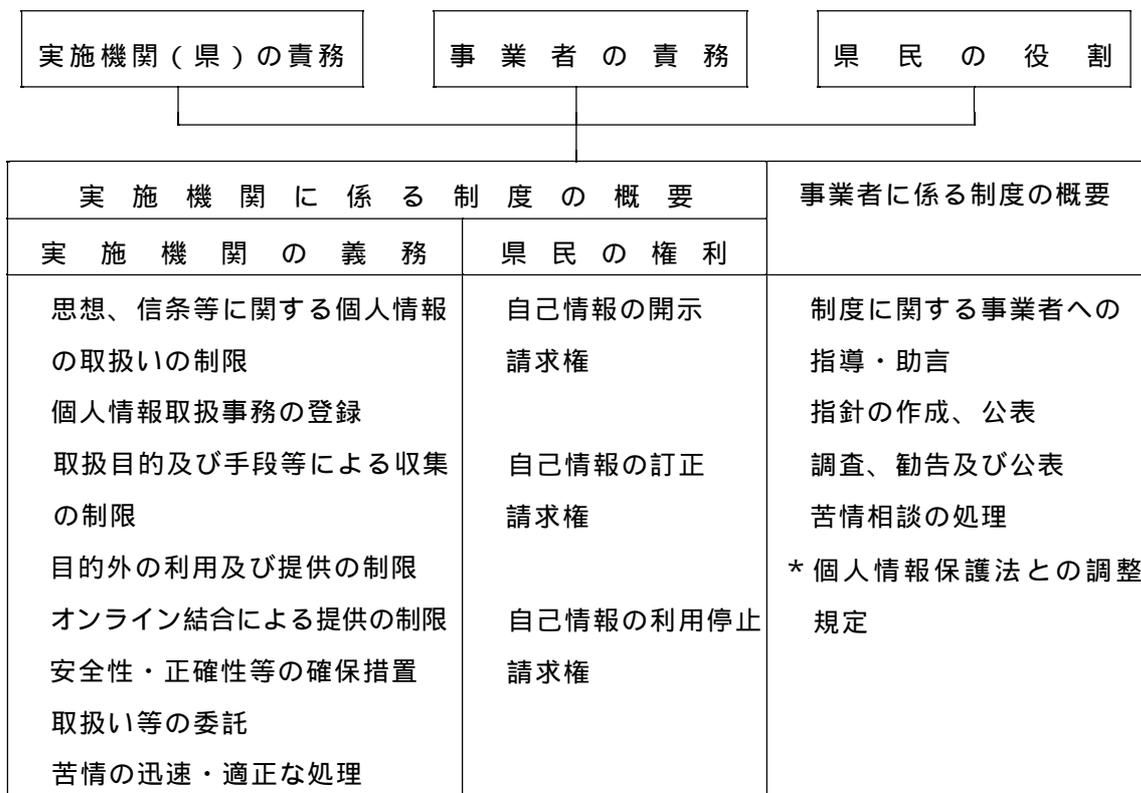
(ウ) 意見の聴取等

知事は、前述の(ア)又は(イ)により公表しようとするときは、事業者から意見の聴取をした上で、審議会の意見を聴かなければなりません(第50条)。

エ 苦情相談の処理(第51条)

知事は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、必要に応じ、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を要請し、迅速かつ適正に処理しなければなりません。

【条例のあらまし図】



() 個人情報保護法では、地方公共団体が保有する個人情報の保護に関しては、当該団体の条例により定めることとされています。また、一定の民間事業者が保有する個人情報に関しては、具体的な義務が規定されています。そこで、条例では、従来どおり各実施機関の義務を規定する一方、同法の義務が適用されない事業者向けの指針を公表する等規定を変更し、同法との調整を図っています。

運 用 状 況

1 概 要

「かながわの個人情報保護制度」は、平成2年10月1日に発足してから平成27年3月31日までに、利用件数が409,215件になりました（表 - 1）。そのうち平成26年度の利用件数は32,983件で、平成25年度より147件増加しています。増加した主な要因は、昨年度に引き続き高等学校入学者選抜試験に関する開示請求が増加したことによります。

利用件数の内訳は、自己情報の開示請求関係が最も多く32,815件に達しています。開示請求書を提出して行う自己情報の開示請求件数は1,457件で、口頭で請求できるいわゆる簡易開示の請求件数は31,357件（前年度比4.4%増）でした。また、自己情報の利用停止の請求は1件あり、自己情報の訂正の請求はありませんでした。

平成26年度の個人情報の保護に関する問い合わせ・照会は110件あり、その主な内容は、事業者の個人情報取扱業務登録に関するものが52件、制度全般に関するものが33件となっています。

個人情報の取扱いについての苦情・相談等は58件となっています。

実施機関の個人情報取扱事務の登録については、平成27年3月31日現在、事務数が3,358件、類型数^{*1}が4,780件、文書件数^{*2}が12,551件となっています。

^{*1} 類型数とは、個人情報事務登録簿に定められている「個人情報記録から検索しうる個人の類型」の数であり、その事務が対象とする個人情報の種類（例えば、講師、受講者、申請者等）の数です。

^{*2} 文書件数とは、個人情報事務登録簿に定められている「使用する主な個人情報記録」の数であり、その事務で使用される主な行政文書の種類（申請書、許可台帳、廃止届等）の数です。

また、平成26年度の個人情報取扱業務登録制度の登録件数は、事業者数1、業務数1で、廃止、登録の職権抹消は、10月1日をもって本制度が廃止となることから、行いませんでした。この結果、平成26年9月末に業務登録簿に登録されている件数は、事業者数6,604、業務数11,787となりました。

(表-1)

個人情報保護制度の運用状況について

(平成2年10月1日～平成27年3月31日現在)

項 目	本 庁 (県政情報センター等)			出 先 (地域県政総合センター等)			合 計			
	25年度	26年度	2～26 年度計	25年度	26年度	2～26 年度計	25年度	26年度	2～26 年度計	
利 求	開示請求(簡易開示 除く)	607	667	4,615	1,949	790	5,867	2,556	1,457	10,482
	簡易開示	4,335	4,578	74,396	25,698	26,779	314,970	30,033	31,357	389,366
	訂正	3	0	41	0	0	7	3	0	48
	利用停止 (17年度から導入)	0	1	91	0	0	5	0	1	96
	小 計	4,945	5,246	79,143	27,647	27,569	320,849	32,592	32,815	399,992
用	是正申出 (16年度末で廃止)	-	-	10	-	-	-	-	-	10
件 照 会	開示請求関係	1	2	136	1	1	93	2	3	229
	その他県保有関係	1	1	230	0	0	25	1	1	255
	指針関係	0	0	152	0	0	45	0	0	197
	事業者登録関係	103	36	4,432	5	16	2,239	108	52	6,671
	その他民間保有関係	23	21	423	0	0	54	23	21	477
	制度全般	13	33	365	1	0	224	14	33	589
	小 計	141	93	5,738	7	17	2,680	148	110	8,418
数 相 談	事業者に関する苦 情相談	78	48	626	1	2	32	79	50	658
	その他の苦情相談	17	8	128	0	0	19	17	8	147
	小 計	95	56	754	1	2	51	96	58	805
合 計	5,181	5,395	85,635	27,655	27,588	323,580	32,836	32,983	409,215	
実施機関の個人情報取扱登録件数(累計)	事務数 3,358件			類型数 4,780件			文書件名数12,551件			
事業者の個人情報取扱業務	平成2～25年度登録数			平成26年度登録数			累 計			
登録件数	新規登録件数	15,874件(8,920事業者)			1件(1事業者)			15,875件(8,921事業者)		
	廃止・抹消 件数()	4,088件(2,317事業者)			0件(0事業者)			4,088件(2,317事業者)		
	登録簿登録 件数	11,786件(6,603事業者)			1件(1事業者)			11,787件(6,604事業者)		

個人情報取扱業務登録制度廃止時(平成26年9月末日)の数値

2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求の状況

(1) 開示請求の件数

平成26年度の自己情報の開示請求の件数は1,457件で、平成25年度(2,556件)と比べ1,099件減少しました。

部局別内訳では、教育委員会が720件(全体の49%)、警察本部長が595件(同40%)、病院機構が80件(同5%)などとなっています。

(表-2) 年度別部局別内訳 (単位:件)

部局名	2～21年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
ヘルスケア・ニューフロンティア 推進局	-	-	-	-	-	0	0
政策局	24	1	3	2	3	4	37
総務局	88	16	1	8	1	5	119
安全防災局	6	0	0	0	0	1	7
県民局	133	17	7	19	34	16	226
環境農政局	26	1	0	0	0	1	28
保健福祉局	455	38	15	22	26	17	573
産業労働局	32	4	6	7	1	2	52
県土整備局	96	20	20	12	6	10	164
地域県政総合セ ンター等	7	0	2	2	1	0	12
知事部局計	867	97	54	72	72	56	1,218
公営企業管理者	4	2	2	1	2	0	11
病院機構	274	63	47	49	60	80	573
議会	3	0	0	0	0	0	3
教育委員会	825	66	54	2,065	1,869	720	5,599
人事委員会	112	13	2	2	3	3	135
監査委員	0	0	0	0	0	1	1
労働委員会	0	0	0	0	0	1	1
公安委員会	3	0	1	5	3	1	13
警察本部長	656	279	365	486	547	595	2,928
計	2,744	520	525	2,680	2,556	1,457	10,482

※1 平成25年4月1日付組織改編により、知事室が政策局内に編入され、商工労働局が産業労働局に改名された。

※2 平成26年4月1日付組織改編により、ヘルスケア・ニューフロンティア推進局が設置された。

(2) 開示請求の内容

請求内容は、試験関係が668件（全体の46%）、医療関係が86件（同6%）、その他が703件となっています。

（表 - 3） 内容別内訳 （単位：件）

内 容	2～21 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
試験情報等	432	58	40	2,031	1,855	668	5,084
医療情報等	557	80	55	48	60	86	886
その他	1,755	382	430	601	641	703	4,512
計	2,744	520	525	2,680	2,556	1,457	10,482

(3) 開示請求に対する処理の状況

開示請求のあった1,457件の決定状況は、開示が825件（全体の57%）、一部開示が569件（同39%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が58件（同4%）となっています。

（表 - 4） 処理状況の内訳 （単位：件）

処理状況別	2～21 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
開 示 （不 存 在）	1,507(34)	191	173	1,682	1,443	825	5,821(34)
一部開示	869	287	310	940	1,071	569	4,046
不開示 （不 存 在）	342(314)	35(33)	35(35)	52(49)	39(38)	58(55)	561(524)
取下げ	17	3	5	2	2	5	34
却下	9	4	2	4	1	0	20
計	2,744	520	525	2,680	2,556	1,457	10,482

（備考）不存在は、条例改正により、平成12年度以降は不開示決定に含む。

(4) 不開示理由別内訳

一部開示又は不開示とされた627件の不開示理由についてみると、他の個人に関する情報（第1号）が561件、事業の実施に関する情報（第5号）が216件、犯罪捜査等に関する情報（第6号）が60件などとなっています。

（表 - 5） 不開示(一部開示を含む)情報等の不開示理由別内訳 （単位：項）

不開示理由の項目	2~21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
1号 他の個人に関する情報	771	283	303	888	1,068	561	3,874
2号 法人等に関する情報	22	2	2	3	3	2	34
3号 評価、診断等に関する情報	163	7	6	58	20	11	265
4号 審議、検討、又は協議に関する情報	12	0	1	1	5	1	20
5号 事業の実施に関する情報	344	92	92	136	166	216	1,046
6号 犯罪捜査等に関する情報	45	17	14	20	56	60	212
7号 法令の定めによる情報	5	1	0	1	0	0	7
8号 未成年者に関する情報	2	2	0	1	1	0	6
不存在	330	33	35	49	38	55	540
存否応答拒否	4	2	0	3	1	1	11
却下（請求対象外文書）	9	4	2	4	1	0	20
計（1号から8号までは延数）	1,707	443	455	1,164	1,359	907	6,035

（備考1）1つの決定が複数の不開示理由に該当する場合は、各々の項目に1項ずつ計上したため、1号から8号までは延数となる。

（備考2）条例改正前の決定については、相当する改正後の不開示理由の項目に計上した。

(5) 訂正請求の状況

訂正請求はありませんでした。

(6) 利用停止請求の状況

利用停止請求のあった1件の決定状況は、不停止決定となっています。

(7) 開示等の請求拒否処分に対する不服申立て

開示等の請求拒否処分に対する不服申立てに係る個人情報保護審査会への諮問は、平成26年度には1件あり、審査会ではに掲載のとおり審議を行い、6件の答申が出されました。

今までの答申170件に係る審議回数は、平均5回、諮問から答申までの日数は、平均374日（中断日数控除後は、平均355日）となっています。平成26年度に答申があった案件について、平均審議回数は3回、諮問から答申までの日数は平均414日となっています。

（表 - 6） 制度発足以降の不服申立て総括表

不服申立て	処 理 状 況			取下げ	決定
	諮 問	答 申	係 属		
183件	183件	170件	1件	12件	170件

（表 - 7） 答申(170件)の内容別内訳

不服申立人主張否認	92件
不服申立人主張一部認容	33件
不服申立人主張全部認容	45件

(表 - 8) 平成26年度 不服申立て処理状況

(平成27年 3月31日現在)

諮問	年月日		案件名	実施機関	答申内容	審議回数・日数*	決定内容
173	申立	24.11. 8	公安委員会あて文書受信票不訂正の件	公安委員会	不服申立人主張否認【答申第 170 号】	2 回、800 日	答申どおり(棄却)
	諮問	24.12.12					
	答申	27. 2.19					
	決定	27. 3. 4					
175	申立	24.11.26	交通法令違反関連書類の一部不開示の件	公安委員会	不服申立人主張一部認容【答申第 164 号】	7 回、461 日	答申どおり(一部変更)
	諮問	24.12.19					
	答申	26. 3.24					
	決定	26. 5.14					
176	申立	25. 1.21	防犯カメラの映像不開示の件	知事	不服申立人主張否認【答申第 165 号】	3 回、434 日	答申どおり(棄却)
	諮問	25. 1.29					
	答申	26. 4. 7					
	決定	26. 4.21					
177	申立	25. 5. 8	特定の事業者に係る監査結果不訂正の件	知事	不服申立人主張否認【答申第 166 号】	3 回、375 日	答申どおり(棄却)
	諮問	25. 5.17					
	答申	26. 5.26					
	決定	26. 5.29					
180	申立	26. 1.21	特定の所在不明者に関する対応結果不訂正の件(その1)	公安委員会	不服申立人主張否認【答申第 167 号】	3 回、275 日	答申どおり(棄却)
	諮問	26. 3.12					
	答申	26.12.11					
	決定	26.12.24					
181	申立	26. 1.21	特定の所在不明者に関する対応結果不訂正の件(その2)	公安委員会	不服申立人主張否認【答申第 168 号】	3 回、275 日	答申どおり(棄却)
	諮問	26. 3.12					
	答申	26.12.11					
	決定	26.12.24					
182	申立	26. 1.21	特定の所在不明者に関する時系列不訂正の件	公安委員会	不服申立人主張否認【答申第 169 号】	3 回、275 日	答申どおり(棄却)
	諮問	26. 3.12					
	答申	26.12.11					
	決定	26.12.24					
183	申立	26.11.28	意見陳述の音声記録不開示の件	代表監査委員	(審議中)		
	諮問	26.12. 5					
	答申						
	決定						

(備考) 日数は、諮問から答申までの日数
平成26年度中の答申は 6 件

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができません。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。平成27年3月31日現在で、知事部局34試験、教育委員会8試験、人事委員会9試験、(地独)神奈川県立病院機構2試験の合計53試験について、試験の性質に応じて個々に得点、順位またはランクを簡易開示の対象とする個人情報として定めています。

平成26年度に、簡易開示を実施した試験数は43試験でした。

(2) 簡易開示の請求件数

平成26年度の簡易開示の請求件数は、31,357件でした。前年度と比べて1,324件、4.4%増加しました。各試験の中で最も請求が多かったのは、高等学校入学者選抜(学力検査)で、全日制の一次募集及び二次募集、定時制の件数を合わせて25,878件と全体の82.5%となっています。また、前年度に比べて972件増加しました。平成2年の条例制定以来、毎年度、最も請求の多い試験として記録されています。

そのほか、請求の多かった試験は、公立学校教員採用候補者選考試験が2,863件、職員採用種試験が634件、中等教育学校入学者決定(適性検査)が543件、警察官採用試験が520件となっています。

なお、開示の対象者数(受験者数等)に対する請求者の割合について、全体で87,786人の対象者に対して、35.7%(前年度34.6%)となっています。

(表-9) 平成26年度 簡易開示の実施状況 (平成27年3月31日現在)

試験の名称	所管部局等	所管部課所	請求件数	対象者数	請求率
職員(現業)採用選考	総務局	組織人材部人材課			
職員(現業)身体障害者採用選考	"	"			
任期付職員採用選考	"	"			
任期付研究員採用選考	"	"			
臨時的任用職員登録選考試験	"	"			
神奈川県特別研究員採用選考	政策局	政策部総合政策課			
狩猟免許試験	環境農政局	水・緑部自然環境保全課	35	475	7.4%
産業技術短期大学校入学試験	産業労働局	産業技術短期大学校	9	173	5.2%
高等職業技術校等入校選考学科試験	"	各高等職業技術校等	62	1,482	4.2%
神奈川障害者職業能力開発校入校選考学科試験	"	障害者職業能力開発校	0	103	0.0%
職業訓練指導員試験	"	労働部産業人材課	12	183	6.6%

試験の名称	所管部局等	所管部課所	請求件数	対象者数	請求率
技能検定試験	産業労働局	労働部産業人材課	31	3,891	0.8%
保健福祉大学保健福祉学部入学試験	保健福祉局	保健福祉大学	92	772	11.9%
保健福祉大学大学院保健福祉学研究科入学試験	"	"	6	31	19.4%
保健福祉大学実践教育センター入学試験	"	"	16	345	4.6%
歯科技工士国家試験	"	保健医療部保健人材課	57	59	96.6%
准看護師試験	"	"	10	940	1.1%
衛生看護専門学校入学試験（筆記試験）	"	衛生看護専門学校	61	255	23.9%
衛生看護専門学校入学試験（口述試験）	"	"	14	239	5.9%
よこはま看護専門学校入学試験（筆記試験）	"	よこはま看護専門学校	31	215	14.4%
よこはま看護専門学校入学試験（口述試験）	"	"	23	169	13.6%
平塚看護専門学校入学試験（筆記試験）	"	平塚看護専門学校	12	132	9.1%
平塚看護専門学校入学試験（口述試験）	"	"	5	66	7.6%
調理師試験	"	生活衛生部環境衛生課	83	2,720	3.1%
製菓衛生師試験	"	生活衛生部食品衛生課	7	394	1.8%
ふく包丁師試験	"	"	77	172	44.8%
クリーニング師試験	"	生活衛生部環境衛生課	9	71	12.7%
毒物劇物取扱者試験	"	生活衛生部薬務課	26	625	4.2%
一般用医薬品登録販売者試験	"	"	26	1,416	1.8%
農薬管理指導士認定試験	環境農政局	農政部担い手支援課	2	71	2.8%
農業機械士認定試験	"	農業技術センター かながわ農業アカデミー			
農業青年海外派遣選考試験	"	農業技術センター	1	1	100.0%
かながわ農業アカデミー入校試験	"	"	6	154	3.9%
かながわ農業アカデミー新規就農者育成研修受講者選考試験	"	農業技術センター かながわ農業アカデミー	0	31	0.0%
職員（現業）採用選考	教育委員会	総務室			
公立学校教員採用候補者選考試験	"	行政部教職員人事課	2,863	9,035	31.7%
県立学校教員（実習助手及び寄宿舎指導員を含む）採用候補者臨時選考試験	"	"			
高等学校入学者選抜（学力検査）	"	各高等学校	25,878	50,430	51.3%
高等学校転入学者選抜（学力検査）	"	"	4	283	1.4%
中等教育学校入学者決定（適性検査）	"	平塚中等教育学校・ 相模原中等教育学校	543	1,851	29.3%
平塚盲学校高等部入学者選抜（学力検査）	"	平塚盲学校	10	19	52.6%
平塚ろう学校高等部入学者選抜（学力検査）	"	平塚ろう学校	6	16	37.5%
職員採用 種試験	人事委員会	総務課	634	3,943	16.1%

試験の名称	所管部局等	所管部課所	請求件数	対象者数	請求率
職員採用 種試験	人事委員会	総務課			
職員採用 種試験	"	"	6	173	3.5%
公立小中学校等事務職員採用試験	"	"	14	136	10.3%
免許資格職職員採用試験	"	"	37	287	12.9%
経験者採用試験	"	"	12	107	11.2%
警察事務職員採用試験	"	"	48	460	10.4%
警察官採用試験	"	"	520	4,783	10.9%
職員採用選考（書類選考のみによるものを除く。）	"	"	60	715	8.4%
職員採用試験	(地独)県立 病院機構	本部事務局職員課	9	357	2.5%
職員採用選考	"	"	0	6	0.0%
5 3 試験			31,357	87,786	35.7%

(平成2年10月1日～27年3月31日)

合計	389,366件	平成2～24年度 327,976件	25年度 30,033件	26年度 31,357件
----	----------	-------------------	--------------	--------------

4 問い合わせ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問い合わせに応じるため、県庁の情報公開課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

平成26年度の相談件数を内容別に見ると、表-10のとおりです。

相談件数は、全部で168件となっており、前年度と比べて76件、31.1%減少しました。内容別に見ますと、問い合わせが110件、苦情が58件となっています。

問い合わせでは、事業者登録関係が最も多く、52件となっており、前年度と比べて56件、51.9%減少しました。

苦情相談については、事業者に対する県民からの苦情が47件あり、その内容としては、個人情報の取得方法に関するものや、個人情報の同意のない提供に関するものが多く見られました。

(表-10) 問い合わせ、苦情相談件数一覧 (単位:件)

項 目		県 民	事 業 者	合 計
問 い 合 わ せ	開示請求等関係	3	0	3
	その他県保有関係	1	0	1
	指針関係	0	0	0
	事業者登録関係	0	52	52
	その他民間保有関係	20	1	21
	制度全般	26	7	33
	小 計	50	60	110
苦 情 相 談	事業者への苦情	47	3	50
	その他の苦情	8	0	8
	小 計	55	3	58
合 計		105	63	168

5 実施機関の事務登録の状況

平成26年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,358件となっています。平成26年度については、110件^{*}の事務が新たに登録され、149件の事務が変更され、67件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,358件の事務の内訳は、知事部局が2,379件、その他実施機関が979件となっています。

次に類型数ですが、4,780件となっており、一事務あたり平均約1.4件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。

また、文書件名数は12,551件となっています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、表 - 11のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページや県政情報センター等に設置されているインターネット情報端末を利用することにより、県民の皆さんが自由に見ることができます。

^{*} 変更により登録簿が二つ以上に分かれたものについては、その増えた登録簿の件数も新たに登録した件数として計上した。

(表 - 11) 個人情報取扱事務登録件数一覧(実施機関別・部局別)

(平成27年3月31日現在)

実施機関名	事務数	類型数	文書件名数
知 事	2,379	3,321	8,398
ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	2	2	5
政 策 局	150	208	523
総 務 局	103	133	358
安 全 防 災 局	100	130	359
県 民 局	309	463	1,216
環 境 農 政 局	418	543	1,191
保 健 福 祉 局	627	878	2,292
産 業 労 働 局	218	342	825
県 土 整 備 局	341	455	1,129
会 計 局	19	25	77
県政総合センター等	92	142	423
議 会	46	58	148
公営企業管理者	96	113	339
教 育 委 員 会	298	398	1,184
選挙管理委員会	37	54	86
人 事 委 員 会	48	62	163
監 査 委 員	37	41	79
公 安 委 員 会	1	1	3
警 察 本 部 長	279	546	1,627
労 働 委 員 会	31	36	108
収 用 委 員 会	20	29	88
海区漁業調整委員会	25	27	90
内水面漁場管理委員会	9	11	26
県立病院機構	52	83	212
合 計	3,358	4,780	12,551

6 事業者の業務登録の状況

(1) 登録の件数

平成26年度の個人情報取扱業務登録制度の登録件数は、事業者数1、業務数1で、登録の職権抹消は、10月1日をもって本制度が廃止となることから、行いませんでした。

この結果、平成26年9月末に業務登録簿に登録されている件数は、事業者数6,604、業務数11,787でした。

(2) 登録の内訳

個人情報取扱業務の登録状況は表 - 12のとおりですが、平成26年度に登録された業種はその他のサービス業です。

制度開始以来今までに登録のあった事業者及び業務で特に件数の多いものは、不動産取引業者の「不動産売買仲介業務」や「不動産賃貸借仲介業務」及び設備工事業者（水道工事業者）の「給水装置・排水設備工事施工に関する業務」の登録が挙げられます。

(3) 登録事務の流れ

事業者から登録申請を受けた県は、申請内容を確認した上で登録をしていますが、申請に係る個人情報の取扱いが著しく不適正な場合は、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で登録を拒むことがあります。登録事業者には、登録のあった業務ごとに個人情報取扱業務登録済証が交付されますので、事業者は店頭等に掲示することができます。また、登録済みマーク（通称PDマーク）を登録した業務に係る書類等に使用することもできます。登録業務に関して個人情報の取扱いの概要が記載された申請書の別紙は、登録簿として県ホームページや県政情報センター等に設置されているインターネット情報端末を利用することにより、県民の皆さんが自由に見ることができます。これにより、県民の皆さんは取扱いの概要を知ることができ、自己情報等への関与や、事業者を選択する上でのひとつの目安としても利用できるようになっています。

(4) 制度の廃止

本制度は、平成2年の創設以来、個人情報の適切な取扱いを促すことを目的に運用してまいりましたが、個人情報保護法の施行（平成17年）や、第三者認証制度であるプライバシーマーク制度の普及など、制度を取り巻く状況に大きな変化が生じ、事業者における個人情報の取扱いの社会的なルール化は既に一定程度達成されました。

これらのことから、個人情報取扱業務登録制度についても、その当初の目的を達成したと考え、平成26年3月に神奈川県個人情報保護条例を改正・公布し、同年10月1日から廃止となりました。

(表 - 12) 個人情報取扱業務の登録状況

(平成26年9月30日現在)

業種	平成26年度		合計		備考
	事業者	業務	事業者	業務	
農業 ・造園工事業等			4	5	櫻井造園土木等
林業 ・林業サービス業			1	1	神奈川県森林組合連合会
漁業 ・水産養殖業			1	2	神奈川県栽培漁業協会
建設業 ・総合工事業 ・職別工事業 ・設備工事業			41 2 987	49 2 1,014	古畑総合建装湘南支店、奈良建設、三洋建設、谷津建設、グローバル、桜建築事務所、森建設工業等 湘南液化ガス株式会社等 横浜コーティング、サカエ塗装等
製造業 ・出版・印刷・同関連産業			51	54	日本貿易印刷、トッパン・フォームズ等
電気・ガス・水道・熱供給業 ・電気業 ・ガス業 ・水道業			1 3 3	1 3 3	東京電力神奈川支店 東京瓦斯、小田原瓦斯、秦野瓦斯 神奈川県下水道公社、アジアプロパン等
運輸・通信業 ・鉄道業 ・道路旅客運送業 ・運輸に附帯するサービス業 ・通信業			8 8 18 4	15 11 25 4	小田急電鉄、京浜急行電鉄、相模鉄道、東京急行電鉄、江ノ島電鉄、箱根登山鉄道、湘南モノレール等 神奈中観光、箱根登山ハイヤー、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス等 阪急交通社等旅行業者、相模湖観光協会等 東日本電信電話等
卸売・小売業、飲食店 ・各種商品卸売業 ・自動車・自転車小売業 ・各種商品小売業 ・飲食料品小売業			4 18 14 103	5 18 22 103	日商エレクトロニクス、日立京商等 ホンダベルノ大和、ネットヨタ神奈川等 B A Tホールディングス、さいか屋、小田急商事、そごう・西武、京急百貨店等 スリーエフ、ファミリーマート、セブン・イレブン・ジャパン、ローソン等

業種	平成26年度		合計		備考
	事業者	業務	事業者	業務	
卸売・小売業、飲食店 (続き) ・家具・建具・じゅう器 小売業 ・その他の小売業 ・一般飲食店			6 556 6	7 588 6	日本宗教用具等 ササヤ薬局、江ヶ崎薬局、東横ガス商事等 イケダ興産、宮古寿司、若葉寿司等
金融・保険業 ・銀行・信託業 ・農林水産金融業 ・中小企業・庶民・住宅 等特定目的金融業 ・保険業			6 2 36 74	8 5 42 74	横浜銀行、清水銀行、静岡中央銀行、住友信託銀行、第 四銀行等 神奈川県信用農業協同組合連合会、神奈川県信用漁 業協同組合連合会 湘南信用金庫、中南信用金庫、さがみ信用金庫、平 塚信用金庫、中栄信用金庫、芝信用金庫等 全国労働者共済生活協同組合連合会神奈川県本部、 三輝、フェアトレーディング等
不動産業 ・不動産取引業 ・不動産賃貸・管理業			2,210 3	4,851 3	神奈川県宅地建物取引業協会会員事業者、全日本不 動産協会会員事業者等 小田原地下街等
サービス業 ・物品賃貸業 ・旅館、その他の宿泊所 ・洗濯、理容、浴場業 ・その他の個人サービス 業 ・娯楽業 ・自動車整備業 ・協同組合 ・情報サービス・調査・ 広告業 ・その他の事業サービス 業 ・専門サービス業			8 328 62 109 10 2 43 172 91 375	9 329 64 122 12 2 74 226 125 401	柴橋商会、介護用品アイワ、レンタルカジタ、サク ラサービス相模等 神奈川県旅館生活衛生同業組合組合員事業者等旅 館、ホテル業者等 神奈川県美容生活衛生同業組合組合員美容院、エス ティックサロン、ビューロジェネロ等 結婚相談仲介サービス業者、在宅入浴サービス業 者、在宅介護サービス業者、霊園経営業者等 神奈川県公園協会、三崎マリン、四季、日産マリ ン等 ポデーショップ浜名、北栄自動車 大島デパート商業協同組合、農業協同組合、管工事 業協同組合等 シーイーシー、都築電気、パルディア、ムサシ、神 奈川電算等 神奈川県雇用開発協会、神奈川県土地建物保全協 会、労働保険事務組合等 神奈川県職業能力開発協会、神奈川県都市整備技術 センター、日本きもの着付士協会等

業種	平成26年度		合計		備考
	事業者	業務	事業者	業務	
サービス業（続き）					
・医療業			182	394	共生会、藤沢市保健医療財団、徳洲会、保健科学研究所等
・保健衛生			5	8	かながわ健康財団、神奈川県予防医学協会、神奈川県労働衛生福祉協会、結核予防会神奈川県支部等
・廃棄物処理業			20	23	かながわ海岸美化財団、藤沢市興業公社等
・教育			35	43	東海大学、文教大学、朗峰学園、東京工芸大学、文教大学学園、浅野工学園、大谷学園等
・社会保険、社会福祉			819	2,550	神奈川県国民健康保険団体連合会、公立学校共済組合神奈川支部、地方職員共済組合神奈川県支部、松田町、神奈川県、開成町、小田原市、逗子市、山北町、大井町、中井町、南足柄市、寒川町、二宮町、箱根町等社会福祉協議会、老人福祉・身体障害者更生援護・精神薄弱者援護施設、保育所、介護保険関係業務の提供施設等
・学術研究機関			3	12	神奈川科学技術アカデミー等
・政治・経済・文化団体			149	426	神奈川文学振興会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県商工会議所連合会、県看護協会、県建築士会等
・その他のサービス業 その他	1	1	21	46	藤沢市民会館サービス・センター、神奈川県津久井湖協会、鎌倉市観光協会、株式会社フェイスオン等
合計	1	1	6,604	11,787	

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

県では、平成18年度（9月以降）から新たに実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定しました（公安委員会及び警察本部長については、同要綱の策定はなく別途の対応となっています。）

平成26年度に同要綱に基づき対応した事故等の件数は、47件となっています。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が35件（74.5%）、知事が8件（17.0%）、公営企業管理者が4件（8.5%）となっています。知事における部局別の内訳は、産業労働局、県土整備局が各2件（各25.0%）、政策局、総務局、安全防災局、その他が各1件（各12.5%）となっています。

（表 13）

実施機関	知 事										公営企業管理者	議会	教育委員会	人事委員会	合計
	政策局	総務局	安全防災局	県民局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	その他	計					
件数	1	1	1	0	0	0	2	2	1	8	4	0	35	0	47

また、事故等の類型別の件数の内訳は、紛失が24件（51.1%）と約半数を占め、誤送付・誤送信が11件（23.4%）、誤廃棄が6件（12.8%）、誤交付が4件（8.5%）となっており、全体の95%以上をこれらが占めています。

（表 - 14）

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	11	4	6	24	0	2	47

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係る情報が45件（95.7%）、職員等のみに係る情報が1件（2.1%）、県民および職員の双方に係るものが1件（2.1%）と県民に係るものが大部分を占めています。また、これらを個人情報により識別できる本人の数の規模別にみると、1～5人が27件（57.4%）、6～49人が12件（25.5%）、50～99人が3件（6.4%）、100人以上が5件（10.6%）となっており、100人以上の規模の事故は、いずれも書類やUSBメモリの紛失によるものです。

なお、これらの事故等のうち、職員によるものが39件（83.0%）、委託先によるものが5件（10.6%）、指定管理者によるものが3件（6.4%）となっています。

(表 - 15)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	26	11	3	5	45
職員等のみに係る情報	-	1	-	-	1
県民・職員に係る情報	1	-	-	-	1
合計	27	12	3	5	47

これらの事故等の条例違反については、「安全性の確保措置」が課題となっています。

(表 - 16)

条例違反の状況	件数
目的外提供の制限	0
安全性の確保措置	40
職員等の義務	2
受託事業者の安全性の確保措置	5
オンライン結合	0
事故の合計数	47

(注)条例違反が複数該当する場合は、各々重複して計上しています。

事故等に対する対応状況ですが、事故のほとんどについては、本人等への情報提供がなされています。

また、すべての事故について、再発防止策がなされています。その後、情報が回収されたものが21件(44.7%)となっています。

(表 - 17)

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	45
再発防止策	47
個人情報の回収	21

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、職員キャリア開発支援センターのパワーアップ研修や県機関が主催する職員研修、イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。また、情報公開課で防犯ブザー付きカバンを希望する所属へ貸出しており、個人情報を含む書類等を持ち運ぶ際の事故防止を図っております。

個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、開示すると請求者以外の個人の正当な利益を侵すことになると認められる場合など第20条第2項の不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても事実の認定によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分に対しては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができますが、この条例では、不服申立てを受けた実施機関は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから決定を行わなければならないという特別の手段を定めています。審査会は、「附属機関の設置に関する条例」によって設置された知事の附属機関で、次の5人の委員で構成されています。知事以外の実施機関も条例の規定に基づいて直接審査会に諮問することになっています。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

平成27年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
岩田 恭子	弁護士（横浜弁護士会）	
金子 匡良	神奈川大学准教授	会長職務代理者
玉巻 弘光	東海大学教授	会長
堀越 由紀子	東海大学教授	
松田 道佐	弁護士（横浜弁護士会）	

任期：平成26年10月1日～平成28年9月30日

諮問を受けた審査会は、第20条第2項各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている個人情報のもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会は、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されているものであり、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

平成26年度中に、審査会は7回開催され、前年度からの継続案件の審議をし、6件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日及び開催場所	審議内容
第241回	平成26年4月16日（水） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第177号について審議を行った。
第242回	平成26年5月14日（水） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第177号について審議を行った。 ・ 諮問第173号について審議を行った。
第243回	平成26年6月11日（水） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第180号について審議を行った。 ・ 諮問第181号について審議を行った。 ・ 諮問第182号について審議を行った。
第244回	平成26年8月19日（火） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第180号について審議を行った。 ・ 諮問第181号について審議を行った。 ・ 諮問第182号について審議を行った。
第245回	平成26年9月16日（火） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第180号について審議を行った。 ・ 諮問第181号について審議を行った。 ・ 諮問第182号について審議を行った。
第246回	平成26年10月30日（木） 神奈川県庁新庁舎	・ 会長の選出、会長職務代理者の指名を行った。 ・ 審査会の運営について確認を行った。 ・ 諮問第173号について審議を行った。
第247回	平成27年3月6日（金） 神奈川県庁新庁舎	・ 諮問第183号について審議を行った。

制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていると言われています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布や、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成26年度は、平成25年度に作成した、過剰反応の具体的な事例やその対応策、日常生活の中で個人情報を取り扱うにあたって注意すべき点など、県民・事業者の両方に活用していただくためのQ&Aを掲載したパンフレット「必要な個人情報まで『過保護』にしていますか ～ バランスの取れた保護と利用を～」を、市町村等を通じて配布しました。

また、相模原市大野南地区社会福祉協議会において「高齢者の見守り活動と個人情報保護について」をテーマに、自治会員、民生委員及びその協力員を対象に出前講座を行ったところ、56名の方の参加がありました。

更に、消費者庁との共催で、「番号制度（マイナンバー）の概要」をテーマに個人情報保護法の説明会を開催したところ、274名の方の参加がありました。

(2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとしています。

この指針に基づき、適正に個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行います。

平成26年度は、事業者が個人情報を保護しながら、適切に活用するための重要なポイントをまとめたパンフレット「事業者の皆様へ 守りましょう！ 個人情報と 皆の信頼」を10,000部作成し、市町村等を通じて配布しました。

また、9月末日をもって個人情報取扱業務登録制度が廃止となったため、業務登録事業者だけでなく県内事業者全体を対象に、個人情報保護に向けた事業者の自主的な取組みをサポートするため、事業者が個人情報に関する実践的な保護方策等について理解を深める機会として、昨年度に引き続き、研修会（委託事業）を実施したところ、498名の方の参加がありました。

更に、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が主催する高齢者住みかえ支援相談員養成講座において「個人情報保護法の基礎知識」をテーマに出前講座を行いました。

加えて、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議を開催し、

湯淺壘道氏（情報セキュリティ大学院大学学長補佐・教授）に「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の内容と個人情報の保護 ～事業者に求められること～」について御講演いただき、参加された153名の方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただくことができました。併せて、事業者向けの県のホームページに、当該会議の講演録を掲載しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、また、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成26年度の研修については、職員キャリア開発支援センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施したほか、情報公開・個人情報保護担当者説明会（1回）を実施しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」を、すべての県機関の職員に行き渡るよう配付しています（公安委員会及び警察本部長については別途対応）。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成8年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成26年度は10月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。また、昨年度に引き続き、市町村の協力を得て、市町村の施設においてパンフレットの配布（32市町村）を行うとともに、各地域県政総合センター等においてパネルの展示及びポスターの掲示を行いました。

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。委員の任期は2年であり、平成22年4月には、第1期の委員として12名が就任され、会長に藤原静雄筑波大学大学院教授（平成23年4月1日からは中央大学法科大学院教授）を選出しました。平成24年4月には、第2期（平成24年4月1日～平成26年3月31日）の委員として12名が就任され、会長に藤原静雄中央大学法科大学院教授を選出しました。

平成26年4月には、第3期（平成26年4月1日～平成28年3月31日）の委員として10名が就任され、会長に宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授を選出しました。

平成26年度は、審議会が7回開催され、個人情報保護条例関係では、オンライン結合による提供（同条例第10条）、個人情報保護制度の見直し（同条例第60条）について4件の諮問が行われました（答申4件）。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）に基づき社会保障・税番号制度が平成27年10月から導入されることを踏まえ、個人情報保護条例の改正を行うとともに、同法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に係る審議を審議会で行う仕組みを整え、特定個人情報保護評価について2件の諮問及び2件の報告が行われました（答申2件）。なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項（住民基本台帳法第30条の9）に係る諮問はありませんでした。その他、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 2 1 回 全 体 会	平成26年 5月28日(水)	1 会長及び副会長の選出 2 審議会の運営について 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 4 その他
第 2 2 回 全 体 会	平成26年 7月16日(水)	1 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 2 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第60条関係）
第 2 3 回 全 体 会	平成26年 8月20日(水)	1 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第60条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）
第 2 4 回 全 体 会	平成26年 9月12日(金)	1 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第60条関係） 2 「行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供について（個人情報保護条例第10条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 4 その他

第 全 体 会	2 5 回	平成26年 11月13日（木）	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報保護制度の見直しについて（個人情報保護条例第 60 条関係） 2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における特定個人情報保護評価について（報告） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第 7 条関係）
第 全 体 会	2 6 回	平成27年 2月17日（火）	<ol style="list-style-type: none"> 1 「議長交際費に関する事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問について（個人情報保護条例第 10 条関係） 2 「自動車税の納付確認事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に係る諮問について（個人情報保護条例第 10 条関係） 3 「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る諮問について（番号利用法第 26 条第 1 項関係） 4 「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について（番号利用法第 26 条第 1 項関係） 5 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第 7 条関係） 6 その他
第 全 体 会	2 7 回	平成27年 3月26日（木）	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る諮問について（番号利用法第 26 条第 1 項関係） 2 「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る諮問について（番号利用法第 26 条第 1 項関係） 3 特定個人情報保護評価 基礎項目評価書に係る報告について（番号利用法第 26 条第 1 項関係） 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第 7 条関係） 5 神奈川県個人情報保護条例の改正に係る報告について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関における個人情報の保護に関する審議状況

ア 平成26年9月5日付け情公第10号で知事から諮問された個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第24回審議会において審議しました。

諮問の内容は、行政書士法の規定により懲戒処分を受けた使用人行政書士について、氏名等の保有個人情報を県ホームページに掲載することにより、当該保有個人情報を県民等のインターネット利用者に対して随時に提供する「行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務」について、オンライン結合による保有個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第26号）をいただきました。

イ 平成27年2月9日付け神議第93号で県議会議長から諮問された個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第26回審議会において審議しました。

諮問の内容は、不祝儀を執行した場合の相手方の個人情報を県ホームページに掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する「議長交際費に関する事務」について、オンライン結合による保有個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、「オンライン結合の基準」に規定する項目中、必要性に関する基準に定める要件を具備するものである等諸点に十分留意することを前提として、諮問の内容は適当である旨答申（第28号）をいただきました。

ウ 平成27年1月26日付け情公第22号で知事から諮問された個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、第26回審議会において審議しました。

諮問の内容は、道路運送車両法の一部改正により、自動車税納税証明書の提示に代えて国土交通省が自動車税を課税した都道府県に対して電磁的方法等により納付確認を行うことが可能となったことに伴うものです。納税義務者の負担軽減等を図るため、本県の保有する自動車税納付情報をOSS（ワンストップサービス）都道府県税協議会の自動車税納付確認システムに送信し、国からの納税照会に自動回答する「自動車税の納付確認事務」について、オンライン結合による保有個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第29号）をいただきました。

(2) 特定個人情報保護評価に関する審議状況

ア 平成27年2月9日付け情公第23号で知事から諮問された番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価について第26回審議会において審議しました。

諮問の内容は、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」についての番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容等について意見をいただこうとするものです。

第26回審議会（平成27年2月17日）及び第27回審議会（同年3月26日）での継続審議の結果、一部追記・修正すべき事項はあるものの当該評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、また、評価書の内容も妥当なものと認められる旨答申（第30号）をいただきました。

イ 平成27年3月13日付け情公第25号で知事から諮問された番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価について第27回審議会（平成27年3月26日）において審議しました。

諮問の内容は、「県税の賦課、徴収等に関する事務」についての番号利用法第26条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の内容等について意見をいただこうとするものです。

審議の結果、当該評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、また、評価書の内容も妥当なものと認められる旨答申（第31号）をいただきました。

(3) 個人情報保護制度の見直しに係る諮問に関する審議状況

平成26年7月10日付け情公第5号で知事から諮問された個人情報保護条例第60条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問について、第22回審議会（平成26年7月16日）、第23回審議会（同年8月20日）、第24回審議会（同年9月12日）及び第25回審議会（同年11月13日）において継続して審議しました。

個人情報保護条例は、平成2年10月1日の施行以来25年近くが経過する中で、多くの実績を積み重ねながら広く県民等に定着してきましたが、平成25年5月31日に番号利用法が公布され、同条例の規定を改正する必要性が生じたこと等から個人情報保護制度の見直しについて諮問したものです。

審議の結果、個人情報の定義の変更や番号利用法第31条に基づく措置、類型答申の条文化や本人通知に関する規定の見直し等について、平成26年11月26日付けで答申（第27号）をいただきました。

なお、審議会から出された答申の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成27年3月31日現在)

氏名	現職	備考
石井 夏生利	筑波大学大学院図書館情報メディア系准教授	
井上 秀子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会理事	
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長
柏尾 安希子	神奈川新聞社統合編集局文化部デスク兼論説委員	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
鈴木 和夫	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
前田 一	弁護士（横浜弁護士会）	
松崎 嘉子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	
湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている事務数等整理表

(平成2年4月1日～平成27年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件												民間保有関連案件			住 基 案 件 諮 問 件 数	制 度 改 善 諮 問 件 数	番 号 利 用 法 諮 問 件 数		
	6条		8条		9条		10条			計	旧 26条 是 正 申 出 諮 問 件 数	47条	旧48条	旧51条						
	取扱 制限 事項		本人外 収集		目的外 利用 ・提供		オンライン 結合					個人 情報 取扱 いの 指 針 諮 問 件 数	業務 登録		同 変 更					
	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別		変 更	諮 問 件 数	諮 問 し た 登 録 業 務				諮 問 件 数	
知事	7	18	12	57	9	32	4	18 (2)	2	32	125 (2)	2	1	4	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	4 (1)	2 (2)
議会	6	1	7	4	9	-	3	7 (1)	1	25	12 (1)	1	-							
公営企業 管理者	6	-	7	11	9	7	3	3	-	25	21	-	-							
教育 委員会	7	5	11	15	10	1	4	7	1	32	28	1	4							
人事 委員会	6	-	7	4	9	-	3	2	-	25	6	-	-							
監査 委員	4	-	8	6	7	-	1	2	-	20	8	-	-							
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	1	-	3	1	-	-							
警察 本部長	9	4	11	4	11	1	2	1	-	33	10	-	-							
労働 委員会	7	-	11	3	9	-	2	-	-	29	3	-	-							
選挙管理 委員会	7	-	11	4	9	-	3	5	-	30	9	-	-							
収用 委員会	7	-	11	4	9	-	1	-	-	28	4	-	-							
海区漁業 調整委員会	7	-	11	3	9	-	2	2	-	29	5	-	-							
内水面漁場 管理委員会	7	-	11	3	9	-	2	1	-	29	4	-	-							
県立病院 機構	7	16	11	19	9	7	4	4	-	31	46	-	-							
合 計	88	44	130	137	119	48	34	53 (3)	4	371	283 (3)	4	5	4	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	4 (1)	2 (2)

注()内は26年度の件数で内数。

資 料

1 情報公開審査会答申の概要

情報公開審査会答申第 587 号の概要

件名	特定の2法人の経緯報告書一部非公開の件（諮問第 638 号）		
請求文書の概要	特定の2法人から提出された経緯報告書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 11 月 16 日（収受）	諾否決定年月日	平成 24 年 12 月 14 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（建築指導課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> 個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 法人に関する情報であり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 		
不服申立年月日	平成 25 年 1 月 23 日（収受）		
不服申立ての趣旨	私が提出した要望書に対して、実施機関から文書で特定地の建築基準法違反及び建設リサイクル法違反に関する経緯報告書を事業者に提出させる旨の回答があったので、事業者から提出された報告書の中身を知りたい。		
諮問年月日	平成 25 年 2 月 5 日		
審査会の結論	不服申立ての対象となった情報のうち、一部は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>建築主事を置く市町村内における既存建築物の除却工事に関し、建築基準法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項に規定する建築物除却届の届出義務違反が判明したという事案について、建築指導課は、建築統計の作成者の立場として、除却工事施工者（以下「甲法人」という。）及び新築工事に係る建築確認申請者の申請代理者（以下「乙法人」という。）から事情聴取を行った上で、届出義務について説明すると同時に、以後遅延なく届出するよう口頭による指導を行った。</p> <p>本件行政文書は、その際に甲法人及び乙法人（以下「両法人」という。）に提出を求めた文書であり、甲法人からは経緯報告書（以下「本件甲文書」という。）が提出され、乙法人からは経緯報告書（以下「本件乙文書」という。）として、経緯報告書の表紙（以下「表紙」という。）、経緯が記載された文書（以下「経緯」という。）並びに確認済証、建築確認申請書、立面図及び求積図（以下「その他添付書類」と総称する。）が提出された。</p> <p>本件行政文書について、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）は、本件甲文書についてはその全文を、本件乙文書については表紙及び経緯（以下「本件乙非公開情報」と総称する。）の全文を非公開とし、その他添付書類を一部非公開としたものである。</p> <p>（本件不服申立ての対象について）</p> <p>本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件甲文書及び本件乙非公開情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 本件甲文書について</p> <p>対象工事の届出番号、物件地番及び個人名は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>提出書類不備に関わる個人についての記載及び個人に対する個別の対応についての記載は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 本件乙非公開情報について</p> <p>報告者氏名及び印影並びに件名は、個人が識別される情報であると認められる。</p> <p>また、経緯については、そのうち建築主、不服申立人及び乙法人との間のやりとりとして、個人的な係争に関わる個人の意識、財産状況若しくは個人の具体的行動に関する情報又は個人的な係争を推認させる情報（以下「本件乙個人係争情報」と総称する。）があり、これらの部分は、他人に知られたくない情報であり、仮にその中に含まれる氏</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>名を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、報告者氏名及び印影、件名及び本件乙個人係争情報（以下「本件乙個人情報」と総称する。）は、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>本件甲文書の対象工事の届出番号、物件地番、個人名、提出書類不備に関わる個人についての記載及び個人に対する個別の対応についての記載(以下「本件甲個人情報」という。)並びに本件乙個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書アからエに該当しないと判断する。</p> <p>(条例第5条第2号該当性について)</p> <p>1 本件甲文書について</p> <p>法第15条第1項に基づく届出義務の違反に対しては、法第102条第2項において、50万円以下の罰金を科すと定められている。</p> <p>実施機関は、両法人の届出義務違反は、比較的軽微なものであり、両法人に対して厳重な注意をするにとどめるを相当とし、告発をすべき事案ではなく、それにもかかわらず経緯報告書を公開するならば、法第15条第1項違反の事実が明らかとなり、類似の違反事件を引き起こした施工会社と比較して、両法人に生ずる不利益の度合いが大きくなると説明する。</p> <p>確かに、本件甲文書のうち本件甲個人情報を除く部分には、それを公開することにより届出義務違反の事実が明らかとなり得る記載の部分（以下「本件甲特記部分」という。）があるが、本件のような専門事業者がその事業に直接適用される法令上の義務を履行することは当然であり、法令上の義務違反に該当するということは、それが公開されたからといって当該事業者の正当な利益を害するとは必ずしもいえない。</p> <p>したがって、本件甲特記部分は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。</p> <p>本件甲文書の本件甲個人情報を除く部分のうち本件甲特記部分以外の部分については、当該法人の名称、文書の日付、記載事項の見出し等当該法人の利害に関わらない事項が記載されており、これらは条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。</p> <p>本件甲文書の本件甲個人情報について、実施機関は非公開理由として条例第5条第2号該当性を主張しているが、前述したとおり、同条第1号に該当するので、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p> <p>2 本件乙非公開情報について</p> <p>本件乙非公開情報のうち本件乙個人情報について、実施機関は非公開理由として条例第5条第2号該当性を主張しているが、前述したとおり、同条第1号に該当するので、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p> <p>本件乙非公開情報のうち本件乙個人情報を除く部分については、日付、時間その他当該法人の利害に関わらない事項が記載されており、これらは条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成26年4月24日（答申第587号）</p>

情報公開審査会答申第 588 号の概要

件名	口頭意見陳述に係る記録公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 639 号）		
請求文書の概要	神奈川県個人情報保護審査会（以下「個人審査会」という。）での口頭意見陳述関係記録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 12 月 27 日（収受）	諾否決定年月日	平成 25 年 1 月 10 日
諾否の決定内容	存否応答拒否	実施機関	知事（情報公開課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 8 条		
非公開理由	<p>・特定の個人が不服申立てを行っているか否かという情報（以下「本件情報」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書アからエのいずれにも該当しない。</p> <p>・本件請求は、特定個人の記録である本件行政文書を求めているものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が不服申立てを行っているか否かという条例第 5 条第 1 号に規定する個人に関する情報を明らかにすることとなるため、条例第 8 条に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 2 月 18 日（収受）		
不服申立ての趣旨	本件行政文書は異議申立人本人の個人情報であり、それを開示しないのは、原則開示と決めている条例に違反である。		
諮問年月日	平成 25 年 2 月 25 日		
審査会の結論	本件行政文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、特定日に特定場所で行われた請求者本人による個人審査会の特定諮問案件（以下「本件個人案件」という。）に係る「口頭による意見陳述」の「録音」を含む全記録である。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号ただし書ウの「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は同号ただし書エの「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、同号ただし書アからエのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>（条例第 8 条該当性について） 本件請求は、個人名を特定した上で、本件個人案件に係る本件行政文書の公開を求めるものであり、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件情報が明らかとなり、条例第 5 条第 1 号に規定する非公開情報である本件情報を公開することとなるものと認められることから、条例第 8 条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。 したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することになるとして、存否を明らかにしないで公開を拒んだ本件処分は妥当であると判断する。</p>		
答申年月日	平成 26 年 7 月 18 日（答申第 588 号）		

情報公開審査会答申第 589 号の概要

件名	特定の県立高等学校における職員の健康診断結果一部非公開の件（諮問第 641 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）における職員の健康診断結果（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 24 年 12 月 26 日	諾否決定年月日	平成 25 年 1 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（厚生課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	・個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 3 月 19 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件行政文書において全ての記録が全く同じ形で非公開となっているが、本件行政文書は本件学校において発生した事故（以下「本件事故」という。）の検証のため必要な情報と考える。</p> <p>誰がどういう検査結果であるかということを知りたい訳ではなく、氏名、年齢、社員番号、生年月日、個人番号、性別などは公開を求めている。</p> <p>検診日については、特定の日付しか職員は知らされておらず、複数日に渡って検査が行われた事実は受診した本人以外知ることも無かったため、検診日の公開によって個人を特定又は推測することなどできない。</p> <p>検査記録、訴えのあった症状及び検診日のすべての公開を求めるものである。</p>		
諮問年月日	平成 25 年 4 月 5 日		
審査会の結論	異議申立ての対象となった情報のうち、一部は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>本件行政文書は、本件事故を受けて本件学校において本件学校に勤務する職員を対象に実施された健康診断結果連名簿であり、これには受診者の氏名、年齢、性別、企画連番、検診日、社員番号、生年月日、個人番号、検査結果、医師の指示及び所見が記載されている。</p> <p>（本件異議申立ての対象について）</p> <p>本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、異議申立人自身に係る情報以外の情報と認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 本件行政文書に記載された情報のうち、氏名、年齢、社員番号、生年月日、個人番号は個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>性別については、これを明らかにすることは受診該当者の範囲を狭めることになり、限られた人数のうちの誰かという程度で健康診断の受診という他人に知られたくない情報が明らかになるので、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 本件行政文書に記載された情報のうち、検査結果、医師の指示及び所見は、他人に知られたくない心身の状況に関する情報であり、特定の時期の限られた人数による検査結果であることを踏まえれば、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(3) 本件行政文書に記載された情報のうち、検診日については、異議申立人や実施機関の説明によると、希望者それぞれが受診可能な時に順次受診したため特設検診日やその順番に法則性はなかったとのことであるから、検診日が公開されたからといって、当該個人が識別され得るとは認められない。したがって、検診日は条例第 5 条第 1 号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(4) 本件行政文書に記載された情報のうち、企画連番とは、検診を行った病院により当該検診自体に付けられた番号である。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>当該企画連番は、個人の検診ごとに付されており、受診した本人は自分の企画連番が何番であるかを知っていることを踏まえると、例え個人が識別され得なかったとしても、企画連番が公開されると当該個人が困惑を覚えることは容易に想像されることから、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>なお、実施機関は、企画連番を明らかにすると検診日が明らかになり、結果的に個人が特定されるおそれがあるからと主張しているが、前記(3)で示したとおり、その点は非公開の理由とはならないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>(1) 異議申立人は、今後同様の事故が起きないようにするため本件行政文書は公開するべきであると主張しており、同号ただし書工該当性を主張しているとも受け取れるので、以下審査会として判断する。</p> <p>(2) 同号ただし書工は、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事象から類推して将来このような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から人を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものであるが、前記(1)、(2)及び(4)で条例第5条第1号本文に該当すると判断した個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、こうした情報には該当しないと認められることから、同号ただし書工には該当しないと判断する。</p> <p>(3) 本件個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められないので、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 26 年 9 月 24 日 (答申第 589 号)</p>

情報公開審査会答申第 590 号の概要

件名	特定の県立高等学校に係る文書等一部非公開の件(その2)(諮問第 643 号)		
請求文書の概要	<p>特定の職員(以下「本件職員」という。)が特定時期に作成した「本件学校対策 特定の事業者(以下「本件事業者」という。) 教育委員会作成書類ファイル」(以下「本件行政文書 1」という。)</p> <p>換気扇設置に関する資料(以下「本件行政文書 2」という。)</p> <p>特定の時期の旧教育施設課内の全ての会議録(以下「本件行政文書 3」という。)</p> <p>特定の時期に行われた特定の 3 者による会議録(以下「本件行政文書 4」という。)</p> <p>旧教育施設課、本件事業者、特定の民間業者の 3 者で行われた対策方針会議録(以下「本件行政文書 5」という。)</p> <p>特定の工事決定に関する会議録(以下「本件行政文書 6」という。)</p> <p>本件職員の特定の時期の出張復命書(以下「本件行政文書 7」という。)</p> <p>特定の工事実施計画書(以下「本件計画書」という。)及び特定の工事中止の経緯が記載された文書(以下「本件行政文書 8」という。)</p> <p>文部科学大臣から神奈川県(以下「県」という。)への指導内容が記載された文書及び文部科学省への回答文書(以下「本件行政文書 9」という。)</p> <p>本件学校と同様の防水工事を行った学校における室内化学物質調査の費用が記載された文書(以下「本件行政文書 10」という。)</p>		
請求年月日	平成 24 年 12 月 26 日	諾否決定年月日	平成 25 年 2 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開及び非公開(文書不存在)	実施機関	教育委員会(まなびや計画推進課)
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・保存期間満了後、処分されているため。 ・作成又は取得に関与した可能性のある職員への聞き取り調査及び現存する行政文書の確認を行ったが、作成又は取得の事実自体が確認できなかったため。 		
不服申立年月日	平成 25 年 4 月 17 日		
不服申立ての趣旨	<p>以下に掲げた文書は全て、本件学校で発生した事故(以下「本件事故」という。)に関する重要な資料であるため、再度の調査をし、公開することを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件行政文書 1 について これは本件事故を起こした担当者のファイルであり、もっとも重要なものである。県は本件事故の検証を行ったとしてきたが、本件行政文書 1 を処分したという回答は、社会的常識から理解できない。 2 本件行政文書 2 について 本件行政文書 2 を請求した理由は、換気扇設置の工事費を負担したものに責任が存在することを証明するためである。 3 本件行政文書 3 について 本件事故に際して、旧教育施設課は具体的な説明をせず、理解できない内容の工事を本件学校に強制してきた。この工事は、本件事故が起きた現場を消し去りたかっと思えない。実施機関によると本件行政文書 3 も廃棄処分されたとのことだが、行政の犯罪的行為は、資料の処分で終わりにしてよいのか。 4 本件行政文書 4 について 特定の者に対して、旧教育施設課は、様々な重要な情報を提供していた。本件行政文書 4 の公開以外に、この重大な事実関係を明確にすることはできない。 5 本件行政文書 5 について 本件事故の当事者が何を話し合い決めたのか。県は行政改革として本件事業者に工事を丸投げし、事故が起きてもだれも責任を取らない体制になってしまった。 6 本件行政文書 6 について 特定の工事には正当性はない。本件事故に際しては、教室内からの待避と健康診断の実施を考えるべきであった。 7 本件行政文書 7 について 本件職員は、対策会議で非常に無責任な発言を続けた。本件職員が何を調べていたのか、何を隠そうとしていたのか、本件行政文書 7 は重要なものである。 		

	<p>8 本件行政文書 8 について 本件計画書は、極めて悪質な工事計画である。当時の学校教育担当部長によって中止を命じられたことから、この事実は明らかである。</p> <p>9 本件行政文書 9 について 国会にて特定日に行われた委員会において、大臣が「県の教育委員会とも十分な連携をとりながら、情報提供とか技術指導など対応を行ってまいりたい。」と答弁しているため、本件行政文書 9 は存在しているはずである。</p> <p>10 本件行政文書 10 について 当該調査については、検査費用を誰が負担しているかが問題である。業者であれば、工事のミスが明確になり、県が支出していれば、教育委員会の落ち度や責任を認めたことになる。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 25 年 5 月 7 日（受理）</p>
<p>審査会の 結論</p>	<p>異議申立ての対象となった情報を、存在しないとして公開を拒んだことは、妥当である。</p>
<p>審査会の 判断理由</p>	<p>（本件行政文書 1 ～本件行政文書 10 の存否について）</p> <p>1 本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 について</p> <p>(1) 本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 が存在していたと仮定して、当該文書の保存期間が何年間に該当するのか、審査会が神奈川県教育委員会行政文書管理規則第 9 条関係別表（以下「本件別表」という。）を元に確認したところ、以下のとおりとなった。</p> <p>ア 本件行政文書 1 について 本件行政文書 1 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、担当者の手持ちファイルということから、様々な会議等で検討された事項や決定した対応策等が記載されていることが予想され、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は「12 1 から 11 までに掲げるものに類するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>イ 本件行政文書 2 について 本件行政文書 2 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、換気扇設置に関わる会議録であれば、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられ、工事費に関わる文書であれば、本件別表の 5 年保存とするもののうち、「11 予算、収入及び支出に関するもの（3 年保存とするものに属するものをのぞく。）」に該当すると考えられる。</p> <p>ウ 本件行政文書 3 ～本件行政文書 6 について 本件行政文書 3 ～本件行政文書 6 にどのような内容の文書が含まれるのか詳細は明らかではないが、会議録ということであれば、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>エ 本件行政文書 7 について 本件行政文書 7 については、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は「4 職員の服務に関するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>オ 本件行政文書 8 について 本件行政文書 8 のうち、本件計画書について判断すると、一般に工事の計画については、当該計画の規模や契約金額の多寡、計画に至る経緯や関係者の状況等により、文書の位置づけ及びその保存方法は異なってくるものと思われるが、工事の「計画」という点から、本件別表の 5 年保存とするもののうち、「1 事業の計画及び実施に関するもの」、事業の検討経過という点から本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」又は実現に至らなかった計画という点から、本件別表の 1 年保存とするもののうち、「3 一時的な庁内外往復文書等」などといった項目に該当すると考えられる。 次に、本件行政文書 8 のうち、特定の工事中止の経緯が記載された文書について判断すると、工事などの実施や中止されるに至る経緯については一般的に何らかの会議や打ち合わせを経て策定されるのが通例であるから、本件別表の 3 年保存とするもののうち、「1 会議及び講習会に関するもの」に該当すると考えられる。</p> <p>(2) いずれにせよ、本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 については、存在していたとしても 3 年保存又は 5 年保存文書であることが推測され、当該項目に該当する文書は保存期間を満了し全て処分されていたことが確認された。当審査会が念のため実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 は存在しなかった。 したがって、本件行政文書 1 ～本件行政文書 8 について、存在していたとしても保存期間を満了し処分されているため存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 本件行政文書 9 について 当審査会が実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書 9 は存在しなかった。 実施機関の説明の他に本件行政文書 9 の存在を示すような特段の事情は認められないので、本件行政文書が存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p> <p>3 本件行政文書 10 について 本件行政文書 10 は、本件別表によると、5 年保存とするもののうち、「11 予算、収入及び支出に関するもの」に該当すると考えられ、当該項目に該当する文書は保存期間を満了し全て処分されていたことが確認された。当審査会が念のため実施機関が現在保有する文書を確認したところ、本件行政文書 10 は存在しなかった。 したがって、本件行政文書 10 について、存在しないという実施機関の説明は不合理とはいえない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 26 年 9 月 24 日 (答申第 590 号)</p>

情報公開審査会答申第 591 号の概要

件名	特定の県立高等学校における生徒の健康調査票一部非公開の件（諮問第 645 号）		
請求文書の概要	特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）で行われた生徒に対する健康調査（以下「本件健康調査」という。）に使用した調査票（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 2 月 15 日	諾否決定年月日	平成 25 年 3 月 29 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（県立高等学校）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	・個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 5 月 22 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<p>本件学校において発生した事故（以下「本件事故」という。）を受けて開催された保護者説明会（以下「本件説明会」という。）において、すでに生徒の健康被害の症状についての内容を公開しているものについて、情報公開で非公開とする必要性がない。</p> <p>学年、組に関しては、有害有機溶剤の広がりを検証する上でも重要な証拠である。</p> <p>具体的な記述に関しては、生徒の健康被害の実態を検証する上でも公開し、今後同様の事故が起きない様にするために必要である。</p> <p>実施機関は、個人が特定される可能性について主張しているが、どのようにして特定ができるのか大きな疑問である。</p>		
諮問年月日	平成 25 年 5 月 31 日		
審査会の結論	異議申立ての対象となった情報のうち、一部は公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>本件行政文書は、本件事故を受けて本件学校に在籍する生徒を対象に実施されたアンケート方式の健康についての調査票であり、これには記載者の学年、組、生徒番号、氏名を記載する欄（以下「氏名等記載欄」という。）、表形式で身体の症状が発生した場所、時期、その症状がおさまった時期等を記載する欄（以下「調査票本文」という。）及びその他の症状について自由に記入する欄（以下「自由記入欄」という。）とで構成されている。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 氏名等記載欄のうち、生徒番号、氏名は特定の個人が識別されるため、同号本文に該当すると判断する。学年、組については、その情報のみをもって個人が識別され得るとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとははいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(2) 調査票本文は、身体の症状があらかじめ類型として 10 項目挙げられており、それぞれの種類の症状の有無や時期、おさまった時期について 印を入れたり、記入したりする表形式のアンケートとなっている。調査票本文には、生徒の心身の状況や、部活動等個人の属性などを表す内容が記載されており、同号本文の該当性が問題となる。</p> <p>調査票本文における記載について、審査会が確認したところ、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないと判断する。また、個人の心身の状況等に関する情報ではあるものの、類型化された症状の中から選択的に記入する方式であることなどから、個人の人格と密接に関係し、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとまでははいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。</p> <p>(3) 自由記入欄には、生徒個人が自筆で自らの心身の状況や心情を吐露したものが記載されており、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>(1) 異議申立人は、今後同様の事故が起きないようにするため本件行政文書は公開するべきであると主張しており、同号ただし書工該当性を主張しているとも受け取れるので、以下審査会として判断する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(2) 同号ただし書工は、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事 態から類推して将来このような危害等が発生することが予測される状態が存在している 場合に、このような危害等から人を保護するために公開することが公益上必要であると認 められる情報は公開することを定めたものであるが、前記 1 (1)及び(3)で条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断した個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、こうした情 報には該当しないと認められることから、同号ただし書工には該当しないと判断する。 (3) 本件個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣 行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員等の職及び当 該職務遂行の内容にかかる情報」とは認められないので、同号ただし書アからウまでのい ずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 26 年 9 月 24 日 (答申第 591 号)</p>

情報公開審査会答申第 592 号の概要

件名	事業を営む特定個人の県税の徴収に関する文書非公開の件（諮問第 644 号）		
請求文書の概要	実施機関が、特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 4 月 2 日（収受）	諾否決定年月日	平成 25 年 4 月 16 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	知事（県税事務所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	県税の徴収方法に関する資料については、公開することにより県の事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 4 月 25 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求した文書は「実施機関が特定期間に金融機関に対して送付した申請人に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書」であり、行政文書公開拒否決定通知書（以下「本件通知書」という。）に記載のある「県税の徴収方法に関する資料」ではない。 ・ 本件行政文書は、多数の金融機関に送付しているため、金融機関内部では不特定多数の人間が閲覧できる状況にある。このような状況下にある文書を公開しても、「正確な事実の把握を困難にするおそれ」「不当な行為を容易にするおそれ」「発見を困難にするおそれ」があるとは言えない。 ・ 本件行政文書のうち、金融機関から返送された回答の文書は、異議申立人の口座情報等が記載されている文書であり、その内容は異議申立人が当然理解している事実である。このことから、実施機関は、「本人が知っている事実を本人に公開すると、正確な事実の把握を困難にするおそれ」があると理由付けをしており、矛盾している。 		
諮問年月日	平成 25 年 5 月 9 日（収受）		
審査会の結論	実施機関が、事業を営む特定個人の県税の徴収に関する文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、実施機関が特定の期間に金融機関へ送付した特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書である。</p> <p>（本件通知書の記載について） 当審査会で確認したところ、実施機関が特定した行政文書は特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答の文書であり、対象文書の特定に誤りはないことが認められる。また、実施機関の説明によれば、本件行政文書を「県税の徴収方法に関する資料」と判断したことには、一定の合理性が認められる。</p> <p>（条例第 5 条第 4 号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関においては、徴収事務を遂行するに当たり、様々な手法、ノウハウを用いて租税債権の確保を図っており、このような手法等が公開されることで、徴収事務を行うに際し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、徴収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。 2 本件行政文書は、特定の個人事業主に関する口座情報等を求める書面及び金融機関から返送された回答であるが、本件行政文書を公開することで税務調査の対象とした金融機関が明らかとなり、何故その金融機関を調査の対象としたのかが推測される等、実施機関が県税を徴収する際の手法等が明らかになるおそれがあると認められる。 3 したがって、本件行政文書を公開すると、県税の徴収事務を遂行する際に用いているノウハウや手法等が明らかとなり、今後の事務遂行に当たり正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。 		
答申年月日	平成 26 年 9 月 24 日（答申第 592 号）		

情報公開審査会答申第 593 号の概要

件名	特定会議の議事録作成のための文書等非公開の件（諮問第 642 号）		
請求文書の概要	特定日に開催された特定の県立施設の見直し検討会（以下「検討会」という。）の議事録作成のための議事録音テープ、テープ起し原稿、事務方の発言メモ等審議内容のわかる行政文書（以下「本件不存在文書」という。）及び特定時期以降で、特定の県立施設の純化・集約化に関して組織内で検討した行政文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 1 月 21 日	諾否決定年月日	平成 25 年 2 月 4 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（生涯学習課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録音テープ：会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録であり、一時的に作成したものであることから、条例の対象となる行政文書は存在しないため。 ・テープ起し原稿：請求時点では作成途中であることから文書不存在であるため。 ・発言メモ：議事録作成に当たり補助的に用いることを目的に作成したもので、職員が単独で作成し、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、実施機関において管理していないものであることから、条例の対象となる行政文書は存在しないため。 ・その他審議内容のわかる行政文書：会議の事前・事後いずれにおいても作成していないことから文書不存在であるため。 ・本件行政文書：特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについての検討は、県の緊急財政対策の一環として、実施機関の内部において、様々な可能性やその影響について考慮しながら行っており、本件行政文書を公開することは、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 		
不服申立年月日	平成 25 年 3 月 29 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録音テープ：テープ起し作業や議事録作成作業を恣意的に遅らせた場合は、「一時的」とは認められない。 ・テープ起し原稿：テープ起しに日数がかかっており、情報公開の迅速性・重要性の観点から大きな問題である。情報公開請求が空振りにならないために、条例上の行政文書になる作成終了日の情報を公開して欲しい。 ・発言メモ：非公開理由条例の解釈及び運用の基準（以下「基準等」という。）を根拠として知事部局でない教育委員会が非公開の理由を説明するのは違法である。仮に教育委員会でも基準が適用になるとしても、基準等に示された例示のいずれに該当するのか説明して欲しい。 ・その他審議内容のわかる行政文書：通常、議事録の原案を会議に参加した他の組織に確認しているはずであり、このときのメールやファックスのやり取りの文書は行政文書である。 ・本件行政文書：全てが本当に「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」文書であると常識的には考えられない。実施機関が合理的な理由なく「おそれがある」と判断すれば、恣意的な情報開示拒否になってしまう。これは知事の情報の共有化、見える化の方針に反する。 		
諮問年月日	平成 25 年 4 月 9 日		
審査会の結論	<ul style="list-style-type: none"> ・本件行政文書は公開すべきである。 ・本件不存在文書の公開を拒んだことは妥当である。 		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <p>条例第 5 条第 3 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当審査会において確認したところ、本件行政文書には、特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについての検討の方向性、検討方針、検討内容、内部又は他の地方公共団体との調整状況、今後想定されるスケジュール等が記載されており、検討段階の未確定情報を含むものであると認められる。 ・ところで、条例第 5 条第 3 号にいう審議、検討又は協議に関する情報は県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、例外的に非公開とすることができる要件である「不当」については慎重な判断が必要である。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この観点から「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」は、どのような混乱が生じるのか具体的に明らかにすべきものである。ところが、実施機関はこの点につき、具体的混乱の内容を明らかにしていない。 ・仮に、実施機関において、本件行政文書の内容には検討段階の未確定な情報が含まれる故に県民に誤解を与えるおそれがあると判断したのだとしても、それは必要に応じて「未確定情報であって将来変更される可能性がある」ことなどを説明することで誤解を解くことが可能である。このことを踏まえて、審査会において本件行政文書を確認したところ、不当に県民の間に混乱を生じさせるほどの多様で複雑な情報が記載されているとは認められない。 ・したがって、条例第5条第3号には該当しないと判断する。 <p>(本件不存在文書について)</p> <p>1 議事録音テープについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当審査会において確認したところ、実施機関では担当者が当該検討会の議事録作成の補助として用いるために録音したものであり、また、当該検討会には審議要領等が定められておらず、検討会の録音は義務付けられていなかったと認められる。 (2) したがって、教育委員会が定める情報公開条例施行規則第2条第1号に規定する「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」に該当するため、条例第3条が規定する行政文書に該当しないと判断する。 <p>2 テープ起し原稿について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当審査会において確認したところ、当該検討会は2時間10分であり、当該検討会が開催された日から本件不存在文書について行政文書の公開請求が行われた日(以下「本件請求日」という。)までの期間は、3日間であったことが認められる。 (2) 本件請求日時時点で当該検討会のテープ起し原稿の作成が終わっていないとしても、不自然であるとはいえず、テープ起し原稿について、本件請求日時時点で作成途中であることから対象となる行政文書が存在しないとした実施機関の説明は、不合理とまではいえない。 (3) なお、作成途中のテープ起し原稿のうち、本件請求日時時点で作成されていた部分について実施機関は言及していないが、念のため、以下検討する。 (4) 公開請求の対象となる行政文書とは、条例第3条第1項において、「実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものをいう」と規定されており、この場合「実施機関において管理しているもの」とは、行政文書管理規則(平成12年教育委員会規則第14号)等の定めるところにより公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状態に置かれているものをいうと解される。 (5) 作成途中のテープ起し原稿のうち、本件請求日時時点で作成されていた部分は、現に作成している最中の文書として事務担当者の手元に保管されており、他の職員が組織的に利用可能な状態に置かれていなかったことが認められたため、条例第3条が規定する行政文書に該当しないと判断する。 <p>3 発言メモについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当審査会において当該発言メモを確認したところ、当該発言メモは、事務担当者が議事録作成に当たり補助的に用いるために作成し、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用されたことが認められ、また、実施機関の職員が組織的に利用可能な状態に置かれていなかったことが認められる。 (2) したがって、実施機関の説明に不合理な点は認められず、実施機関の説明に反する特段の事実も認められないことから、当該発言メモは、条例第3条が規定する行政文書に該当しないと判断する。 (3) なお、異議申立人は、教育委員会は基準等を根拠として情報公開を拒んだ理由を説明しているが、当該基準等は県民局長が知事部局の各所属長宛てに通知した行政内部の規定であり、知事部局でない教育委員会が当該基準等を根拠として非公開の理由を説明することは違法であると主張しているが、当審査会において確認したところ、教育委員会では、独自の基準等を定めていないが、自主的判断として知事が定めた基準等の例により取り扱うこととしていることが認められ、このこと自体に違法性があるとはいえない。 <p>4 その他審議内容のわかる行政文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前記2(1)のとおり、検討会開催日から本件請求日までは3日間しかなく、テープ起し原稿も作成途中であったことから、異議申立人が主張するようなその他審議内容のわかる行政文書が存在するとは考えにくく、実施機関の説明は不合理とまではいえない。
<p>答申年月日</p>	<p>平成26年12月11日(答申第593号)</p>

情報公開審査会答申第 594 号の概要

件名	県立施設のあるべき姿について検討した文書一部非公開の件（諮問第 646 号）		
請求文書の概要	特定の県議会定例会に向けた想定問答を除くこれまでの県の緊急財政対策に関して特定の県立施設のあるべき姿について検討した行政文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 7 月 17 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 31 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	教育委員会（生涯学習課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> 特定の県立施設のあるべき姿についての検討は、県の緊急財政対策の取組の一環として行っている。具体的には、県教育委員会の内部において、様々な可能性やその影響について考慮しながら、検討を行っている。 本件行政文書を公開することは、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第 5 条第 3 号に該当する。 		
不服申立年月日	平成 25 年 8 月 5 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書の全てが本当に「おそれがある」文書であるとは常識的には考えられない。 例えば、実施機関は、特定の県立施設の純化・集約化の検討に際し、同種の他都道府県立施設の実態調査を行っている。その基礎調査資料は、政策的な内容ではないのに、なぜ「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と判断できるのか不思議である。 実施機関が合理的な理由なく「おそれがある」と判断すれば、恣意的な情報開示拒否になってしまう。これは、知事の情報の共有化、見える化の方針に反する。 		
諮問年月日	平成 25 年 8 月 8 日（受理）		
審査会の結論	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書は公開すべきである。 		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 3 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 当審査会において確認したところ、本件行政文書には、特定の県立施設の純化・集約化を含めた見直しについての検討の方向性、検討方針、検討内容、内部又は他の地方公共団体との調整状況、今後想定されるスケジュール等が記載されており、検討段階の未確定情報を含むものであると認められる。 ところで、条例第 5 条第 3 号にいう審議、検討又は協議に関する情報は県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、例外的に非公開とすることができる要件である「不当」については慎重な判断が必要である。 この観点から「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」は、どのような混乱が生じるのか具体的に明らかにすべきものである。ところが、本件行政文書には検討会の構成員等すでに公表されている情報が含まれており、当該情報については不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれはなく、また、その他の情報についても実施機関は、具体的に想定される混乱の内容を明らかにしていない。 仮に、実施機関において、本件行政文書の内容には検討段階の未確定な情報が含まれる故に県民に誤解を与えるおそれがあると判断したのだとしても、それは必要に応じて「未確定情報であって将来変更される可能性がある」ことなどを説明することで誤解を解くことが可能である。このことを踏まえて、審査会において本件行政文書を確認したところ、不当に県民の間に混乱を生じさせるほどの多様で複雑な情報が記載されているとは認められない。 したがって、条例第 5 条第 3 号には該当しないと判断する。 		
答申年月日	平成 26 年 12 月 11 日（答申第 594 号）		

情報公開審査会答申第 595 号の概要

件名	特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件（その 1）（諮問第 647 号）		
請求文書の概要	<p>特定団体（以下「本件団体」という。）の臨時理事会（以下「本件理事会」という。）の復命書及び配付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）</p> <p>配付資料の内訳は、座席表及び出席者名簿（以下「文書 1」という。）、評価委員会決定通知書（以下「文書 2」という。）、付議書（以下「文書 3」という。）、付議書添付資料（以下「文書 4」という。）、参考 1（以下「文書 5」という。）及び参考 2（以下「文書 6」という。）。</p>		
請求年月日	平成 25 年 5 月 8 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 8 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（文化課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> 事前に本件団体に対して意見書の提出機会を付与して、本件団体が自ら主体的に公表している情報の有無や、公開すると本件団体に不利益をもたらす情報の有無等を確認のうえ、慎重に検討を行った。 本件理事会では、本件構成員の解雇について審議されており、配付資料には、解雇された本件構成員に関する個人情報をもとより、関係者の個人情報が多く含まれ、かつ人事という本件団体の内部管理に属する事項に関わる情報が記載されている。このため、条例第 5 条第 1 号及び第 2 号該当により、一部の情報を非公開とした。 		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 6 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 今回の一部公開では、本件理事会での審議内容の全貌が明らかでなく、特に本件団体構成員（以下「本件構成員」という。）の解雇に係る解雇理由など審議内容が明らかになっていないとするものである。 		
諮問年月日	平成 25 年 9 月 19 日		
審査会の結論	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。 		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号及び第 2 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> （文書 1）非公開とした情報（以下「非公開情報 1」という。）は、理事長、副理事長並びに専務理事以外の理事及び評価委員ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページにおいても公開されているが、理事会の出欠状況や、評決の委任の有無については外部に公開されていない。非公開情報 1 を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。 また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。 以上のことから、条例第 5 条第 1 号本文及び第 2 号本文に該当すると判断する。 （文書 2）非公開とした情報は、評価委員会の決定通知書に記載された議長の氏名である。評価委員会は、本件団体の規則に基づき設置され、本件団体事務局から報告する本件構成員の懲戒等の諸事案を評価するものであり、その構成員は外部に公開されていない。そのため、議長の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 （文書 3）非公開とした情報は、解雇された本件構成員の雇用年月、生年月日、解雇理由である。解雇された本件構成員の雇用年月及び生年月日については、外部に公開されておらず、個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 また、解雇理由は、解雇された本件構成員が自ら公開しているが、文書 3 にある本件団体が記載した解雇理由と同一の記載が外部に公開されているものではない。そのため、文書 3 に記載された解雇理由は、個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事に関する本件団体の内部管理に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第 5 条第 1 号本文及び第 2 号本文に該当すると判断する。 		

<p>審査会の 判断理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（文書４）非公開とした情報は、解雇された本件構成員に関する情報に加えて、他の本件構成員に関する情報である。 これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第５条第１号本文及び第２号本文に該当すると判断する。 ・（文書５）非公開とした情報は、財団の財務に関する項目・記載事項の一部とその金額であり、外部に公開されていない本件団体の内部管理の事項に属する情報と認められ、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第５条第２号本文に該当すると判断する。 非公開とした情報は、労働組合の欄に記載された個人の氏名及び専務理事、常務理事に関する情報であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第５条第１号本文に該当すると判断する。 ・（文書６）非公開とした情報は、本件構成員の個人に関する情報である。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第５条第１号本文及び第２号本文に該当すると判断する。 ・（復命書）神奈川県行政文書管理規則第６条では、本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならないと定めている。 本件理事会において、実施機関はオブザーバーとして出席しており、実施機関の事務処理に関する会議とまではいえない。また、上司への復命は口頭で行っていることから、復命書を作成していないという実施機関の説明は不合理とはいえない。
<p>答申年月日</p>	<p>平成 26 年 12 月 11 日（答申第 595 号）</p>

情報公開審査会答申第 596 号の概要

件名	特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件（その２）（諮問第 648 号）		
請求文書の概要	<p>特定の２日に開催された特定団体（以下「本件団体」という。）の理事会（以下「本件理事会」という。）の復命書及び配付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）</p> <p>配付資料の内訳は、座席表、出席者名簿（以下「文書 1」という。）、平成 23 年度収支補正予算書（案）（以下「文書 2」という。）、平成 24 年度収支予算書（案）（以下「文書 3」という。）、法人寄付一覧（以下「文書 4」という。）、2007 年から 2012 年までの歩み（以下「文書 5」という。）、平成元年度から平成 23 年度までの財務等に関する表（以下「文書 6」という。）、理事会概要復命書（以下「文書 7」という。）、理事会等の流れ（想定）・次第（以下「文書 8」という。）、座席表、出席者名簿（以下「文書 9」という。）、自主公演入場者一覧（以下「文書 10」という。）、財産目録（以下「文書 11」という。）、処務の概要（以下「文書 12」という。）、第 3 号議案（以下「文書 13」という。）、平成 23 年度・24 年度個人定期会員加入数（以下「文書 14」という。）、平成 23 年度賛助会員受付状況（以下「文書 15」という。）及び重要伝達事項（以下「文書 16」という。）。</p>		
請求年月日	平成 25 年 5 月 21 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 19 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（文化課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>・事前に本件団体に対して意見書の提出機会を付与して、本件団体が自ら主体的に公表している情報の有無や、公開すると本件団体に不利益をもたらす情報の有無等を確認のうえ、慎重に検討を行った結果、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号該当により、一部の情報を非公開とした。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 9 日		
不服申立ての趣旨	<p>・今回の一部公開では、本件理事会での審議内容の全貌が明らかでなく、特に本件団体構成員（以下「本件構成員」という。）の解雇に係る解雇理由など審議内容が明らかになっていないとするものである。</p>		
諮問年月日	平成 25 年 9 月 19 日		
審査会の結論	<p>・本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号及び第 2 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> （文書 1）非公開とした情報（以下「非公開情報 1」という。）は、理事長、副理事長並びに専務理事以外の理事及び評価委員ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページにおいても公開されているが、理事会での出欠状況や、評決の委任の有無については外部に公開されていない。 非公開情報 1 を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。 また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人の意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。 以上のことから、条例第 5 条第 1 号本文及び第 2 号本文に該当すると判断する。 （文書 2）非公開とした情報は、個々の収入及び支出科目の予算額に係る本件団体事務局の説明や分析であり、これらは、外部に公開されていない経理に関する法人の内部管理の事項に属する情報である。 これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載されたもので、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じさせるおそれ又は本件団体の意図に反して用いられ、本件団体の運営に不利益をもたらすおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。 （文書 3）非公開とした情報は、収入・支出科目に係る本件団体事務局の説明や分析であり、これらは、外部に公開されていない経理に関する法人の内部管理の事項に属する情報である。 		

これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載されたもので、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じさせるおそれ、本件団体の意図に反して用いられ、本件団体の運営に不利益をもたらすおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- ・(文書4)非公開とした情報は、一部の法人名及び金額である。
寄付者の名称や金額等の情報については、寄付者の意向に留意しなければ、不利益をもたらすおそれがあること、また、寄付者と本件団体との関係悪化を招き、本件団体への支援の後退や本件団体の信用低下に繋がるおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、寄付金額を自ら外部に公開している寄付者及び外部への公開を承諾している寄付者以外の法人名及び金額については、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書5)非公開とした情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるとともに、本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書6)非公開とした情報は、外部に公開されていない本件団体の財務に関する情報であり、本件団体内部の経理に関する情報と認められ、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。
非公開とした情報は、労働組合の欄に記載された個人の氏名及び専務理事、常務理事に関する情報であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- ・(文書7)非公開とした情報は、特定の理事、評議員等の氏名、発言内容である。
理事会での出欠状況や発言内容については外部に公開されていない。公開することにより、出席者が特定され、個人の意思表示が明らかになることから、個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがある。また、発言内容により、法人の内部管理の事項に属する情報が明らかになり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書8)非公開とした情報は、第3号議案の内容である。当該議案は、個人に関する情報であり、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、団体の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書9)非公開とした情報(以下「非公開情報9」という。)は、理事長、副理事長及び専務理事以外の理事及び理事代理ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体ホームページにおいても公開されているが、理事会での出欠状況や評決の委任の有無については外部に公開されていない。
非公開情報9を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。
また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人の意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。
以上のことから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書10)非公開とした情報は、購入者数、有料入場者数、招待者数及び差引有料者数欄に記載された人数及び割合(%)である。
これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報(経理に関する情報)であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書11)非公開とした情報は、財産目録に記載されている個々の財産の内訳、数量、取引先の名称、借入先等である。
これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報(経理に関する情報)であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。
- ・(文書12)非公開とした情報は、議決権の行使状況、審議への参加状況(委任状提出による出席者数)及び役員会の運営状況である。

	<p>これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。</p> <p>非公開とした情報は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、また、本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。</p> <p>非公開とした情報は、評価委員の氏名である。</p> <p>評価委員会は、楽団員就業規則に基づき設置され、本件団体事務局から報告する本件構成員の懲戒等の諸事案を評価するものであり、その構成員は外部に公開されていない。</p> <p>そのため、評価委員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(文書13)非公開とした情報は、第3号議案の内容である。当該議案は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体の内部管理の事項に属する情報で、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があるものからなっており、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。 ・(文書14)非公開とした情報は、一般及び割引の個人会員加入数である。 これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報(経理に関する情報)であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。 ・(文書15)非公開とした情報は、本件団体の賛助会員の異動状況(新規、退会の受付状況)である。 これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報(経理に関する情報)であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。 ・(文書16)非公開とした情報は、冒頭部分以外の記載事項であり、人事に関する情報が記載されている。 これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別され、また、本件団体内部の人事に関する情報で、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。
答申年月日	平成26年12月11日(答申第596号)

情報公開審査会答申第 597 号の概要

件名	県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する協定書一部非公開の件（諮問第 649 号）		
請求文書の概要	特定地域の県営住宅及び借上公共賃貸住宅の管理に関する特定年度の協定書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 7 月 29 日	諾否決定年月日	平成 25 年 8 月 12 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（住宅営繕事務所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 24 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開となった情報のうち、「氏名」（以下「本件氏名」という。）のみ公開されるべきである。神奈川県個人情報保護条例に基づき個人情報が保護されることから、「職名等」、「経験年数」及び「資格保有状況等」の公開は求めない。 ・民間法人でも、県の指定管理を受け、県と協定書を結び、行政の担い手となったならば、その従業員の氏名は公開され、誰が行政を担っているかが明らかにされるべきである。神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 1 条に定められたとおり、私には知る権利がある。 ・県営住宅の運営の歴史は長く、伝統があり、公務員が担ってきた。その担い手である公務員の氏名は公開されてきた。指定管理制度に移行したからといって担い手の氏名を非公開にするのはおかしい。条例第 5 条第 1 号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。 ・また、同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」にも該当する。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 1 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は、知事と本件管理者が特定日に締結した本件基本協定書に基づく、本件協定書である。</p> <p>（本件異議申立ての対象について） 本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件氏名についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について）</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の管理を県が行っていた時であれば、異議申立人が主張するように、その管理を担当する県職員の氏名が記載された行政文書について情報公開請求を受けた場合には、県職員の氏名は職員録等で原則として公表されていることから、慣行として公にされている情報に該当し、公開されたものと思料される。 ・しかしながら、現在県営住宅の管理を行っている指定管理者である本件管理者は民間事業者であり、県とは異なり職員の氏名を慣行として公にしている事実が認められない。したがって、本件氏名は、従来から「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められないので、本号ただし書イには該当しないと判断する。 <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件の場合、個別具体的な危害が現に生じているとはいえ、又は、将来そのような危害が発生することが予測される状態が存在しているとはいえない。 		
審査会の判断理由（続き）	したがって、本件氏名は、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書エに該当しないと判断する。		
答申年月日	平成 26 年 12 月 11 日（答申第 597 号）		

情報公開審査会答申第 598 号の概要

件名	特定建物の取壊しに係る届出書一部非公開の件（諮問第 650 号）		
請求文書の概要	特定建物の取壊しに係る届出書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 7 月 19 日	諾否決定年月日	平成 25 年 7 月 23 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であるため。		
不服申立年月日	平成 25 年 9 月 25 日（収受）		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 公開することができない部分の内容は、すでに公に閲覧、縦覧、交付が認められている建築計画概要書で明らかになっている内容であり、条例第 5 条第 1 号ただし書アにあたる。 よって本件処分には、法令上の誤りがある。 今回、確認申請の段階で情報開示されている建物滅失に関する届けは、特定の法人（以下「本件甲法人」という。）自らが建物を取り壊し、その後新築したという建築工事届の様式（建築基準法施行規則第 40 号様式）で申請されている。そのことから、情報開示されていない部分の住所、氏名は、発注者でなければならない。 よって、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当し、開示決定されなければならない。 法務局の滅失登記は、特定の関係者（以下「本件関係者」という。）が特定の測量事務所に依頼していることから、解体するまでは本件関係者の所有となっていない。 故に、本件行政文書の委任状（以下「本件委任状」という。）について、本件関係者が特定の法人（以下「本件乙法人」という。）を代理人として委任してはならない。 よって、本件行政文書 1 ページ目の元請業者として既に明らかにされている本件乙法人の住所氏名が代理人の住所に記載され、公開されても何の不都合も無いはずであるにも関わらず非公開とされ、全く意味のない非公開部分である。 代理人の本件乙法人の名前が非公開とされた理由を問いたい。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 23 日（収受）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について） 本件行政文書は建設リサイクル法第 10 条第 1 項に基づき、同法の対象となる建設工事の発注者が知事に届け出た届出書一式であり、届出書本紙（様式第一号）（以下「本件届出書本紙」という。）、本件委任状、分別解体等の計画等、案内図、現地の写真及び工事工程表で構成されている。</p> <p>（本件異議申立ての対象について） 本件異議申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報（以下「本件非公開情報」という。）について、以下、検討する。</p> <p>（条例第 5 条第 1 号該当性について） 1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件非公開情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件届出書本紙について 本件届出書本紙で非公開とされた情報は、発注者又は自主施工者の個人名、印影、住所及び電話番号であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 本件委任状について 本件委任状で非公開とされた情報は、委任者の個人名、印影及び住所並びに代理者に定められた者の欄に記載された人物（以下「本件人物」という。）の氏名（以下「本件代理者欄氏名」という。）及び代理者の住所である。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>委任者の個人名、印影、住所及び本件代理者欄氏名については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>代理者の住所については、本件委任状で委任を受けた者が法人であるか個人であるかによって、適用される条例の条項が異なり、公開の適否の判断に影響があると考えられるが、代理者に定められた者の欄には、本件乙法人名と、その後に本件代理者欄氏名が並列して記載されており、書面上だけでは委任を受けた者が法人か個人のいずれであるかが判然としなかった。</p> <p>その点につき審査会が実施機関に確認したところ、建設リサイクル法においては、対象となる工事の発注者等に届出義務を課しているため、第三者が届出する場合は代理権限証明情報としての委任状を提出させており、通常の業務において代理者とは、あくまで書類の提出及びその過誤訂正等の行為を行う自然人その人を示すものとして取り扱われていることから、本件委任状においても委任を受けた特定の個人の情報であるとして、代理者の氏名及び住所を非公開としたものとのことである。</p> <p>こうした実施機関の説明に特段不合理な点は見られず、他にその説明を覆す特段の事情もないことから、本件委任状で委任を受けた者は個人であると判断する。そしてそれを前提とすれば、代理者の住所については、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>なお、委任を受けた者が個人であるとすれば、本件代理者欄氏名の前に本件乙法人名を併記し公開したことは、本件人物の属性の一部を明らかにし、個人を一定程度絞り込むことになってしまうが、本件乙法人名の記載のみを以て特定個人を識別することはできないと考えられ、本件乙法人名を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人は、本件非公開情報は、閲覧、縦覧、交付が認められている建築計画概要書、建築工事届及び登記で明らかになっている内容であり、同号ただし書アに該当すると主張している。 ・ 建築計画概要書とは、建築基準法第6条第1項に定める建築確認申請の際に提出される書類の1つであり、建築基準法や同法施行規則等において閲覧が義務づけられるとともに、神奈川県においては、神奈川県建築基準条例第52条の18の2において、写しの交付が認められているものである。 <p>本件行政文書に係る土地における建築計画概要書(以下「本件建築計画概要書」という。)を審査会として確認したところ、本件非公開情報に該当する情報が明らかになっているとは認められなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事届とは、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合において知事に届出された文書であり、そもそも建築計画概要書のように法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等が認められている文書ではない。 ・ 不動産登記は、不動産登記法第3条により不動産の表示又は不動産についての権利の保存等についてするものと規定されているが、本件非公開情報に必ずしも不動産の権利者が記載されているとは限らないことから、本件非公開情報が明らかになっているとは認められない。 ・ 他にも、本件非公開情報が法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報と認められる事情は見受けられないことから、条例第5条第1号ただし書アに該当しないと判断する。 <p>(2) 本件非公開情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、同号ただし書イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年2月18日(答申第598号)</p>

情報公開審査会答申第 599 号の概要

件名	特定会議の議事録等一部非公開の件（諮問第 653 号）		
請求文書の概要	特定期間に開催された神奈川県地方税制等研究会（以下「本件研究会」という。）の審議状況を記録した文書（以下「本件公開文書」という。）及び議事録（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 8 月 7 日（収受）	諾否決定年月日	平成 25 年 10 月 7 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（税制企画課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書に記録されている各委員の発言は、非公開を前提としてなされたものであり、本件行政文書は各委員の率直な意見が直接的な表現で記録されているものである。また、この議論の過程では、非公開であるが故に、各委員が専門分野のみならず専門分野以外の分野の内容についても言及しているほか、未公表の見解なども述べられている。そうすると、本件行政文書を公開することにより、県と当該委員との間の信頼関係を損ない、今後、当該委員のみならず他の専門家の協力も得られなくなるなど、本件研究会の運営のほか、本県における同種の審議、検討会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 本件研究会の委員数は、5 名であり、専門分野も異なることから、発言者の氏名等のみを非公開としても、発言内容と各委員の専門分野から、発言した委員を特定し得る。このため、本件行政文書全体が、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、非公開情報に該当する。そして、本件行政文書に記録されている内容は、前項のとおりであり、本件行政文書を公開することにより、当該専門家の認識に対する誤解が生じ、結果として当該専門家への評価を損なうおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがある。 		
不服申立年月日	平成 25 年 10 月 30 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 本件行政文書は、平成 25 年 3 月 21 日、最高裁判所によって地方税法に違反し、無効と判断された神奈川県臨時特例企業税（以下「本件県税」という。）の導入提言に至る、特定期間に開かれた本件研究会の議事録である。 仮に、本件研究会の各委員が、最高裁判所の判断と異なる見解を述べていることが明らかになるとしても、そのことにより、委員個人の利益を侵害することにはならず、また、研究者としての評価が下がりもしない。発言が 12 年以上も前のものであることに加え、裁判所の判断と異なる見解を持つ学者や個人が数多くいることは、事案を問わず、公知だからである。 本件研究会では、4 名の経済学者と 1 名の法律学者の委員が、専門外の分野の事項についても発言しているというのであるから、委員名を黒塗りにすれば、どの発言が誰のものをか断定することは、経験則上不可能である。したがって、本件行政文書全部を非公開にする理由はない。 本件県税が無効となった結果、県に多大な損害が生じたことを考えると、同税導入に至る経緯の検証は重要で、本件行政文書の公開は大きな公益である。知事が主張する各種「おそれ」は、いずれも抽象的なものに過ぎない。本件行政文書は、少なくとも委員名を除いて、公開されるべきである。 		
諮問年月日	平成 25 年 11 月 12 日（受理）		
審査会の結論	・ 特定会議の議事録を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本件研究会の委員は、専門分野が異なることから、5 名の委員名を非公開として、発言内容を公開したとしても、発言内容と専門分野を照合することで、公表された委員名簿から発言者が誰であるか特定され、又は特定され得るため、本件情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」ことから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>条例第5条第4号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件研究会は設置された当時、委員の間で率直な意見交換が行われるように、非公開を前提として開催されており、議事録の内容を公開することとしていなかったと実施機関から説明があった。 ・ 委員名を非公開としても、発言内容は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」ことから、当初から非公開を前提としていた本件情報を公開することにより、県と本件研究会委員との信頼関係が損なわれるおそれがある。 <p>また、複数の附属機関等において、重複して任命される委員もいることから、上記のような信頼関係が損なわれる事態となれば、当該他の附属機関等の運営にも影響が生じ、当該他の附属機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあると認められる。</p> <p>さらに、非公開を前提とした会議であることから、本件行政文書には、各委員の忌たんのない自由な発言が記載されており、必要な補足説明を伴わないまま公開されると、記載された内容について誤解を生じさせるおそれ、神奈川県及び本件研究会の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、税制調査等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、本件行政文書を公開することによる利益と比較してもなお、上記のとおり支障が大きく、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年2月18日(答申第599号)</p>

情報公開審査会答申第 600 号の概要

件名	教育委員会事務局メモ等不存在の件（その1）（諮問第 654 号）		
請求文書の概要	特定年月日提出期限（以下「本件期限日」という。）の各県立高校の特定科目の選定希望教科書（以下「本件選定希望教科書」という。）名が分かる事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 10 月 18 日	諾否決定年月日	平成 25 年 10 月 31 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（高校教育指導課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 5 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校の教科書採択に当たっては、各県立高校の教科書選定会議（教科会の会議等）の適切な手続きを経て、校長により神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出され、希望教科書を県教育委員会が承認するということがこれまでの慣例として、県教育委員会で確認されていた。 実施機関は、報告された本件選定希望教科書のうち、特定出版社の教科書（以下「本件教科書」という。）を希望する高校（以下「本件高校」という。）名を確認した上で、特定日（以下「本件依頼日」という。）に、本件教科書を希望した本件高校の校長に「他社の教科書」に強制的に変更するよう指示をした。 本件高校で、本件教科書が強制的にどのような変更がなされたのかが大きな問題となっている。 実施機関は、本件期限日の本件選定希望教科書名の分かる資料がなければ、本件依頼日に本件高校の校長への本件教科書の変更依頼をすることができない。 本来、本件選定希望教科書の記録は存在するものであり、神奈川県情報公開条例第 5 条第 3 号の趣旨、規定、要件に基づき、県教育委員会はその記録は公開すべきである。なぜなら、本件選定希望教科書名は未成熟な検討段階の情報ではなく、すでに県教育委員会に提出後の情報だからである。さらに、その記録が「事務局メモ」であったとしても、また、そうでなかったとしても何らかの形で情報は公開されるべき対象と考える。 		
諮問年月日	平成 25 年 11 月 26 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ul style="list-style-type: none"> 特定年の教科書選定手続は、本件期限日に至るまでは例年通りの手続で進められていたが、特定日開催の県教育委員会の委員協議会での質疑を契機に、翌日（本件依頼日）朝、特定の幹部職員（以下「本件幹部」という。）を含む県教育委員会の幹部職員の間で、本件教科書の使用申請が拒否されるおそれがあるとして、本件幹部が、本件教科書の使用申請をした本件高校に対し、再考を依頼することとしたと認められる。 しかし、教科書の使用申請は、教科書選定システム（以下「本件システム」という。）において高校ごとに電子情報のやりとりで行われるため、本件期限日現在の申請状況を一覧化したファイルは作成されず、そのため、実施機関の職員が、本件高校の名称を記したメモを作成し、これによって、再考を依頼すべき高校を特定したと認められる。 この再考依頼を受け、本件高校全部が、8 月上旬の再度のチェックまでに、申請を修正して他社の教科書に差し替え、これを確認した後、本件高校の名称を記したメモは、目的を達成して不要になったと判断され、廃棄されたと認められる。 本件システム上でデータを日々上書きし、これ以外に、各高校から文書を提出させることはないとも認められる。 以上確認したとおり、実施機関の、本件対象文書を作成していないとの説明は、不合理とまでは言えない。 		
答申年月日	平成 27 年 2 月 18 日（答申第 600 号）		

情報公開審査会答申第 601 号の概要

件名	教育委員会事務局メモ等不存在の件（その 2）（諮問第 655 号）		
請求文書の概要	特定日（以下「本件依頼日」という。）に再考を依頼した高校の校長に対し、特定の幹部職員（以下「本件幹部」という。）及び事務局が読み上げた原稿及び内容の分かる資料、文書及び事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 25 年 10 月 18 日	諾否決定年月日	平成 25 年 10 月 31 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（高校教育指導課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	文書不存在のため。		
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 5 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度の県立高校の教科書採択に関わり、特定教科書（以下「本件教科書」という。）を希望していた高校（以下「本件高校」という。）の校長が本件依頼日に集められ、実施機関から本件教科書を変更するよう求められた。 ・ 実施機関は、校長に対して、「再考依頼」と言いつつ、「本件教科書を変更しない場合、校名が公表されれば、場合によっては街宣車などがきて学校が混乱する等の外部からの圧力があるかもしれない」という「脅迫」とも言える説明がなされ、学校での混乱を招いた。 ・ 実施機関は、報告された各県立高校の特定科目の選定希望教科書を、本件依頼日に本件教科書を希望していた本件高校の校長に「他社の教科書」に強制的に変更するよう指示をした。 ・ 本件高校で、本件教科書が強制的にどのような変更がなされたのかが大きな問題となっている。 ・ 本件依頼日の「再考」を依頼した校長に対する本件行政文書は、すでに終了した事案の情報であり、神奈川県情報公開条例第 5 条第 3 号の趣旨、要件、規定に基づき、公開されるべき対象と考える。 ・ また、ある高校の職員からの話として、「校長が職員会議で、読み上げ原稿は高校教育指導課長が教育長まで決裁をとったと話をしていた。」と聞いた。そのため、文書があるはずと考える。 		
諮問年月日	平成 25 年 11 月 26 日		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書を存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定年の教科書選定手続は、提出期限日に至るまでは例年通りの手続で進められていたが、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の委員協議会での質疑を契機に、翌日、本件幹部を含む県教育委員会の幹部職員の間で、本件教科書の使用申請が拒否されるおそれがあるとして、本件幹部が、本件高校に対し、再考を依頼することとしたと認められる。 ・ 本件幹部は、本件依頼日に、その旨を本件高校の校長に伝達したが、その内容は、当日朝、本件幹部も参加した幹部職員間の話合いで決まったことであり、発言内容についてメモを作るまでもなく幹部職員間で共有されていたものであったため、本件幹部は、再考依頼のための読み上げ原稿等を用意することなく、本件高校の校長に向けて口頭で再考を依頼したと認められる。 ・ 以上確認したとおり、教科書の再考を依頼するという簡易な内容であり、当該内容を幹部職員で共有していたという経緯から見て、実施機関の、本件対象文書を作成していないとの説明は、不合理とまでは言えない。 		
答申年月日	平成 27 年 2 月 18 日（答申第 601 号）		

情報公開審査会答申第 602 号の概要

件名	特定会議の事務局メモ等一部非公開の件（その１）（諮問第 651 号）		
請求文書の概要	特定日に開催された神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の委員協議会（以下「本件会議」という。）の事務局メモ（以下「本件行政文書」という。）、議事録（以下「本件不存在文書」という。）及び資料		
請求年月日	平成 25 年 8 月 6 日	諾否決定年月日	平成 25 年 8 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（総務室）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<p>（本県行政文書について） 公開した場合、外部からの干渉、圧力等により委員同士の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に妨げられるおそれがあり、ひいては今後の教育行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。</p> <p>（本件不存在文書について） 県教育委員会としての意思決定は、あくまでも県教育委員会会議（以下「委員会会議」という。）での議論を経て行われるものであり、その会議録は公開されている。本県会議では事前の整理は行うが、意思決定は行わないから会議録は作成していない。</p>		
不服申立年月日	平成 25 年 10 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<p>（本県行政文書について）</p> <p>(1) 条例第 5 条第 3 号該当の点については、条例の趣旨、解説などから次の点を指摘できる。</p> <p>ア 県の機関が行う審議、検討又は協議に関する情報は、「県が県政を県民に説明する責任を全うするように配慮すべきであることから、意思形成過程情報を県民に公開することの公益性を客観的に評価し、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とをよく比較衡量して判断することが特に求められる。」</p> <p>イ また、条例第 5 条第 3 号は、「公開のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に非公開とするものであり、適用に当たっては、慎重な判断が必要である。例えば、非公開で開催された会議の議事録を請求された場合であっても、議事録の記載内容が本号に該当するか否かを具体的に検討して判断すべきである。」</p> <p>ウ 本件行政文書の非公開理由として、実施機関は、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に妨げられるおそれがあり」、「今後の教育行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること」を挙げているが、今回の場合、情報が公開されることによって、発言者に危害が及んだり、外部からの圧力がかかり、政策遂行に不当な影響を与えるおそれは極めて少ないと考える。</p> <p>エ 非公開情報が否かの判断に際して、「形式的には意思形成過程の情報であっても、実質的に審議、検討等が終了している情報」は「本号に該当する可能性が低いと考えられる。」</p> <p>(2) 前記アからエのとおり、実施機関の説明は一方的、表面的であり多くの問題点を含んでおり、到底納得できるものではない。条例第 5 条第 3 号の趣旨、規定に基づき、本件行政文書は公開されるべきものとする。</p> <p>（本件不存在文書について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定日に開催された本件会議の後、事務局が再考を求めているのだから、本件会議は、実質方針決定を行った会議である。会議録は作成され、少なくとも氏名は非公開でも内容は公開されるべきである。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 25 日		
審査会の結論	実施機関が、特定会議の事務局メモを非公開としたこと及び特定会議の議事録を作成していないとして公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき公開される委員会会議の前段階として、そこでの発言等のための各本件委員個人の意思形成に資するための準備的研究協議の場である。 		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 本件不存在文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前記1のような性格からすれば、本件会議での意見交換につき会議録を作成しない慣行も不合理ではないと考えられる。 ・ したがって、実施機関において、本件不存在文書を作成しないことは、不合理とまでは言えない。 <p>3 本件行政文書の条例第5条第3号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第3号は、「県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。</p> <p>(2) 本件行政文書について、当審査会において確認したところ、A4判1枚の紙面にいくつかの項目を列挙した形で作成された手書きのメモである。一見したところでは、本件会議に出席した事務局職員が自己の手控えとして作成したメモであるようにも見える。しかし、実施機関は、局内で共有したと述べていることから、行政文書と認められるので、以下、検討する。</p> <p>(3) 本件行政文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議が各本件委員個人の準備的意思形成のための場であってみれば、その意思形成過程を適正に保つため、そこでの発言内容等は、他からの干渉等から特に保護されるべきものである。 ・ このため、発言内容等に関わるメモを公開し、他からの干渉の可能性を残すことは、本件会議及び公開の場である委員会会議における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なわせるおそれがあると認められる。 ・ したがって、本件行政文書は条例第5条第3号に該当すると判断する。
<p>答申年月日</p>	<p>平成27年3月18日（答申第602号）</p>

情報公開審査会答申第 603 号の概要

件名	特定会議の事務局メモ等一部非公開の件（その２）（諮問第 652 号）		
請求文書の概要	特定日に開催された神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の委員協議会（以下「本件会議」という。）の事務局メモ、議事録（以下「本件不存在文書」と総称する。）及び資料		
請求年月日	平成 25 年 8 月 6 日	諾否決定年月日	平成 25 年 8 月 20 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（総務室）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 13 条に定める「教育委員会の会議」とは異なり、教育課題や懸案事項などについて、施策の未成熟な段階から本件委員が自由に論議を行う研究協議の場であることから非公開で行っており、議事録は作成していない。 ・ 本件会議では、特定科目の教科書の採択についての請願（以下「本件請願」という。）に関する本件委員の意見交換について、事務局はメモを残していない。 		
不服申立年月日	平成 25 年 10 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件行政文書は、特定日に開催された本件会議に関するものである。 ・ 本件会議は、本件請願に係る重要な請願書と意見陳述に関する内容に対して、非公式とはいえ、また自由な意見交換の場とはいえ、実質的な協議、検討がなされる場でもある。しかも、後日、本件請願の採決を行うことから、本件会議は極めて重要な意味を持つはずである。本件会議は正式な公務の場所であり、出席者である教育委員（以下「本件委員」という。）は公職にある方々である。非公式の協議の場という位置付けであるとしても、何らかの情報となる記録は残すべきものであり、原則として県民に何らかの情報は公開されるべきと考える。 ・ 「意思形成過程情報は、県民の権利、利益に密接に関連し、関心の高い情報であるので、県が県政を県民に説明する責務を全うするように配慮すべきである」という条例第 5 条第 3 号などの観点から、会議録も無く、事務局メモすら残さないという本件会議のあり方は、会議として大問題であり到底納得できるものではない。 		
諮問年月日	平成 25 年 10 月 25 日		
審査会の結論	実施機関が、特定会議の事務局メモ及び議事録を作成していないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件会議について <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件会議は、地教行法に基づき公開される委員会会議の前段階として、そこでの発言等のための各本件委員個人の意思形成に資するための準備的研究協議の場である。 2 本件不存在文書について <ul style="list-style-type: none"> ・ 前記 1 のような性格からすれば、本件会議での意見交換につき会議録を作成しない慣行も不合理ではないと考えられる。 ・ したがって、実施機関において、本件不存在文書を作成しないことは、不合理とまでは言えない。 		
答申年月日	平成 27 年 3 月 18 日（答申第 603 号）		

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第165号の概要

件名	防犯カメラの映像不開示の件（諮問第176号）		
請求情報の概要	特定日時に異議申立人が映っている特定の県税事務所に設置された防犯カメラの映像を記録した文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成24年11月26日	決定年月日	平成24年12月10日
決定内容	不開示	実施機関	知事（県税事務所）
不開示部分	本件情報すべて		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第39条第4項		
不開示理由	本件行政文書は、「訴訟に関する書類」であるため、開示請求の適用除外に該当する。		
異議申立年月日	平成25年1月24日（收受）	異議申立ての趣旨	本件行政文書の不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件事件は、職員の違法行為によって「刑事訴訟に関する押収品」となったわけであるため、本件について条例第39条第4項の規定を適用すべきでないと考えられる。</p> <p>2 本件不開示の理由としている刑事事件は既に不起訴処分が決定しており、条例第39条第4項を適用すべき状態にないと考えられる。</p>		
諮問年月日	平成25年1月29日		
審査会の結論	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
審査会断理の理由	<p>（本件行政文書の「訴訟に関する書類」該当性について）</p> <p>1 当審査会が確認したところ、特定の警察署の司法警察職員が本件暴行事件に係る本件行政文書の写しを領置したことが認められる。また、異議申立人は意見聴取において、特定日に異議申立人が特定の検察庁から不起訴処分告知書を受け取ったと話しており、他方、実施機関においても、特定の検察庁から不起訴の連絡を受けたことを確認している。以上のことから、本件暴行事件は刑訴法に基づき検察庁に送致されたと認められる。</p> <p>2 本件行政文書の写しが、本件暴行事件に係る司法手続の一環である捜査の過程で特定の警察署の司法警察職員によって領置された刑訴法に基づく押収物であることを考慮すれば、本件行政文書は訴訟に関する書類に該当するものと認められる。</p> <p>3 異議申立人は、本件暴行事件が特定の県税事務所職員の虚偽の申告により発生したこと、また本件暴行事件に係る刑事訴訟が既に不起訴処分となっていることから、適用除外の判断をすべきではないと主張している。</p> <p>確かに、被疑者として送検された者が、本件暴行事件のように不起訴処分となった事件の記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められ、この点に関しては、当審査会としても、個人情報保護の観点から懸念を有するものである。</p> <p>4 しかしながら、事件の発生は虚偽の申告によるとの異議申立人の主張にかかわらず、訴訟に関する書類とは被疑事件又は被告事件に関して作成又は取得した書類をいい、不起訴となった事件の書類を含むと解されることから、本件行政文書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。</p> <p>5 したがって、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥当である。</p>		
答申年月日	平成26年4月7日（答申第165号）		

個人情報保護審査会答申第166号の概要

件名	特定の事業者に係る監査結果不訂正の件（諮問第177号）		
訂正請求の概要	特定の事業者（以下「本件事業所」という。）に係る監査結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）に記録された自己を本人とする保有個人情報の一部（以下「本件不訂正情報」という。）について、訂正を求める。		
請求年月日	平成25年2月15日	決定年月日	平成25年3月14日
決定内容	不訂正	実施機関	知事（介護保険課）
不訂正理由	<p>・市町村が介護保険法（以下「法」という。）第23条に基づき実地指導・監査を行い、基準違反を確認した上で県に対して監査依頼を行ったものについてのみ「市町村からの情報提供」と記載することとしている。</p> <p>・本件については、監査依頼に基づくものではないことから、区分情報として「県民（利用者）からの情報提供」と記載したに過ぎないものであり、「誤り」は認められないため。</p>		
異議申立年月日	平成25年5月8日（收受）	異議申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>本件事業所の基準違反について、保険者である市町村が県に連絡したことが監査の発端であり、また、利用者でもある異議申立人は、神奈川県（以下「県」という。）に連絡されていたことを事後に知った上その内容も把握していないことから、「県民（利用者）からの情報提供」との記載は事実無根であり合理性がなく不当である。</p>		
諮問年月日	平成25年5月17日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会理由	<p>（本件不訂正情報の誤り該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関は、本件事業所に対する監査については、市町村等（保険者）が法第23条に基づき実地指導等を行い、基準違反を確認した上で県に対して監査依頼を行ったものではなく、請求者からの情報提供の内容に基づくものであるため、本件行政文書には単なる区分情報として「県民（利用者）からの情報提供」と記載したに過ぎないものであり、記載されている情報に事実の誤りは認められないと説明している。 2 本件不訂正情報は、監査結果のうち、県が監査を実施する契機となった情報を、入手した状況に即した形で記載しているものである。 3 本件不訂正情報が「実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報」に該当すると判断する根拠となった他の記録（情報提供内容）（以下「本件記録」という。）を確認したところ、請求者から直接実施機関に問い合わせを行っていたことが認められる。ちなみに、本件保険者からも情報提供は行われていたが、利用者から問い合わせがあった旨の申し送りに過ぎず、また、「2 監査の契機」欄に記載されている情報は本件記録を要約・転記したものであることが認められる。 4 これらのことから、本件不訂正情報については、「県民（利用者）から情報提供」との記載に誤りがあるとまでは認められない。 5 したがって、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。 		
答申年月日	平成26年5月26日（答申第166号）		

個人情報保護審査会答申第167号の概要

件名	特定の所在不明者に関する対応結果不訂正の件（その1）（諮問第180号）		
訂正請求の概要	特定の所在不明者に関する対応結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）の一部記載事項について削除を求める。		
請求年月日	平成25年10月23日	決定年月日	平成25年11月21日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（生活安全総務課）
不訂正理由	関係職員に対する調査等を行った結果、事実には誤りがあると認められなかったため。		
審査請求年月日	平成26年1月21日（收受）	審査請求の趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
審査請求の理由	内容が相違しているため。		
諮問年月日	平成26年3月12日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正情報は、本件警察官が所感を記載した部分である。</p> <p>2 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が事実でないことが判明したときをいい、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>3 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>4 本件不訂正情報については、作成者の実感として記載した内容であると認められるため、誤りかどうか客観的に判断できる情報ではなく、「事実」に該当すると認めることはできない。</p> <p>したがって、本件不訂正情報については、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。</p>		
答申年月日	平成26年12月11日（答申第167号）		

個人情報保護審査会答申第168号の概要

件名	特定の所在不明者に関する対応結果不訂正の件（その2）（諮問第181号）		
訂正請求の概要	特定の所在不明者に関する対応結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）の一部記載事項について削除及び追加を求める。		
請求年月日	平成25年10月23日	決定年月日	平成25年11月21日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（生活安全総務課）
不訂正理由	関係職員に対する調査等を行った結果、事実に誤りがあると認められなかったため。		
審査請求年月日	平成26年1月21日（収受）	審査請求の趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
審査請求の理由	内容が相違しているため。		
諮問年月日	平成26年3月12日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正情報は、本件警察官が審査請求人と面談した際に席を離れた経過時間及び面談終了時の審査請求人の態度についての印象を記載した部分と審査請求人本人の視点での記載の追加である。</p> <p>2 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が事実でないことが判明したときをいい、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>3 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。</p> <p>また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>4 本件不訂正情報は、本件警察官の実感として記載された内容であって、客観的な正誤の判定に適する「事実」に該当すると認めることはできない。</p> <p>また、審査請求人は本人の視点で記載した新たな文章の挿入を求めているが、本件行政文書のような報告書にどのような情報をどの程度の密度で記録するかということについては、報告書作成者の裁量判断に委ねられる部分が大きく、具体の記載が明らかに不合理と認められない限り、当該記録の訂正が必要となるものではない。本件行政文書は、特定の警察署長への報告書として本件警察官が作成したものであり、本件行政文書に審査請求人が挿入を求めている文章を加えないことによって「事実に誤りがある」とは認められない。</p> <p>5 したがって、本件不訂正情報については、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。</p>		
答申年月日	平成26年12月11日（答申第168号）		

個人情報保護審査会答申第169号の概要

件名	特定の所在不明者に関する時系列不訂正の件（諮問第182号）		
訂正請求の概要	特定の所在不明者に関する対応結果が記録された文書（以下「本件行政文書」という。）の一部記載事項について追加、修正及び削除を求める。		
請求年月日	平成25年10月23日	決定年月日	平成25年11月21日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（生活安全総務課）
不訂正理由	関係職員に対する調査等を行った結果、事実には誤りがあると認められなかったため。		
審査請求年月日	平成26年1月21日（收受）	審査請求の趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
審査請求の理由	内容が相違しているため。		
諮問年月日	平成26年3月12日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記載された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正情報は、特定期間に係る記録の欠落、地域住民との記載及び来所についての記載である。</p> <p>2 神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第27条第1項では「何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。</p> <p>3 条例第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が事実でないことが判明したときをいい、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>4 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。</p> <p>また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>5 審査請求人は、特定期間の記載が欠落していることから、新たな文章の挿入を求めているが、本件行政文書のような報告書に、どのような情報をどの程度記録するかは、報告書作成者の裁量判断に委ねられる部分が大きく、具体の記録が明らかに不合理と認められない限り、当該記録の訂正が必要となるものではない。本件行政文書は、審査請求人が挿入を求めている記載を加えないことによって「事実には誤りがある」とは認められない。</p>		

<p>審 査 会 の 判 断 理 由 (統 続)</p>	<p>6 審査請求人は、「地域住民」の記載部分について、「町内会」に訂正を求めているが、「地域住民」と表現したことについて、「事実には誤りがある」とは認められない。</p> <p>7 審査請求人は、来所に関する記載について削除を求めており、本件警察官の説明とは齟齬が生じている。実際の状況については、客観的に正誤の判定のできる根拠はないものの、お互いに来所したという事実については相違がないことから「事実には誤りがある」とまでは認められない。</p> <p>8 したがって、本件不訂正情報については、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成26年12月11日（答申第169号）</p>

個人情報保護審査会答申第170号の概要

件名	公安委員会あて文書受信票不訂正の件（諮問第173号）		
訂正請求の概要	特定日の公安委員会あて文書受信票（以下「本件行政文書」という。）の公安委員会協議結果欄に記録された情報について訂正を求める。		
請求年月日	平成24年9月7日	決定年月日	平成24年10月3日
決定内容	不訂正	実施機関	警察本部（総務課）
不訂正理由	協議結果記載箇所は公安委員会が行った意思決定であり、異議申立人が要望意見を述べる権利を有すべき性格のものではないため。		
異議申立て年月日	平成24年11月8日（收受）	異議申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立てについて	審査会では、公安委員会からの諮問を受け、提出された不訂正理由説明書の写しを異議申立人に送付し、不訂正理由説明書に対する意見書の提出と口頭での意見陳述を希望する場合の申出書提出を依頼した。異議申立人は意見書提出の意向を示しつつも、有意の意見書の提出がなく、意見陳述の日程調整にも応じなかった。		
諮問年月日	平成24年12月13日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、異議申立人に係る文書受信票に記録された保有個人情報を不訂正とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不訂正処分とした情報（以下「本件不訂正情報」という。）は、本件不訂正文書に記載された内容のうち、公安委員会協議結果欄に記載された、公安委員会による当該公安委員会苦情申出の処理方法及び処理先に係る検討協議の結果である。</p> <p>2 条例第29条では「実施機関は、訂正の請求があった場合において、当該訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正の請求に係る保有個人情報の取扱目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされている。</p> <p>3 「訂正の請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有する個人情報が条例第6条に規定する取扱い制限事項であるか、又は、事実でないことが判明したときをいう。後段において事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、実施機関としては訂正決定を行うことはできないため、訂正しない旨の決定を行うことになると解される。</p> <p>4 条例第27条第1項に規定する「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等その性質上客観的な正誤の判定に適するものをいうと解される。また、情報の性質からみて、客観的な事実を基にして正確に記載されるべきもの等、誤りかどうか客観的に判断できる情報であると認められる場合に「事実」に該当すると解される。</p> <p>5 公安委員会協議結果欄は、公安委員会の意思決定を記載する箇所であり、本件不訂正情報は、その結果を記載したものと認められるため、客観的な正誤の判定に適さず、条例第27条第1項の「事実」に該当すると認めることはできない。</p> <p>6 本件不訂正情報が、条例第27条第1項の「事実」に該当すると認めることはできないことから、本件不訂正情報に条例第27条第1項の「誤り」があるか否かを論ずる余地はない。したがって、実施機関には訂正義務を負うことはないことから、本件不訂正処分を行ったことは、妥当である。</p>		
答申年月日	平成27年2月19日（答申第170号）		

3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

(1) 条例第60条の規定に基づく個人情報保護制度の見直しに係る諮問

情 公 第 5 号

平成26年7月10日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

神奈川県個人情報保護条例は、平成2年10月1日の施行以来、25年近くが経過する中で、多くの実績を積み重ねながら、広く県民等に定着してまいりました。

この間、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の制定等に伴う利用停止請求権の導入や、県の事務事業のアウトソーシングが進む中での再受託者等への個人情報保護の義務化など、貴審議会の御意見をいただきながら、個人情報保護制度の充実を図ってきたところです。

こうした中、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布され、同条例の規定を改正する必要性が生じてまいりました。また、本県では、県条例の適時性を確保するため、5年ごとの条例見直し制度を設けており、神奈川県個人情報保護条例は今年がその年に当たることから、制度の充実に向けた検討が求められております。

そこで、個人情報保護制度の見直しについて、貴審議会の御意見を賜りたく、同条例第60条の規定に基づき、諮問いたします。

答 申 第 27 号
平成 26 年 11 月 26 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

個人情報保護制度の見直しについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 60 条の規定に基づき、平成 26 年 7 月 10 日付け情公第 5 号をもって諮問のありました「個人情報保護制度の見直しについて」は、審議の結果、別添のとおり答申します。

個人情報保護制度の見直しについて（答申）の概要等について

(1) 経過

神奈川県個人情報保護条例は、平成2年10月1日の施行以来、25年近くが経過する中で、多くの実績を積み重ねながら、広く県民等に定着してきた。

この間、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）の制定等に伴う利用停止請求権の導入や、県の事務事業のアウトソーシングが進む中で再受託者等への個人情報保護の義務化など、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見をいただきながら、個人情報保護制度の充実を図ってきたところである。

こうした中、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が公布され、個人情報保護条例の規定を改正する必要性が生じてきた。また、本県では、県条例の適時性を確保するため、5年ごとの条例見直し制度を設けており、個人情報保護条例は今年がその年に当たることから、制度の充実に向けた検討が求められていたところである。

そこで、個人情報保護制度の見直しについて、平成26年7月10日付け情公第5号により、個人情報保護条例第60条の規定に基づいて審議会に諮問を行い、第22回審議会（平成26年7月16日）、第23回審議会（同年8月20日）、第24回審議会（同年9月12日）及び第25回審議会（同年11月13日）において継続して審議し、平成26年11月26日付けで答申（第27号）をいただいたものである。

(2) 答申の概要

番号利用法に関する事項について

1 「個人情報」の定義について（条例第2条）

番号利用法の施行に伴い、「個人情報」の定義に、いわゆる個人事業主及び団体の役員の情報を含めることは適当である、と判断される。

2 特定個人情報の開示費用に係る免除について

特定個人情報の開示費用に係る免除規定は、県において事務手数料はこれまでも徴収していないことなどから、設ける必要性は乏しいと判断される。

3 番号利用法第31条に基づく措置について

番号利用法第31条の規定に基づき、特定個人情報に関して番号利用法と同様の内容を条例で定める必要がある。

番号利用法以外の事項について

1 目的規定の見直しについて（条例第1条）

個人情報保護法と同様に「個人情報の有用性に対する配慮」に関して規定することが適当である、と判断される。

2 事業者の責務規定の見直しについて（条例第4条第2項）

条例第4条第2項の事業者の責務規定について、個人情報保護法に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を受け、いわゆるプライバシーポリシー等の策定・公表を努力義務とする内容に改正することが適当である、と判断される。

3 類型答申の条文化等について（条例第 8 条第 3 項、第 9 条第 1 項）

個人情報の本人以外からの収集や目的外利用・提供ができる場合については、審議会からの答申に基づき運用解釈で対応している部分等に関して、行政機関個人情報保護法や他の地方公共団体の個人情報保護条例にならい条文化することが適当である、と判断される。

4 本人通知に関する規定の見直しについて（条例第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項）

本人外収集及び目的外利用・提供に係る本人通知に関する規定については、毎年度の目的外利用・提供の状況を取りまとめ、県のホームページ等で広く公表することとした上で、削除することが適当である、と判断される。

5 オンライン結合に関する規定の見直しについて（条例第 10 条）

オンライン結合による保有個人情報の提供に関する規定については、高度情報通信社会の進展等やこれまでの条例の運用状況を踏まえ、審議会の意見を聴くことを要さないとする場合を新たに条文として規定することが適当である、と判断される。

6 不開示情報に関する規定の見直し等について（条例第 20 条）

不開示情報に関する規定について行政機関個人情報保護法にならい見直すとともに、裁量的開示、部分開示及び第三者に対する意見書提出の機会の付与に関する規定を同法にならい規定することが適当である、と判断される。

(2) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 10 号

平成 26 年 9 月 5 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議していただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	案件番号	23
所管室課所名	政策局政策部政策法務課			
主管室課名	政策局政策部政策法務課			
事務の名称	行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務			
事務の目的	行政書士の顧客となり得る県民等への情報提供、他の行政書士に対する抑止効果等により、行政書士業務の適正化を図ることを目的とする。			
オンライン結合の内容	行政書士法の規定により懲戒処分を受けた、使用人行政書士について、氏名等の保有個人情報を県ホームページに掲載することにより、当該保有個人情報を県民等のインターネット利用者に対して随時に提供する。			
対象となる個人の類型	行政書士法第14条の規定により懲戒処分を受けた使用人行政書士			
提供する個人情報項目名	・氏名 ・事務所名称 ・登録番号 ・登録年月日 ・処分内容、理由 ・その他知事が必要と認める事項			
提供の相手先	インターネット利用者			

平成 26 年 9 月 12 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

知事におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 9 月 5 日付け情公第 10 号で諮問のありました「行政書士法に基づく使用人行政書士に対する懲戒処分の公表事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(3) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

神 議 第 93 号

平成 27 年 2 月 9 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県議会議長

向笠 茂幸

議会在保有する個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報
保護条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供に
ついて (諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合について御審議していただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	類型	案件番号	11
所管室課所名	議会局経理課			
主管室課名	議会局経理課			
事務の名称	議長交際費に関する事務			
事務の目的	議長交際費の支出のため			
オンライン結合の内容	不祝儀を執行した場合の相手方の個人情報を、県のホームページに掲載し、県民等のインターネット利用者に対して情報提供する。			
対象となる個人の類型	交際費を不祝儀として執行した場合の支出の相手方			
提供する個人情報項目名	交際費の支出の相手方氏名、 <u>職業、地位及び資格</u> (注)並びに死亡した親族氏名及び続柄 (注)支出の相手方の職業、地位及び資格(以下「職業等」という。)には、旧職業等を含む。			
提供の相手先	インターネット利用者			

神奈川県議会議長
向笠 茂幸 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

議会におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 2 月 9 日付け神議第 93 号で諮問のありました「議長交際費に関する事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、次の諸点に十分留意されることを前提として、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

1 当該諮問事案の位置付け

当該諮問事案は、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 1 項に規定するオンライン結合という情報提供形態の中で、インターネット等に接続するという特定の形態により、議長交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報を県民に提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱うものであり、これらの取扱いを個別の事務として捉えることは適当でないことから、これらを包括した「類型」として位置付けることとする。

今後は、今回諮問された事項に該当する事案については、「類型」として取り扱うので、本審議会への個別の諮問を要しないものであるが、「類型」への該当について判断のつきがたい事案、「類型」に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事案については、本審議会に適時に報告する等慎重な対応を心掛ける必要がある。

2 類型適用の要件

インターネット等を活用して実施機関が保有する個人情報を随時に提供するシステムについては、提供の相手先であるインターネット利用者等に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であるため、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 事務の目的が議長交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報の県民への提供であること。
- (2) 不祝儀の支出を受けた相手方の個人情報がホームページに掲載される旨をホームページ等で広く県民に周知し、可能であれば個別の支出の際にも周知すること。
- (3) ホームページ掲載について支出の相手方関係者から申出があった場合には、当該個人情報部分の掲載を止めること。
- (4) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第 7 条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。
- (5) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

(4) 条例第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限

情 公 第 22 号

平成 27 年 1 月 26 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第 10 条の規定に基づくオンライン結合による提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、別添事案に係るオンライン結合による保有個人情報の提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

(第4号様式)

条例第10条第2項の規定に係るオンライン結合該当案件

	区分	個別	案件番号	24
所管室課所名	総務局財政部課税課			
主管室課名	総務局財政部課税課			
事務の名称	自動車税の納付確認事務			
事務の目的	<p>道路運送車両法の規定により、自動車の継続検査（車検）に際して、自動車税の納税義務者が国土交通省運輸支局等に自動車税納税証明書を提示することとされていたが、同法の一部改正（平成16年5月26日法律第55号）により、自動車税納税証明書の提示に代えて、国土交通省が自動車税を課税した都道府県に対して、電磁的方法等により納付確認を行うことが可能となった。</p> <p>このため、47都道府県が連携した取組として、47都道府県の自動車税納付情報を共同管理する1か所のサーバに集約し、国土交通省からの自動車税納税照会に自動回答する自動車税納付確認システムを構築することとした。</p> <p>これにより、自動車税納税義務者の負担軽減や、納税証明書発行事務の縮減等による行政事務の効率化を図ることを目的とする。</p>			
オンライン結合の内容	<p>本県ホストコンピュータの税務基幹システムから抽出した自動車税納付情報をOSS都道府県税協議会（47都道府県が会員の任意団体）の自動車税納付確認システムに送信し、OSS都道府県税協議会の同システムと国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムをIP-VPN回線を用いて結合することにより、自動車の継続検査の際、国土交通省の運輸支局等に設置された端末機からの自動車税納税照会に自動で回答するものである。</p>			
対象となる個人の類型	自動車税の納税義務者となる自動車の所有者又は使用者			
提供する個人情報項目名	<ul style="list-style-type: none">・自動車登録番号及び車台番号・自動車税の納付情報（滞納の有無）・自動車の登録情報（抹消登録の有無）			
提供の相手先	国土交通省			

答 申 第 29 号
平成 27 年 2 月 20 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

知事におけるオンライン結合による保有個人情報の提供に関する
意見について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 1 月 26 日付け情公第 22 号で諮問のありました「自動車税の納付確認事務」におけるオンライン結合による保有個人情報の提供については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

(5) 番号利用法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報保護評価

情 公 第 2 3 号

平成 27 年 2 月 9 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び
提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（諮問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、特定個人情報保護評価書について貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（答申）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、平成 27 年 2 月 9 日付け情公第 23 号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書について、次のとおり当審議会の意見を答申します。

1 総評

本評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合したものと認められる。

また、本評価書の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし概ね妥当なものと認められる。

しかしながら、県民の一層の理解を得るため、一部の記載事項については追記・修正を行い、記載内容のより一層の明確化を図ることが必要と考えられる。

2 追記・修正すべき事項

- (1) 「リスク対策は十分か」を問う各項目においては、地方公共団体情報システム機構が参考として示した評価基準に従って全ての項目で「特に力を入れている」を選択しているが、単に定められた手続きを関係職員に周知し、かつ、適切に運用していることのみをもって「特に力を入れている」とするのではなく、実施機関としての特段の注力、「十分である」を上回る措置の有無を基準として、改めて選択を見直されたい。
- (2) 特定個人情報へのアクセスについては、生体認証、ID、パスワードの 3 つの保護措置が講じられていることについて、より明確に記載する必要がある。また、パスワードの定期的な変更や利用端末の認証についても追記する必要がある。
- (3) アクセス権限の失効管理については、システム使用所属からの失効の届出に拠るほか、主要な人事異動時期等に定期的に対象者の在籍状況や業務内容を確認する必要がある。また、アクセス権限の発効・失効状況については、権限付与の直接の担当者とは別の者により、定期的を確認を行う必要がある。
- (4) 不正アクセスや不正な操作がないことの確認手法について、操作履歴の点検頻度や点検方法を、より明確に記載する必要がある。
- (5) USB メモリ等を含む電子記録媒体へのデータ格納について、データの書き出しを行える端末を代

表端末に制限している旨を追記するとともに、格納先の記録媒体を制限する、記録媒体にパスワードを設定する等、記録媒体の紛失や不正なデータ格納に備える措置を講じる必要がある。

- (6) 評価書に具体的な項目として列記されたもの以外のリスクについて、検討を行った過程を分かり易く示せるよう、リスクの種類と対応の考え方を、より丁寧に記載する必要がある。また、災害発生に伴うリスクについても追記する必要がある。
- (7) 委託については、事務の性質上委託先が限定されることや当該委託先の特性、委託後は必要に応じて委託先の調査を実施することについて追記する必要がある。また、バックアップ等の作業従事者を限定するとともに、再委託・再々委託については、再委託等を行う業務の範囲や再委託先等に求める措置等を確認したうえで、実施機関が事前承認を行うことを追記する必要がある。
- (8) 記録を残すものについては、記録の保存期間についても追記する必要がある。
- (9) 自己点検については、システム使用所属の実施する自己点検だけでなく、評価書の作成に責任を持つ部署が実施する自己点検についても追記する必要がある。

以上

(6) 番号利用法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報保護評価

情 公 第 25 号

平成 27 年 3 月 13 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書
について（諮問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、特定個人情報保護評価書について貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

答 申 第 31 号
平成 27 年 3 月 26 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書
について（答申）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、平成 27 年 3 月 13 日付け情公第 25 号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、また、評価書の内容も妥当なものと認めましたので、その旨答申します。

4 情報公開条例・個人情報保護条例等制定状況

(平成27年3月31日現在)

(施行年月日順...条例が改正されている場合は旧条例の年月日を基準とした)

(1) 情報公開条例制定状況(都道府県・県内市町村)

【都道府県】47団体

団体名	条例名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県 情報公開条例	57.10.14	58. 4. 1
埼玉県	埼玉県 情報公開条例	57.12.18	58. 6. 1
長野県	長野県 情報公開条例	59. 3.26	59.10. 1
大阪府	大阪府 情報公開条例	59. 3.28	59.10. 1
東京都	東京都 情報公開条例	59.10. 1	60. 4. 1
山梨県	山梨県 情報公開条例	61. 3.26	61. 4. 1
福岡県	福岡県 情報公開条例	61. 3.31	61. 9. 1
北海道	北海道 情報公開条例	61. 4. 1	61.10. 1
茨城県	茨城県 情報公開条例	61. 3.26	61.10. 1
栃木県	栃木県 情報公開条例	61. 3.31	61.10. 1
群馬県	群馬県 情報公開条例	61. 4. 1	61.10. 1
福井県	福井県 情報公開条例	61. 3.24	61.10. 1
愛知県	愛知県 情報公開条例	61. 3.26	61.10. 1
兵庫県	兵庫県 情報公開条例	61. 3.27	61.10. 1
熊本県	熊本県 情報公開条例	61.10. 8	62. 1. 1
富山県	富山県 情報公開条例	61. 9.30	62. 4. 1
香川県	香川県 情報公開条例	61.12.24	62. 4. 1
秋田県	秋田県 情報公開条例	62. 3.13	62.10. 1
佐賀県	佐賀県 情報公開条例	62. 7.16	62.10. 1
滋賀県	滋賀県 情報公開条例	62.10.16	63. 4. 1
三重県	三重県 情報公開条例	62.12.24	63. 6. 1
鳥取県	鳥取県 情報公開条例	63. 3.28	63.10. 1
千葉県	千葉県 情報公開条例	63.3.28	63.10. 1
京都府	京都府 情報公開条例	63. 4. 1	63.10. 1
鹿児島県	鹿児島県 情報公開条例	63. 3.28	63.12. 1
大分県	大分県 情報公開条例	63. 8. 1	64. 1. 1
徳島県	徳島県 情報公開条例	元. 3.28	元. 8. 1
宮崎県	宮崎県 情報公開条例	元. 3.30	元. 9. 1
静岡県	静岡県 情報公開条例	元. 3.29	元.10. 1
広島県	広島県 情報公開条例	2. 3.26	2.10. 1
高知県	高知県 情報公開条例	2. 3.26	2.10. 1
宮城県	宮城県 情報公開条例	2. 7.16	2.10. 1
福島県	福島県 情報公開条例	2.10.16	3. 4. 1
沖縄県	沖縄県 情報公開条例	3.12.26	4. 7. 1
長崎県	長崎県 情報公開条例	4. 3.30	5. 1.20

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
和歌山県	和歌山県 情報公開条例	5. 3.30	5.10. 1
岩手県	岩手県 情報公開条例	6. 3.30	6.10. 1
島根県	島根県 情報公開条例	6. 3.25	6.10. 3
石川県	石川県 情報公開条例	6. 9.27	7. 4. 1
岐阜県	岐阜県 情報公開条例	6.10.14	7. 4. 1
新潟県	新潟県 情報公開条例	7. 3.31	7.10. 1
青森県	青森県 情報公開条例	7.10.25	8. 1. 1
岡山県	岡山県 行政情報公開条例	8. 3.26	8.10. 1
奈良県	奈良県 情報公開条例	8. 3.27	8.10. 1
山口県	山口県 情報公開条例	9. 7. 8	9. 9. 1
山形県	山形県 情報公開条例	9.12.22	10. 7. 1
愛媛県	愛媛県 情報公開条例	10. 6.25	11. 1. 1

【県内市町村】33 団体

団 体 名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
川崎市	川崎市 情報公開条例	59. 3.30	59.10. 1
藤沢市	藤沢市 情報公開条例	60. 9.26	61. 2. 1
相模原市	相模原市 情報公開条例	61. 1. 4	61. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 情報公開条例	61. 3.28	61.10. 1
大和市	大和市 情報公開条例	61. 9.27	62. 1. 1
伊勢原市	伊勢原市 情報公開条例	62. 3.30	62.10. 1
座間市	座間市 情報公開条例	62. 3.31	62.10. 1
綾瀬市	綾瀬市 情報公開条例	62.12.17	63. 4. 1
海老名市	海老名市 情報公開条例	62.12.23	63. 4. 1
横浜市	横浜市の保有する情報の公開に関する条例	62.12.25	63. 4. 1
小田原市	小田原市 情報公開条例	63. 9.26	元. 4. 1
逗子市	逗子市 情報公開条例	2.12.21	3. 4. 1
厚木市	厚木市 情報公開条例	4. 3.30	4. 7. 1
平塚市	平塚市 情報公開条例	4.12.21	5. 7. 1
秦野市	秦野市 情報公開条例	5. 9.29	6. 4. 1
鎌倉市	鎌倉市 情報公開条例	5.10. 4	6. 4. 1
横須賀市	横須賀市 情報公開条例	8. 3.27	8.10. 1
南足柄市	南足柄市 情報公開条例	9. 9.26	10. 4. 1
三浦市	三浦市 情報公開条例	9. 9.30	10. 4. 1
大磯町	大磯町 情報公開条例	9.12.11	10. 4. 1
二宮町	二宮町 情報公開条例	9.12.19	10.10. 1
湯河原町	湯河原町 情報公開条例	10. 3. 3	10. 6. 1
葉山町	葉山町 情報公開条例	10.12.21	11. 4. 1
愛川町	愛川町 情報公開条例	11. 3.30	12. 1. 1
寒川町	寒川町 情報公開条例	11.12.21	12. 4. 1

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
箱根町	箱根町 情報公開条例	11.12.27	12. 4. 1
清川村	清川村 情報公開条例	12. 6.27	13. 4. 1
中井町	中井町 情報公開条例	13. 3.27	13.10. 1
松田町	松田町 情報公開条例	13. 9.27	14. 1. 1
山北町	山北町 情報公開条例	13.10. 1	14. 4. 1
真鶴町	真鶴町 情報公開条例	13.12.14	14. 4. 1
開成町	開成町 情報公開条例	13.12.17	14. 4. 1
大井町	大井町 情報公開条例	13.12.20	14. 4. 1

(2) 個人情報保護条例制定状況 (都道府県・県内市町村)

【都道府県】47 団体

団 体 名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
神奈川県	神奈川県 個人情報保護条例	2. 3.30	2.10. 1
東京都	東京都 個人情報の保護に関する条例	2.12.21	3.10. 1
長野県	長野県 個人情報保護条例	3. 3.14	3.10. 1
愛知県	愛知県 個人情報保護条例	4. 3.25	4.10. 1
福岡県	福岡県 個人情報保護条例	4. 3.30	4.10. 1
千葉県	千葉県 個人情報保護条例	5. 2.18	5.10. 1
茨城県	茨城県 個人情報の保護に関する条例	5. 3.26	5.10. 1
山梨県	山梨県 個人情報保護条例	5. 3.26	5.10. 1
埼玉県	埼玉県 個人情報保護条例	6. 3.31	6.10. 1
北海道	北海道 個人情報保護条例	6. 3.31	6.10. 1
沖縄県	沖縄県 個人情報保護条例	6.10.20	7. 4. 1
福島県	福島県 個人情報保護条例	6.10.14	7.10. 1
広島県	広島県 個人情報保護条例	7. 3.15	7.10. 1
滋賀県	滋賀県 個人情報保護条例	7. 3.17	7.10. 1
京都府	京都府 個人情報保護条例	8. 1. 9	8.10. 1
大阪府	大阪府 個人情報保護条例	8. 3.29	8.10. 1
兵庫県	兵庫県 個人情報の保護に関する条例	8.10. 9	9. 4. 1
宮城県	宮城県 個人情報保護条例	8.10.14	9. 4. 1
岐阜県	岐阜県 個人情報保護条例	10. 7. 1	11. 4. 1
新潟県	新潟県 個人情報保護条例	10.10.16	11. 4. 1
青森県	青森県 個人情報保護条例	10.12.24	11. 7. 1
鳥取県	鳥取県 個人情報保護条例	11. 3.12	11.10. 1
香川県	香川県 個人情報保護条例	11. 3.19	11.10. 1
奈良県	奈良県 個人情報保護条例	12. 3.30	12.10. 1
群馬県	群馬県 個人情報保護条例	12. 6.14	13. 1. 1
熊本県	熊本県 個人情報保護条例	12. 9.27	13. 4. 1
山形県	山形県 個人情報保護条例	12.10.13	13. 4. 1

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
秋田県	秋田県 個人情報保護条例	12.10.17	13. 4. 1
栃木県	栃木県 個人情報保護条例	13. 3.27	13.10. 1
高知県	高知県 個人情報保護条例	13. 3.27	13.10. 1
岩手県	岩手県 個人情報保護条例	13. 3.30	13.10. 1
長崎県	長崎県 個人情報保護条例	13. 7.12	14. 4. 1
佐賀県	佐賀県 個人情報保護条例	13.10. 9	14. 4. 1
愛媛県	愛媛県 個人情報保護条例	13.10.16	14. 4. 1
山口県	山口県 個人情報保護条例	13.12.18	14. 4. 1
大分県	大分県 個人情報保護条例	13.12.25	14. 6. 1
岡山県	岡山県 個人情報保護条例	14. 3.19	14.10. 1
三重県	三重県 個人情報保護条例	14. 3.20	14.10. 1
福井県	福井県 個人情報保護条例	14. 3.22	14.10. 1
島根県	島根県 個人情報保護条例	14. 3.26	14.10. 1
徳島県	徳島県 個人情報保護条例	14. 7.29	15. 1. 1
宮崎県	宮崎県 個人情報保護条例	14.10. 4	15. 4. 1
鹿児島県	鹿児島県 個人情報保護条例	14.10.15	15. 4. 1
静岡県	静岡県 個人情報保護条例	14.10.25	15. 4. 1
和歌山県	和歌山県 個人情報保護条例	14.12.24	15. 7. 1
石川県	石川県 個人情報保護条例	15. 3.24	15. 7. 1
富山県	富山県 個人情報保護条例	15. 3.19	16. 1. 1

【県内市町村】33 団体

団体名	条 例 名	公布年月日	施行年月日
秦野市	秦野市 個人情報保護条例	60. 7. 1	60. 8. 1
川崎市	川崎市 個人情報保護条例	60. 6.29	61. 1. 1
藤沢市	藤沢市 個人情報保護条例	62. 9.28	63. 4. 1
小田原市	小田原市 個人情報保護条例	3. 9.25	4. 4. 1
逗子市	逗子市 個人情報保護条例	3.12.25	4. 4. 1
厚木市	厚木市 個人情報保護条例	4. 3.30	4. 7. 1
相模原市	相模原市 個人情報保護条例	4.12.24	5. 7. 1
横須賀市	横須賀市 個人情報保護条例	5. 4. 1	5.10. 1
鎌倉市	鎌倉市 個人情報保護条例	5.10. 4	6. 4. 1
平塚市	平塚市 個人情報保護条例	6.12.19	7. 7. 1
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 個人情報保護条例	8. 3.25	8.10. 1
綾瀬市	綾瀬市 個人情報保護条例	9. 3.25	9. 7. 1
南足柄市	南足柄市 個人情報保護条例	9. 9.26	10. 4. 1
三浦市	三浦市 個人情報保護条例	9. 9.30	10. 4. 1
湯河原町	湯河原町 個人情報保護条例	10. 3. 6	10. 6. 1
海老名市	海老名市 個人情報保護条例	9.12.22	10. 7. 1
二宮町	二宮町 個人情報保護条例	10. 3.20	10.10. 1

団体名	条例名	公布年月日	施行年月日
大和市	大和市 個人情報保護条例	10. 3.26	10.10. 1
伊勢原市	伊勢原市 個人情報保護条例	10.12.11	11. 4. 1
愛川町	愛川町 個人情報保護条例	11. 3.30	12. 1. 1
座間市	座間市 個人情報保護条例	11. 6.29	12. 2.28
葉山町	葉山町 個人情報保護条例	11.12.20	12. 4. 1
寒川町	寒川町 個人情報保護条例	11.12.21	12. 4. 1
横浜市	横浜市 個人情報の保護に関する条例	12. 2.25	12. 7. 1
大磯町	大磯町 個人情報保護条例	12. 3.28	12. 7. 1
清川村	清川村 個人情報保護条例	12. 6.27	13. 4. 1
中井町	中井町 個人情報保護条例	13. 9.20	14. 4. 1
山北町	山北町 個人情報保護条例	13.10. 1	14. 4. 1
開成町	開成町 個人情報保護条例	14. 9.24	15. 4. 1
松田町	松田町 個人情報保護条例	14.12.12	15. 4. 1
真鶴町	真鶴町 個人情報保護条例	14.12.20	15. 4. 1
箱根町	箱根町 個人情報保護条例	14.12.20	15. 4. 1
大井町	大井町 個人情報保護条例	14.12.26	15. 4. 1



政策局情報企画部情報公開課

電話 (045) 210-3714 (直通)

FAX (045) 210-8838